

令和 3 年度

労 働 条 件 等 実 態 調 査 報 告 書

秋田県産業労働部雇用労働政策課

はじめに

この報告書は、県内の民間事業所における労働条件等の現状を把握するため、令和3年9月30日現在で実施した「令和3年度労働条件等実態調査」の結果をまとめたものです。

雇用環境の改善に向けた動きとしては、育児・介護休業法の改正により、事業主から対象労働者に対する育児休業取得の意向確認の義務化、男性の育児休業取得促進のための出生時育児休業制度の創設等が令和4年4月から順次施行されるほか、労働施策総合推進法に基づく職場におけるパワーハラスメント防止措置が同月から中小企業にも義務づけられるなど、働きやすい職場づくりに向けた取組が一層求められる状況となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化により、雇用情勢への影響が懸念されますが、本県の有効求人倍率は全国平均を上回り、依然として業種によっては人材不足の状況が続いており、多くの県内事業所において、優秀な人材の確保は喫緊の課題となっております。

こうした中、県では、4月からスタートする「新秋田元気創造プラン」において、「産業人材の確保・育成」を産業・雇用戦略の一つに位置づけ、柔軟な働き方の導入など働きやすい職場づくりや在職者・離職者の学び直しへの支援等を通じて、若者の県内定着はもとより、多様な人材の就業を促進し、本県産業の持続的な発展を支える人材の確保・育成に取り組むこととしております。

本報告書が、県内事業所等における雇用環境や労働条件のさらなる改善に向けて活用され、働き方改革の推進はもとより、円滑な労使関係の維持・向上に役立てていただければ幸いです。

最後に、本調査に御協力いただきました事業所の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、本県の雇用労働行政に対し、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年2月

秋田県産業労働部雇用労働政策課長

目 次

I 調査の概要	1
II 調査の結果	
1 労働時間	
(1) 週所定労働時間	19
(2) 日所定労働時間	21
(3) 変形労働時間制	23
(4) みなし労働時間制	24
2 休日休暇制度	
(1) 週休制の形態	25
(2) 年間休日総数	27
(3) 年次有給休暇	
ア 年次有給休暇の付与日数	28
イ 年次有給休暇の取得状況	29
ウ 年次有給休暇計画的付与制度の有無	30
(4) 特別休暇制度	31
3 女性の雇用管理	
(1) 女性管理職の割合	32
(2) 管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由	33
4 育児・介護休業制度	
(1) 育児休業制度	
ア 育児休業制度規定の有無	34
イ 育児休業の取得状況	35
(2) 介護休業制度	
ア 介護休業制度規定の有無	36
イ 介護休業の取得状況	37
(3) 子の看護休暇制度規定の有無	38
(4) 介護休暇制度規定の有無	39
5 職場におけるハラスメント防止対策	
(1) 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無	40
(2) 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策に関する規定の有無	41
6 仕事と子育ての両立支援	
(1) 両立支援・措置状況	42
ア 短時間勤務制度	43
イ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	44
ウ 所定外労働の免除	45
エ 1歳以上の子を対象とする育児休業	46
(2) 妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度	47
7 定年制	
(1) 定年制の有無と定年年齢	48
(2) 定年後の継続雇用制度	
ア 定年制実施事業所の継続雇用制度の有無	50
イ 継続雇用制度の最高雇用年齢	50
ウ 継続雇用制度適用対象者の範囲	51

8 退職金制度	
(1) 退職金制度及び形態	
ア 退職金制度の有無とその根拠	52
イ 退職金の支給形態	54
(2) 退職一時金制度	
ア 退職一時金の支払準備形態	55
イ 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数（会社都合）	56
ウ 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数（自己都合）	57
(3) 退職年金制度	
ア 退職年金制度の支払準備形態	58
イ 退職年金の原資（掛金）の労働者負担割合	59
(4) 退職金制度の動向	
ア 退職金制度（退職一時金）の見直しについて	60
イ 退職金制度（退職年金）の見直しについて	62
ウ 導入予定の退職金制度	64
エ 退職金制度を見直した理由	65
9 テレワーク	
(1) テレワーク実施の有無	66
10 非正規雇用労働者	
(1) 雇用関係	
ア 労働者の就業形態ごとの割合	67
イ 非正規雇用労働者を雇用している理由	68
ウ 非正規雇用労働者の雇用期間	69
エ 非正規雇用労働者の就業規則	70
オ 非正規雇用労働者の主な仕事	71
(2) 労働条件・諸制度	
ア 非正規雇用労働者の週平均所定労働時間	72
イ 非正規雇用労働者採用時の賃金	73
ウ 非正規雇用労働者の賃金水準が違う理由	74
エ 非正規雇用労働者の各種制度	75

I 調査の概要

I 調査目的

この調査は、県内における民間事業所の労働条件等の基本的事項を把握し、その実態を明らかにするとともに、労働条件の基礎資料として提供することを目的とする。

II 調査の時期

令和3年9月末日現在で実施した。

III 調査の対象

総務省統計局より提供された母集団情報（事業所常用雇用者数5人以上の民営事業所）から、事業所産業小分類別及び事業所従業者・事業従事者規模別に抽出された1,696の民営事業所とする。

IV 調査項目

1 事業所の現況

- ア 事業所名
- イ 所在地
- ウ 事業内容又は主要製品名
- エ 企業の常用労働者数
- オ 事業所の常用労働者数
- カ 労働組合の有無

2 労働時間

- (1) 所定労働時間
 - ①週所定労働時間
 - ②日所定労働時間
- (2) 変形労働時間制
- (3) みなし労働時間制

3 休日休暇制度

- (1) 週休制の形態
- (2) 年間休日総数
- (3) 年次有給休暇
- (4) 特別休暇制度

4 女性の雇用管理

- (1) 女性管理職の割合
- (2) 管理職に女性が少ない、あるいは全くいない理由

5 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

- ①育児休業制度規定の有無
- ②育児休業の取得状況

(2) 介護休業制度

- ①介護休業制度規定の有無
- ②介護休業の取得状況

(3) 子の看護休暇制度

(4) 介護休暇制度

6 職場におけるハラスメント防止対策

- (1) 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無
- (2) 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策に関する規定の有無

7 仕事と子育ての両立支援

- (1) 支援・措置の有無・内容
- (2) 再雇用特別措置

8 定年制

- (1) 定年制の有無と定年年齢
- (2) 定年後の継続雇用制度
 - ①定年制実施事業所の継続雇用制度の有無
 - ②継続雇用制度の最高雇用年齢
 - ③継続雇用制度適用対象者の範囲

9 退職金制度

(1) 退職金制度の有無及び形態

- ①退職金制度の有無
- ②退職金の支給形態

(2) 退職一時金制度

- ①退職一時金制度の実施状況
- ②受給に必要な最低勤続年数

(3) 退職年金制度

- ①退職年金制度の実施状況
- ②退職年金掛金の労働者負担

(4) 退職金制度の動向

- ①退職金制度の見直し
- ②退職金制度を見直した理由

10 テレワーク

(1) テレワーク実施の有無

11 非正規雇用労働者

(1) 雇用関係

- ①労働者の就業形態ごとの割合
- ②非正規雇用労働者を雇用している理由
- ③非正規雇用労働者の雇用期間
- ④非正規雇用労働者の就業規則
- ⑤非正規雇用労働者の主な仕事

(2) 労働条件・諸制度

- ①非正規雇用労働者の週平均所定労働時間
- ②非正規雇用労働者採用時の賃金
- ③非正規雇用労働者の賃金水準が違う理由
- ④非正規雇用労働者の各種制度

V 調査の方法

調査対象事業所に調査票を郵送し、記入後に返送してもらう「郵送調査」方法とした。

VI 集計方法

集計は、民間業者に委託した。

VII 回収の状況

区分		抽出		回収		回収率(%)	
		事業所数	構成比	事業所数	構成比		
調査計		1,696	100.0	1,172	100.0	69.1	
事業所規模	5 ~ 29人	746	44.0	478	40.8		
	30 ~ 99人	627	37.0	434	37.0		
	100 ~ 299人	277	16.3	212	18.1		
	300人以上	46	2.7	48	4.1		
産業分類		農林漁業	23	1.3	18	1.5	78.3
		鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.2	2	0.2	66.7
		建設業	157	9.3	115	9.8	73.2
		製造業	292	17.2	216	18.4	74.0
		電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.6	8	0.7	80.0
		情報通信業	18	1.1	11	0.9	61.1
		運輸業、郵便業	96	5.7	69	5.9	71.9
		卸売業、小売業	358	21.1	222	18.9	62.0
		金融業、保険業	44	2.6	25	2.1	56.8
		不動産業、物品賃貸業	19	1.1	14	1.2	73.7
		学術研究、専門・技術サービス業	29	1.7	24	2.1	82.8
		宿泊業、飲食サービス業	121	7.1	51	4.4	42.1
		生活関連サービス業、娯楽業	55	3.2	18	1.5	32.7
		教育、学習支援業	35	2.1	31	2.7	88.6
		医療、福祉	302	17.8	260	22.2	86.1
		複合サービス事業	25	1.5	20	1.7	80.0
		サービス業(他に分類されないもの)	109	6.4	68	5.8	62.4

注)事業所規模の区分について、抽出欄は、「事業所母集団データベース(令和元年次フレーム)」、回収欄は、「今回調査の回答」の人数による。

VIII 結果利用上の注意

この調査は標本調査であるため、その結果は比推定で母集団に復元している。ただし、育児休業及び介護休業の該当者、取得者数及び平均休業日数については回答数が少ないとため、実数を積算した。

また、集計の合計値は個々の値をそれぞれ四捨五入していることから、必ずしも 100%にならない。

なお、本報告書の産業分類は、日本標準産業分類（第 13 回改定）による。

(参考)

秋田県の民営（個人・法人）の産業、常用雇用者規模（5人以上）別事業所数

(事業所母集団データベース（令和元年次フレーム）)

区分	5~29人	30~99人	100~299人	300人~	合計
農林漁業	313	15	1	0	329
鉱業、採石業、砂利採取業	20	6	0	0	26
建設業	1,766	154	8	0	1,928
製造業	1,179	353	90	18	1,640
電気・ガス・熱供給、水道業	28	11	4	0	43
情報通信業	77	25	5	1	108
運輸業、郵便業	487	154	17	1	659
卸売業、小売業	3,687	302	51	1	4,041
金融業、保険業	433	49	2	2	486
不動産業、物品賃貸業	209	17	1	0	227
学術研究、専門・技術サービス業	356	27	0	0	383
宿泊業、飲食サービス業	1,299	130	5	1	1,435
生活関連サービス業、娯楽業	562	60	4	0	626
教育、学習支援業	211	52	4	2	269
医療、福祉	1,914	395	49	15	2,373
複合サービス業	179	15	9	1	204
サービス業（外に分類されないもの）	705	116	27	4	852
合計	13,425	1,881	277	46	15,629

令和3年度 労働条件等実態調査票

秋田県産業労働部雇用労働政策課
〒010-8572秋田市山王三丁目1番1号
TEL(018)860-2334 FAX(018)860-3833

整理番号	産業分類	規模	地域区分

(この欄は記入不要です)

この調査は、県内の事業所における労働条件等の状況を把握し、各種施策の推進のために活用させていただきます。
調査票は、統計以外の目的に使用されることはありませんので、事実をありのままに記入してください。

《特に指示のない限り、令和3年9月30日現在の状況をご記入ください》

提出期限：令和3年10月18日（月）

1 事業所の概況

事業所名	事業内容または主要製品名						
所在地	*企業の全常用労働者数 29人以下 30~99人 100~299人 300~499人 500~999人 1,000人以上 1 2 3 4 5 6						
記入者 職氏名	*貴事業所の常用労働者数 男 人 (うちパート 人) 女 人 (うちパート 人) 合計 人 (うちパート 人)						
電話 FAX							
労働組合の有無	1. 有	2. 無	↑ 本調査票が送付された事業所の人員				

- * 「企業の全常用労働者数」は、貴事業所のほか、本社・支店・出張所・工場などがある場合は、その全部の常用労働者を合計した企業全体の人数の該当する番号を○で囲んでください。
- * 「貴事業所の常用労働者数」は、この調査票が送付された事業所の人数を記入してください。
人数には、パートタイム労働者及び期間を定めて雇われている労働者を含みます。
- * 「常用労働者」とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 期間を定めずに雇われている労働者
 - (2) 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
 - (3) 臨時または日雇い労働者で、8月及び9月の各月にそれぞれ18日以上雇われた労働者
 なお、(i) 役員でも、部長、工場長などのように常時勤務して、一般的労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月支払われている者は、常用労働者に含めます。
- * 「パートタイム労働者」とは、「常用労働者」のうち、次のいずれかに該当する労働者をいいます。
 - (1) 1日の所定労働時間が一般的労働者より短い者
 - (2) 1日の所定労働時間が一般的労働者と同じで1週の所定労働日数が一般的労働者より短い者

以下の質問では、非正規雇用労働者は対象外として回答をお願いします。

- * 非正規雇用労働者とは、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員、嘱託社員、出向社員、臨時の雇用者等をいいます。

2 労働時間

(1) 所定労働時間

貴事業所の所定労働時間は何時間ですか。

- * 「所定労働時間」とは、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻までの時間から休憩時間を除いた労働時間をいいます。
- * 週の欄については、週休日以外の休日のない通常の週の所定労働時間によります。
- * 週によって所定労働時間が異なる場合は、週平均で記入してください。
- * 1日の欄については、1日単位で所定労働時間が決まっている場合のみ記入してください。
- * 部門・職種等で異なる場合は、適用労働者の最も多いもので記入してください。

週

--	--

 時間

--	--

 分

1日

--	--

 時間

--	--

 分 (通常日)

(2) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- * 「変形労働時間制」とは、就業規則等により、ある一定期間内における平均1日労働時間と平均週労働時間が法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えないよう、特定の日、特定の週の所定労働時間が法定労働時間の枠を超えていても、法定労働時間を超えたとの取扱をしない制度です。
- * 「フレックスタイム制」とは、1か月以内の一定の期間（清算期間）の総労働時間を定めておき、労働者は、その条件のうちで各自の始業、終業の時刻を自分で選択して働く制度です。

採用している				採用していない
1年単位の 変形労働時間制	1か月単位の 変形労働時間制	1週間単位の 変形労働時間制	フレックスタイム制	
1	2	3	4	5

(3) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- * 「みなし労働時間制」とは、労働時間が算定しにくい労働について、所定労働時間あるいは通常労働時間となる時間を労働したものと「みなす」制度です。
- * 「事業場外労働のみなし労働時間制」とは、労働者（外勤の営業社員など）が業務の全部または一部を事業場外で従事し、使用者の指揮監督が及ばないために、その労働時間の算定が困難な場合、所定労働時間労働したものとみなす制度です。
- * 「専門業務型裁量労働制」とは、研究開発など19の業種について、その業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、業務の遂行の手段や時間配分の決定などに関する指示をしないこととする業務を遂行する場合に、労使協定により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度です。
- * 「企画業務型裁量労働制」とは、事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度です。なお、導入においては、労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意と届け出が必要です。

採用している			採用していない
事業場外の みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
1	2	3	4

3 休日休暇制度

(1) 週休制の形態

貴事業所における週休制の形態はどうなっていますか。該当する番号を○で囲んでください。

- * 「2日を超える週休制」には、何らかの週休3日制、3勤4休制などが該当します。
- * 部門、職種等で異なる場合は、適用労働者の最も多いもので記入してください。
- * 年間カレンダー等によって年間休日を定めている（週休制の形態が一定していない）場合は、平均的にみて週休日相当が該当する番号に○をつけてください。

2日を超える 週休制	週 休 2 日 制						週 休 1 日半制	週 休 1 日制
	完 全 (毎週)	月3回	隔 週	月2回	月1回	その他の (4週5休等)		
1	2	3	4	5	6	7	8	9

(2) 年間休日総数

貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

- * 年間の「週休日」（土・日曜日、会社指定日）及び「週休日以外の休日」（国民の祝日、年末年始、夏季、会社創立記念日などで休日とされている日）の合計日数をいいます。
- * 年次有給休暇分や雇用調整、生産調整などのための臨時休業日数は含みません。
- * 半休は2日分で1日とし、端数は切り上げて整数で記入してください。

年間休日総数
日

(3) 年次有給休暇

①貴事業所における最近1年間の、従業員に対する年次有給休暇の ①平均付与日数 ②平均繰越日数 ③平均取得日数は何日ですか。

- * 「最近の1年間」とは、年休を付与する上で区切りとしている期間（休暇年度）で、令和3年9月30日までに終了した最近のものとします。
例1)：休暇年度が1月1日～12月31日の場合、最近の1年間は令和2年1月1日～令和2年12月31日。
例2)：休暇年度が4月1日～3月31日の場合、最近の1年間は令和2年4月1日～令和3年3月31日。
- * 「平均付与日数」とは、当該休暇年度に新たに付与された年次有給休暇日数の平均です。前年未消化の繰越分は除きます。
- * 「平均繰越日数」とは、前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰り越された日数の平均です。
- * 平成31年4月から、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の労働者には、年5日以上の年次有給休暇を取得させることが義務づけられました。

①平均付与日数

--

日

前年から繰越された日数除く

②平均繰越日数

--

日

前年から繰越された日数

③平均取得日数

--

日

従業員が取得した日数

②年次有給休暇を計画的に付与する制度がありますか。該当する番号を○で囲んでください。

- * 年次有給休暇の「計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。

制度の	1	有
有 無	2	無

(4) 特別休暇制度

貴事業所では年次有給休暇とは別に、従業員のゆとりある生活や人材育成のための特別な休暇制度を設けていますか。
該当する番号をすべて○で囲んで下さい。

- * 有給・無給の区別についても○をしてください。また、名称が異なっていても同様の趣旨の休暇であれば選んでください。なお、事業所全体が一斉に休む休日は除きます。
- * 「リフレッシュ休暇」とは、勤続年数の節目に労働者のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件に合致する労働者に付与する連続休暇です。例）永年勤続特別休暇
- * 「メモリアル休暇」とは、労働者の誕生日や結婚記念日等に付与する休暇です。
- * 「ボランティア休暇」とは、社会・地域貢献活動、無償の社会奉仕活動（政治、宗教活動は除く）を行う労働者に付与する休暇です。
- * 「教育訓練休暇」とは、教育・訓練を受ける目的で、一定期間職場を離れることを可能にする休暇です。

制度の 有 無	1	有	→	1	リフレッシュ休暇	(有給 無給)
	2	無		2	メモリアル休暇	(有給 無給)
	3			3	ボランティア休暇	(有給 無給)
	4			4	教育訓練休暇	(有給 無給)
	5			5	その他(休暇名)	(有給 無給)

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

4 女性の雇用管理について

(1) 貴事業所の管理職について、それぞれの役職に就いている人数及びそのうち女性の人数は何人ですか。

該当する役職がない場合は「ー」、該当する役職があっても該当者がいない場合は「〇」を記入してください。

役職	登用状況等			役職に就いている人数	
	(男 女 計)		うち女性		
役員	人		人		
部長相当職	人		人		
課長相当職	人		人		
係長相当職	人		人		

* 同一の人物が役職を兼ねている場合は上位の役職に計上してください。

例) 取締役部長→役員

(2) (1)で女性の割合が少ない（1割未満）あるいは全くいない管理職等が1つでもある事業所のみお答えください。

女性の割合が少ない（1割未満）あるいは全くない管理職等があるのはどのような理由からですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない	6	時間外労働が多い、又は深夜残業が多い
2	将来管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在、管理職に必要な在職年数等を満たしている者がいない	7	家庭責任を多く負っているため責任ある仕事に就けられない
3	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職する	8	仕事がハードで女性には無理である
4	全国規模の転勤がある	9	女性本人が管理職を希望しない
5	顧客が女性管理職をいやがる	10	上司・同僚・部下となる男性が女性管理職を希望しない
		11	その他()

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

5 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度について

育児休業制度とは「育児・介護休業法」に規定する制度で、労働基準法で規定する産前産後休業とは別に、子が1歳に達するまでの間（父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月まで、一定の場合は1歳6か月まで）、子を養育するため一定期間休業できる制度をいいます。

この制度はすべての事業所に義務づけられており、正社員だけでなく一定の範囲の期間雇用者も対象となります。

また、平成22年6月30日から、配偶者が専業主婦（夫）などであっても申出を拒むことはできなくなりました。

①育児休業制度に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。
「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1	規定があり制度を実施したこともある	→	・今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。		
2	規定はあるが制度を実施したことではない		年 月 頃予定		
3	規定はないが制度を実施したことがある				
4	規定はなく制度を実施したこともない				

②貴事業所では、育児休業を取得した従業員はいましたか。

育児休業を取得した従業員がいる場合、その人数・日数についてもお答えください。

1	男性の該当者	人
2	女性の該当者	人
2	男性の取得者	人
2	女性の取得者	人
3	男性の平均取得日数	日
3	女性の平均取得日数	日

- ※1 「該当者」は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の1年間の出産者数（男性の場合は配偶者が出産した者の数）
※2 「取得者」は、1に該当した者のうち、令和3年9月30日までの間に、育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）
※3 「平均取得日数」は、2の開始者（申出者を含む）の一人あたりの平均取得日数（少数未満は切り上げ）

(2) 介護休業制度について

介護休業制度とは「育児・介護休業法」に規定する制度をいい、要介護状態にある家族の介護のため、一定期間休業できる制度をいいます。家族の介護のため、労働基準法で規定する年次有給休暇を取得する場合は除きます。
平成11年4月から、介護休業制度がすべての事業所に義務づけられています。また、平成17年4月から、一定の範囲の期間雇用者についても対象になりました。

①介護休業制度に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。
「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1	規定があり制度を実施したことある
2	規定はあるが制度を実施したことない
3	規定はないが制度を実施したことがある
4	規定はなく制度を実施したことない

・規定で定められた期間は
どのくらいですか。

1	93日以内
2	94日以上6か月未満
3	6か月以上

・今後規定を設ける予定があるとすれば
それはいつ頃ですか。

年 月 頃予定

②貴事業所では、介護休業を取得した従業員はいましたか。

過去1年間（令和2年10月1日から令和3年9月30日の間）の取得実績についてお答えください。

1	いた
2	いない

・取得した従業員の平均休業期間は
どの程度ですか（休業期間には、週休日等の休日も含みます）。

男性 人 女性 人 日

(3) 子の看護休暇制度について

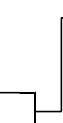
子の看護休暇制度とは「育児・介護休業法」に規定する制度をいい、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで、病気、けがをした子の看護のために休暇を取得することができる制度をいいます。
前記5(2)の介護休業制度や、子の看病のために労働基準法で規定する年次有給休暇を取得する場合とは別に制度化しているものをいいます。

この制度は、すべての事業所に義務づけられています。

子の看護休暇制度に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1 規定があり制度を実施したこともある
2 規定はあるが制度を実施したことではない
3 規定はないが制度を実施したことがある
4 規定はなく制度を実施したこともない



→・今後規定を設ける予定があるとすれば
それはいつ頃ですか。

年	月

頃予定

(4) 介護休暇制度について

介護休暇制度とは、「育児・介護休業法」に規定する制度をいい、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者の申し出により、対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで、介護その他の世話をために休暇を取得できる制度をいいます。

介護休暇制度に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1 規定があり制度を実施したこともある
2 規定はあるが制度を実施したことではない
3 規定はないが制度を実施したことがある
4 規定はなく制度を実施したこともない



→・今後規定を設ける予定があるとすれば
それはいつ頃ですか。

年	月

頃予定

6 職場におけるハラスメント防止対策について

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、事業主及び労働者の責務が法律上明記されています。

令和2年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務（※）となりました。※中小事業主は令和4年4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。

また、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、雇用管理上の措置を講じることが既に義務づけられていますが、令和2年6月1日より事業所の規模を問わず防止対策も強化されました。

(1) 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で明文化されているものをいいます。
「相談体制を整備している」とは、相談窓口をあらかじめ定める等の対応をしていることをいいます。

1 規定があり相談体制も整備している
2 規定はあるが相談体制は整備していない
3 規定はないが相談体制は整備している
4 規定はなく相談体制も整備していない



→・今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。

年	月

頃予定

(2) 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で明文化されているものをいいます。
「相談体制を整備している」とは、相談窓口をあらかじめ定める等の対応をしていることをいいます。

1	規定があり相談体制も整備している
2	規定はあるが相談体制は整備していない
3	規定はないが相談体制は整備している
4	規定はなく相談体制も整備していない

→・今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。
年 月 頃予定

7 仕事と子育ての両立支援について

(1) 貴事業所では従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置を行っていますか。

- * 「行っている」とは、規定（就業規則等による明文化）がある、又は規定はないが、支援・措置等の実績がある場合をいいます。

1	行っている
2	行っていない

・次の内容のうち、どのような支援・措置を行っていますか。（該当する内容、年齢区分の欄すべてに○印をつけてください）

両立支援・措置	対象となる子の年齢		1歳未満	1歳～3歳未満	3歳～小学校就学前	小学校～
	1歳未満	1歳～3歳未満				
1 短時間勤務制度						
2 育児の場合に利用できるフレックスタイム制度						
3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ						
4 所定外労働の免除						
5 事業所内託児施設						
6 育児に要する経費の援助措置						
7 1歳以上の子を対象とする育児休業						
8 小学生以上の子を対象とする看護休暇制度						

- * 記入例：短時間勤務制度を、0歳から小学校就学前までの子どもを対象に実施している場合は、「1歳未満」、「1歳～3歳未満」、「3歳～小学校就学前」のいずれの欄にも○印をつけてください。

(2) 妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置について

再雇用特別措置とは、「育児・介護休業法」に規定する措置をいい、妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した男女労働者に対して、退職の際に、将来再び雇用されることを希望する旨の申し出をした者について、募集、採用にあたって特別の配慮をする措置をいいます。

再雇用特別措置制度に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。
「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1	規定があり制度を実施したこともある
2	規定はあるが制度を実施したことはない
3	規定はないが制度を実施したことがある
4	規定はなく制度を実施したことない

→・今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。
年 月 頃予定

8 定年制について

* 平成10年4月から、定年の定めをする場合、**60歳以上**とすることが義務づけられています。また、平成18年4月1日からは、年金支給開始年齢の段階的引上げにあわせ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置を講ずることが義務づけられています。さらに、平成25年4月から継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが原則廃止され、希望者全員を継続雇用の対象とすることが必要となりました。また、令和3年4月からは70歳までの就業確保措置が事業主の努力義務になりました。

(1) 定年の定めを設けていますか。

定年制実施 の 有 無	1 有	2 無
----------------------	--------	--------

定年年齢が61歳以上の場合は、
具体的に 歳

- * 定年年齢の引き上げが決定している事業所は、改訂後のもので記入してください。
- * 職種別に定年年齢を定めている事業所は、適用労働者の最も多い職種で記入してください。

(2) 定年後の継続雇用制度

再雇用制度または勤務延長制度を採用していますか。

* 「再雇用制度」とは、定年年齢でいったん退職させた後、再び雇用する制度をいいます。

* 「勤務延長制度」とは、定年年齢に達しても退職させることなく、引き続き雇用する制度をいいます。

継続雇用 制度の有無	1 有	2 無
---------------	--------	--------

→雇用期間（延長期間）は**最高何歳**までですか。
(職種別に定年年齢を定めている事業所は、適用労働者の最も多い職種で記入してください)

歳 (※上限がない場合は、70歳と記入してください。)

1	原則として希望者全員	3	会社が定めた基準を満たした者
2	会社が特に必要と認めた者に限る	4	その他()

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

9 退職金制度

(1) 退職金制度の有無及び形態

①退職金制度の有無についてお答えください。

1 有	2 無
--------	--------

→制度の根拠は何によっていますか。

労働協約 就業規則 社内規定 その他

→制度が無い事業所は「(4)退職金制度の動向」へ進んでください。

②退職金制度の支給形態はどれですか。

1	退職一時金のみ
2	退職一時金と退職年金の併用
3	退職年金のみ
4	退職一時金と退職年金のどちらか一方又は両方を労働者が選択する

→「(3)退職年金制度について」へ進んでください。

* ここでいう「退職年金」とは労働者の退職金を年金として支給する制度で、厚生年金などの**公的年金制度だけ**の場合は除きます。

(2) 退職一時金制度について

退職一時金制度とは、労働者の退職時に一括して退職金を支給する制度をいい、退職金の支払い資金を企業内で準備する「社内準備」のものと、企業外部の機関（勤労者退職金共済機構など）に支払い資金を積み立てる「社外準備」のものがあります。

①退職一時金制度の実施状況（退職一時金制度がある事業所に伺います。）

退職一時金の支払い準備形態はどれですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- * **中小企業退職金共済制度**とは、中小企業退職金共済制度に基づく退職金共済制度をいい、常用労働者（パートタイマーを含む）を対象とする「一般退職金共済制度」と、建設業、清酒製造業又は林業に期間を定めて雇用される労働者を対象とする「特定業種退職金共済制度」があります。
- * **特定退職金共済制度**とは、商工会議所、商工会などが、税務署長の承認を受けて行う共済制度をいいます。

1	社内準備	3	特定退職金共済制度
2	中小企業退職金共済制度	4	その他（具体的に）

- * 前の質問で「1 社内準備（複数回答で社内準備を含んで答えた場合を含む）」「4 その他」と答えた方のみ、以下の質問にお答えください。それ以外の場合は「(3) 退職年金制度について」へ進んでください。

②受給に必要な最低勤続年数は何年ですか。

会社都合（定年含む）退職	年
自己都合退職	年

(3) 退職年金制度について

退職年金制度とは、労働者の退職後、一定期間又は生涯にわたって定期金を支給する制度をいい「厚生年金基金」、「確定拠出年金（企業型）」「確定給付企業年金」があります。

①退職年金制度の実施状況（退職年金制度がある事業所に伺います。）

退職年金の支払い準備形態はどれですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- * **厚生年金基金**とは、厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険の一部を企業年金で代行する制度を言います。なお、この制度については見直しが行われ、平成26年4月から他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等が行われています。
- * **確定拠出年金（企業型）**とは、会社が拠出した掛金を加入者自ら運用を行い、その運用の結果に基づいて給付を受ける制度を言います。この制度は、平成13年10月から新たに導入された制度です。
- * **確定給付企業年金**とは、厚生年金基金とは異なり、厚生年金保険の代行を行わず、上乗せの年金給付のみを行う制度です。

1	厚生年金基金（調整年金）	2	確定拠出年金（企業型）	3	確定給付企業年金	4	企業独自の年金
---	--------------	---	-------------	---	----------	---	---------

②退職年金の掛金に対して 労働者負担はありますか。

1	有	→ 従業員の負担割合 (小数点以下の四捨五入してください)	%
2	無		

* (3) ①で複数の回答を選んだ方は、平均の負担割合をお答えください。

(4) 退職金制度の動向（退職金制度の有無にかかわらず、全ての事業所に対してお聞きします）

- ①平成30年～令和2年の過去3年間に何らかの見直しを行いましたか。また今後3年間に見直しの予定はありますか。
退職一時金、退職年金それぞれの過去・今後の状況について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

項目	退職一時金		退職年金	
	過去3年間の状況	今後3年間の状況	過去3年間の状況	今後3年間の状況
制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）	1	1	1	1
制度を廃止（複数ある制度のうち1つの廃止も含む）	2	2	2	2
他の制度への移行（退職一時金の一部又は全部を退職年金制度へ移行等）	3	3	3	3
算定方法の変更（ポイント制の導入等）	4	4	4	4
支給額の変更	5	5	5	5
退職金を縮小し毎月の給与に上乗せ	6	6	6	6
その他（）	7	7	7	7
見直しは行わない	8	8	8	8

→「今後3年間に制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）」を選択した企業にお聞きします。導入を予定している制度は何ですか。

1 確定拠出年金制度	2 確定拠出年金制度以外()
------------	-----------------

②過去3年間に退職金制度を見直した事業所にお聞きします。退職金制度を見直した理由は何ですか。

該当する番号をすべて○で囲んでください。

1 労働者構成の高齢化に伴う人件費増大に対処するため	5 同業者他、世間の水準に合わせた変更
2 退職金原資の積み立て不足（運用利回りの低下等）	6 中途採用者の増加に対処
3 税法上のメリットを考慮	7 厚生年金基金制度見直しによる制度移行
4 在職中の能力や業績を反映させるため	8 その他（）

10 テレワークについて

「テレワーク」とは情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいいます。テレワークは、働く場所によって、**在宅勤務**（自宅利用型テレワーク）、**モバイルワーク**、**サテライトオフィス勤務**（施設利用型テレワーク）の3つに分けられます。

- * 「在宅勤務」とは、自宅を就業場所として業務に従事する働き方です。
- * 「モバイルワーク」とは、移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所として業務に従事する働き方です。
- * 「サテライトオフィス勤務」とは、勤務先以外のオフィススペースや遠隔勤務用の施設を就業場所として業務に従事する働き方です。

(1) テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務のいずれか）を実施していますか。

* 「実施している」とは実績があることをいいます。

1 実施している
2 実施したい（予定ありを含む）
3 実施するつもりはない

・今後実施する予定があるとすればそれはいつ頃ですか。

年	月	頃予定
---	---	-----

非正規雇用労働者を雇用していない事業所への質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

以下の質問では、非正規雇用労働者について回答をお願いします。

1.1 非正規雇用労働者について

(1) 雇用関係

①貴事業所の労働者について、就業形態ごとにその人数をお答えください。

正規雇用	非正規雇用								非正規雇用 計
	パートタイ ム労働者	契約 社員	派遣 社員	嘱託 社員	出向 社員	臨時的 雇用者	()		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- * パートタイム労働者とは、正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間は1か月を超えるか、又は定めがない者をいいます。
- * 契約社員とは、正社員と所定労働時間・日数が同じで、雇用期間が1か月を超えて契約する者をいいます。(例:フルタイムパート)
- * 派遣社員とは、「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者をいいます。
- * 嘱託社員とは、定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者をいいます。
- * 出向社員とは、他企業より出向契約に基づき出向している者をいいます。出向元に籍を置いているかどうかは問いません。
- * 臨時的雇用者とは、雇用期間が1か月以内の者又は日々雇用している者をいいます。
- * その他とは、上記以外の労働者をいいます。その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

②非正規雇用労働者を雇用している理由は主として何ですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1 経営状態に応じた雇用調整が容易なため	6 正規雇用労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補うため
2 正規雇用労働者の採用が困難であるため	7 再雇用、勤務延長のため
3 忙しい時期のみ雇用できるため	8 資格、技能を持った人が必要であるため
4 正規雇用労働者に比べ人件費等、経費負担が少なくて済むため	9 その他()
5 仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合うため	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください

③非正規雇用労働者を雇用する場合、雇用期間の定めはありますか。

1 全員一律に定めている	→・雇用期間はどの程度ですか。		
2 各人によって異なる	1 1か月未満	4 6か月～1年	
3 期間の定めはない	2 1～3か月未満	5 1年を超える期間	
	3 3～6か月未満		

④非正規雇用労働者の就業規則はどのようにになっていますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1 正規雇用労働者の就業規則を準用している
2 正規雇用労働者の就業規則に非正規雇用労働者についての定めを追加して適用している
3 非正規雇用労働者だけの就業規則を作成している
4 非正規雇用労働者に適用する就業規則はない
5 その他()

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

⑤非正規雇用労働者の主な仕事は何ですか(1つ選択)。

1 正規雇用労働者とほぼ同じ仕事
2 非正規雇用労働者が主体の単純労働や、正規雇用労働者の補助的な仕事
3 専門的な知識、技能を有する仕事
4 その他()

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

(2) 労働条件・諸制度

①非正規雇用労働者の週平均所定労働時間について、該当する人数を記入してください。

1	2	3	4	5	6	7
1 8 時間未満 3 0 時間未満	1 8 時間以上 3 0 時間未満	3 0 時間以上 4 0 時間未満	4 0 時間以上 4 4 時間未満	4 4 時間以上 4 6 時間未満	4 6 時間以上 4 6 時間未満	合 計
人	人	人	人	人	人	人

*合計欄の人数は、調査票 11 ページ 11 (1) ①の「非正規雇用計」欄と一致するかチェックしてください。

②非正規雇用労働者の採用時の賃金は何を考慮して決定していますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1 同じ地域・職種の非正規雇用労働者の賃金	5 年齢に応じて
2 同じ職種の正規雇用労働者の賃金	6 仕事の困難度に応じて
3 地域別・産業別最低賃金	7 その他 ()
4 経験年数に応じて	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

③非正規雇用労働者の賃金水準が正規雇用労働者と違う理由は何ですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1 職務内容が違うため	6 正社員については企業への貢献がより期待できるため
2 責任の重さが違うため	7 もともとそういった契約内容で労働者も納得しているため
3 勤務時間の選択性があるため	8 正規雇用労働者の賃金を下げることができないため
4 残業時間・回数が違うため	9 その他 ()
5 配置転換の頻度が違うため	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

④非正規雇用労働者の各種制度はどのようにになっていますか。実施しているものすべてを○で囲んでください。

1 正規雇用労働者への切り替え制度	5 升 級 制 度
2 年 次 有 給 休 暇	6 賞 与
3 育 児 休 業 制 度	7 退 職 金 制 度
4 介 護 休 業 制 度	

～ 以上で、質問事項は終了です。～
ご協力ありがとうございました。

II 調査の結果

1 労働時間

(1) 週所定労働時間

「40時間以下」が事業所の87.6%、労働者の94.4%

1週間の所定労働時間は、「40時間以下」が事業所の87.6%、労働者の94.4%となっている。これを産業別にみると「40時間以下」が「金融、保険業」で事業所の97.7%となっている。

また、週所定労働時間の事業所平均は、39時間24分(前年度39時間35分)で、労働者平均は、39時間14分(前年度39時間20分)となっている。

図-2 週40時間以下の事業所及び労働者の割合

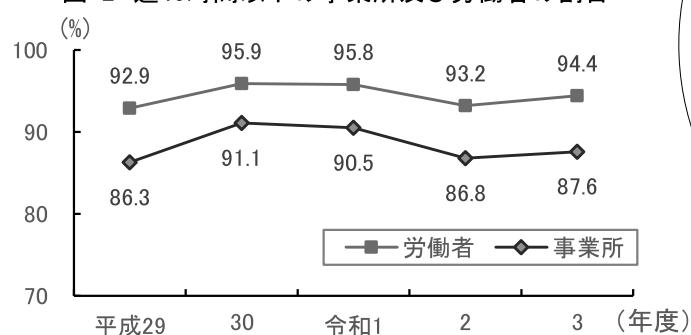
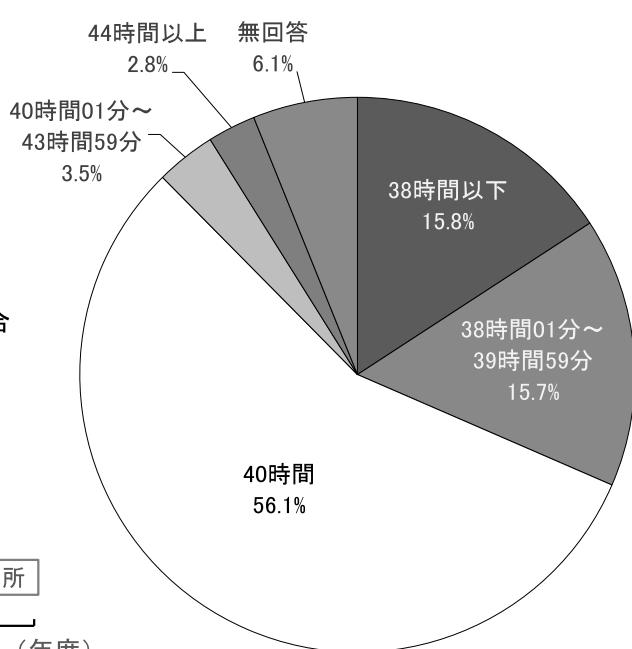


図-1 週所定労働時間

【調査計:事業所数の割合】



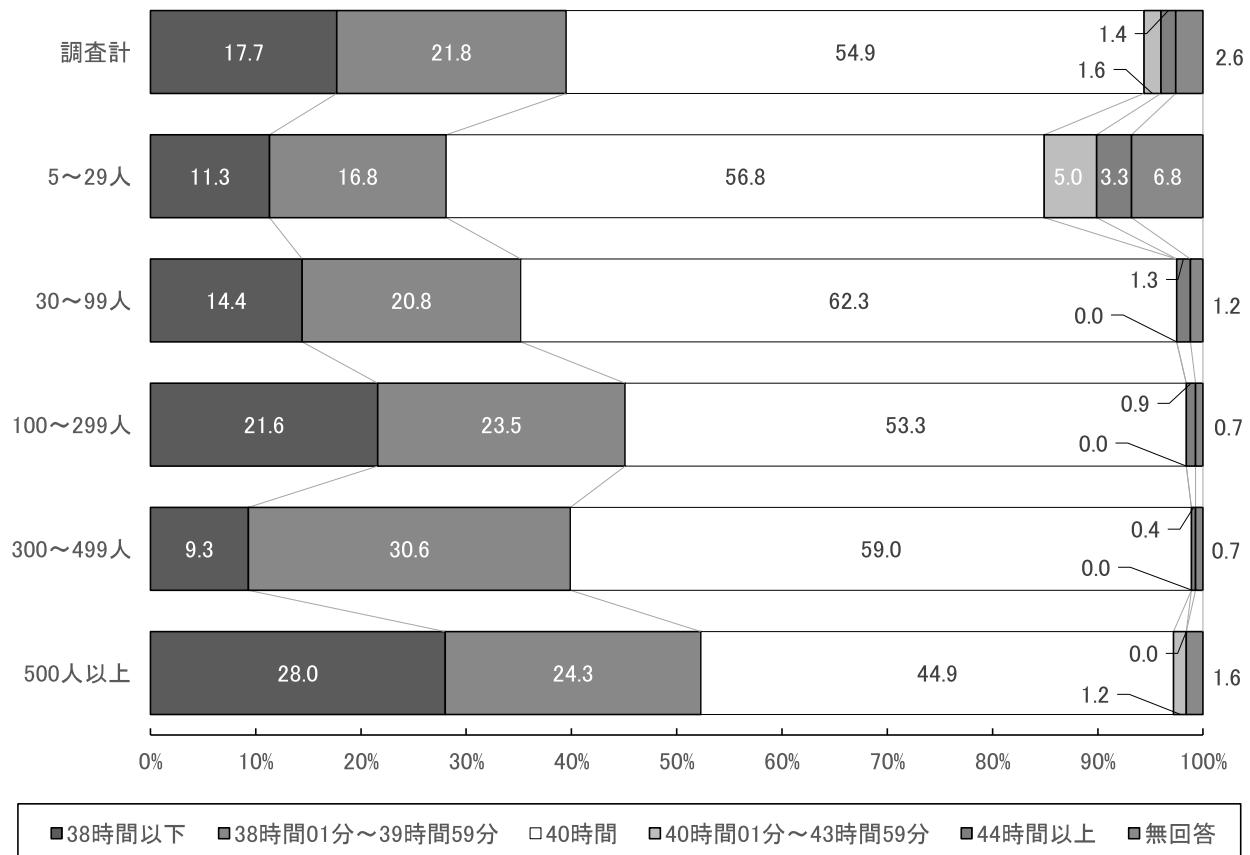
第1表 週所定労働時間(事業所数の割合)

区分	合計	38時間以下	38時間01分～39時間59分	40時間	40時間01分～43時間59分	44時間以上	無回答	1事業所当たりの平均週所定労働時間	
調査計	100.0	15.8	15.7	56.1	3.5	2.8	6.1	39時間24分	
企業規模	5～29人	100.0	12.6	13.4	53.8	6.5	4.3	9.4	39時間43分
	30～99人	100.0	16.5	17.4	63.7	0.0	1.6	0.8	39時間16分
	100～299人	100.0	22.4	22.3	52.6	0.0	1.3	1.4	38時間48分
	300～499人	100.0	10.2	26.2	54.3	0.0	4.6	4.7	39時間50分
	500人以上	100.0	20.8	12.0	58.2	1.8	0.2	7.0	39時間03分
産業分類	建設業	100.0	11.7	24.7	46.8	2.7	5.3	8.8	39時間45分
	製造業	100.0	16.0	22.8	52.2	4.3	0.4	4.3	39時間10分
	情報通信業	100.0	45.8	42.7	6.5	0.0	5.0	0.0	38時間33分
	運輸、郵便業	100.0	11.3	5.0	72.2	3.7	3.7	4.1	40時間03分
	卸売、小売業	100.0	19.6	10.6	52.3	2.5	3.4	11.6	39時間15分
	金融、保険業	100.0	74.1	1.1	22.5	0.0	0.0	2.3	37時間24分
	宿泊、飲食業	100.0	3.8	0.5	82.0	3.3	3.8	6.6	39時間37分
	サービス業	100.0	14.6	16.5	51.5	3.1	5.9	8.4	39時間43分
地域別	県北	100.0	14.9	14.4	59.2	0.9	2.5	8.1	39時間23分
	中央	100.0	18.5	15.9	53.2	3.7	3.4	5.3	39時間23分
	県南	100.0	11.4	16.4	58.7	5.2	2.2	6.1	39時間29分
労働組合有	100.0	30.2	14.6	46.8	1.2	2.2	5.0	39時間06分	
労働組合無	100.0	12.3	15.9	58.3	4.0	3.0	6.5	39時間29分	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-3 週所定労働時間【労働者数の割合】



第2表 週所定労働時間(労働者数の割合)

区分	合計	38時間以下	38時間01分～39時間59分	40時間	40時間01分～43時間59分	44時間以上	無回答	労働者1人当たりの平均週所定労働時間
調査計	100.0	17.7	21.8	54.9	1.6	1.4	2.6	39時間14分
企業規模	5～29人	100.0	11.3	16.8	56.8	5.0	3.3	39時間38分
	30～99人	100.0	14.4	20.8	62.3	0.0	1.3	39時間26分
	100～299人	100.0	21.6	23.5	53.3	0.0	0.9	38時間57分
	300～499人	100.0	9.3	30.6	59.0	0.0	0.4	39時間25分
	500人以上	100.0	28.0	24.3	44.9	1.2	0.0	38時間44分
産業分類	建設業	100.0	12.4	24.9	46.6	1.9	4.4	39時間42分
	製造業	100.0	14.4	28.0	54.1	1.9	0.4	39時間07分
	情報通信業	100.0	50.5	26.6	13.3	0.0	9.6	38時間38分
	運輸、郵便業	100.0	12.2	6.3	74.7	3.9	1.1	39時間44分
	卸売、小売業	100.0	18.8	17.1	57.5	0.9	2.2	39時間17分
	金融、保険業	100.0	80.6	2.2	12.6	0.0	0.0	37時間34分
	宿泊、飲食業	100.0	0.5	1.3	96.0	0.4	1.4	40時間04分
	サービス業	100.0	15.6	19.1	57.7	1.2	2.3	41時間28分
地域別	県北	100.0	13.0	19.0	61.5	0.7	1.1	39時間19分
	中央	100.0	22.4	22.7	49.2	1.9	1.8	39時間10分
	県南	100.0	12.0	22.3	61.0	2.0	0.7	39時間17分
労働組合有	100.0	30.9	24.7	41.5	0.8	0.8	1.3	38時間55分
労働組合無	100.0	11.9	20.5	60.8	2.0	1.6	3.2	39時間22分

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

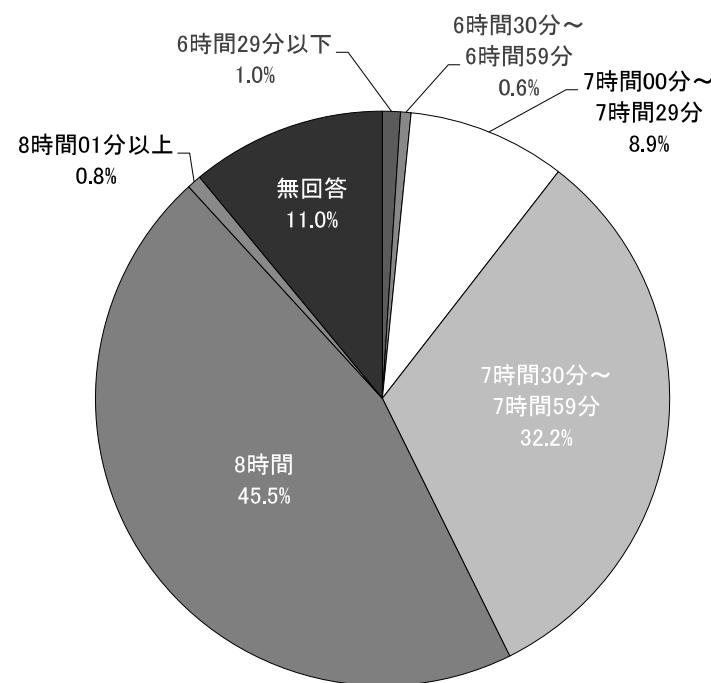
(2) 日所定労働時間

事業所平均7時間44分、労働者平均7時間47分

1日の所定労働時間は、事業所平均7時間44分(前年度7時間43分)、労働者平均7時間47分(前年度7時間44分)となっている。

また、所定労働時間を時間別にみると「8時間」が最も多く、事業所の45.5%、労働者の47.3%となっている。

図-4 1日の所定労働時間
【調査計:事業所数の割合】



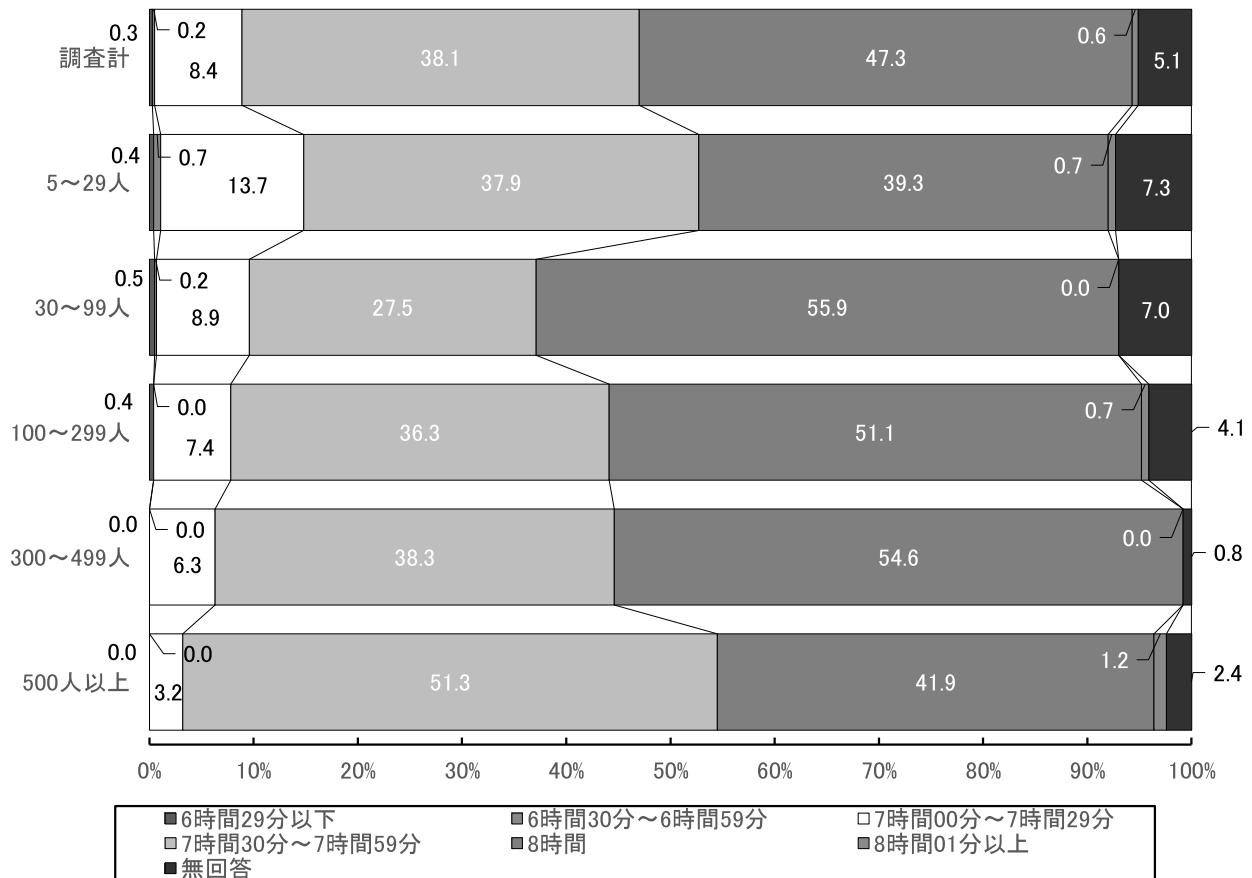
第3表 1日の所定労働時間(事業所数の割合)

区分	合計	6時間29分以下	6時間30分～6時間59分	7時間00分～7時間29分	7時間30分～7時間59分	8時間	8時間01分以上	無回答	1事業所当たりの平均日所定労働時間
調査計	100.0	1.0	0.6	8.9	32.2	45.5	0.8	11.0	7時間44分
企業規模	5～29人	100.0	0.7	0.7	12.0	31.0	41.1	1.4	7時間42分
	30～99人	100.0	2.3	1.1	8.6	23.6	56.4	0.0	7時間45分
	100～299人	100.0	1.3	0.0	5.5	39.4	42.6	0.2	7時間42分
	300～499人	100.0	0.0	0.0	2.1	45.5	47.8	0.0	7時間48分
	500人以上	100.0	0.0	0.0	3.9	36.9	49.1	0.3	7時間52分
産業分類	建設業	100.0	0.0	0.0	21.8	48.2	27.1	0.0	7時間33分
	製造業	100.0	0.1	0.0	4.4	47.0	40.8	0.3	7時間47分
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	13.0	80.4	6.6	0.0	7時間36分
	運輸、郵便業	100.0	0.0	0.0	9.7	27.0	50.3	0.2	7時間46分
	卸売、小売業	100.0	1.8	0.0	6.6	27.7	45.1	0.8	7時間45分
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	32.9	44.6	15.1	0.0	7時間26分
	宿泊、飲食業	100.0	3.3	7.1	4.1	9.1	54.5	3.3	7時間37分
	サービス業	100.0	0.2	0.0	3.7	32.3	52.1	0.0	7時間48分
地域別	県北	100.0	1.6	0.9	6.1	35.3	46.5	0.1	7時間46分
	中央	100.0	0.5	0.0	8.8	34.0	43.5	1.1	7時間44分
	県南	100.0	1.3	1.3	11.4	26.4	48.2	0.8	7時間43分
労働組合有	100.0	0.9	0.0	9.2	39.3	39.7	1.0	9.9	7時間43分
労働組合無	100.0	1.0	0.7	8.9	30.5	46.9	0.7	11.3	7時間44分

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-5 1日の所定労働時間(労働者数の割合)



第4表 1日の所定労働時間(労働者数の割合)

(%)

区分	合計	6時間29分以下	6時間30分~6時間59分	7時間00分~7時間29分	7時間30分~7時間59分	8時間	8時間01分以上	無回答	労働者1人当たりの平均日所定労働時間
調査計	100.0	0.3	0.2	8.4	38.1	47.3	0.6	5.1	7時間47分
企業規模	5~29人	100.0	0.4	0.7	13.7	37.9	39.3	0.7	7.3
	30~99人	100.0	0.5	0.2	8.9	27.5	55.9	0.0	7.0
	100~299人	100.0	0.4	0.0	7.4	36.3	51.1	0.7	4.1
	300~499人	100.0	0.0	0.0	6.3	38.3	54.6	0.0	0.8
	500人以上	100.0	0.0	0.0	3.2	51.3	41.9	1.2	2.4
産業分類	建設業	100.0	0.0	0.0	19.8	48.9	30.1	0.0	1.2
	製造業	100.0	0.3	0.0	3.3	39.4	51.9	1.2	3.9
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	33.9	52.8	13.3	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	0.0	0.0	13.8	28.7	47.2	0.8	9.5
	卸売、小売業	100.0	0.2	0.0	6.0	31.7	53.2	0.3	8.6
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	21.4	66.0	9.6	0.0	3.0
	宿泊、飲食業	100.0	0.4	5.6	10.1	16.0	56.4	1.2	10.3
	サービス業	100.0	0.0	0.0	5.9	32.3	56.3	0.0	5.5
地域別	県北	100.0	0.9	0.7	5.7	35.1	52.7	0.4	4.5
	中央	100.0	0.0	0.0	8.9	44.1	41.4	0.6	5.0
	県南	100.0	0.4	0.3	10.0	28.4	54.8	0.7	5.4
労働組合有	100.0	0.3	0.0	6.5	50.1	39.1	0.7	3.3	7時間46分
労働組合無	100.0	0.3	0.3	9.2	32.9	50.8	0.5	6.0	7時間48分

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

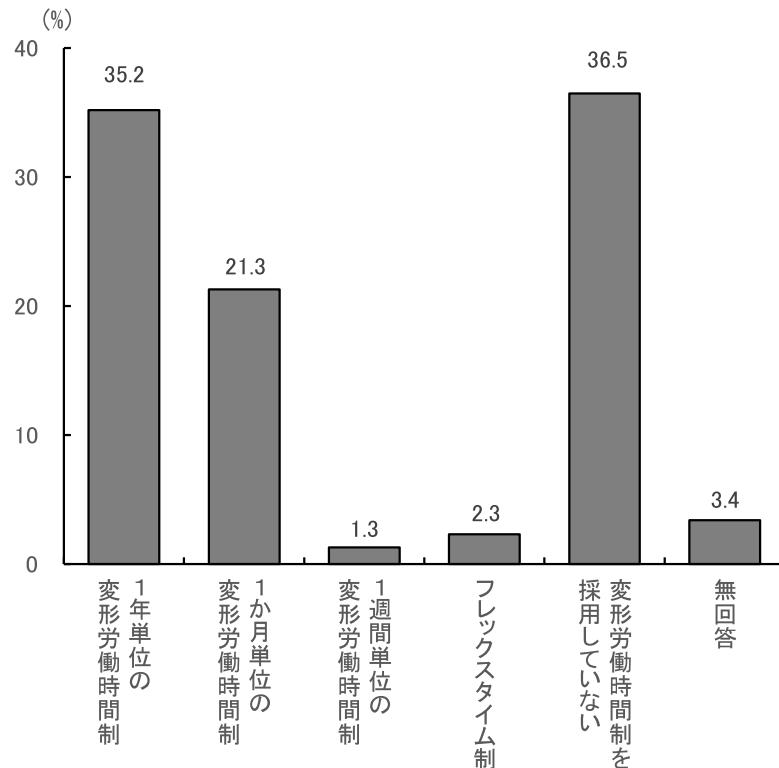
(3) 変形労働時間制

「変形労働時間制を採用している」は事業所の60.1%

変形労働時間制を採用している事業所は、60.1%となっている。

変形労働時間制の形態別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が最も多く、事業所の35.2%となっている。

図-6 変形労働時間制



第5表 変形労働時間制(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	変形労働時間制を採用している				変形労働時間制を採用していない	無回答
		1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	1週間単位の変形労働時間制	フレックスタイム制		
調査計	100.0	35.2	21.3	1.3	2.3	36.5	3.4
企業規模	5～29人	100.0	38.4	13.0	1.4	1.4	41.2
	30～99人	100.0	40.2	24.4	2.1	1.3	31.3
	100～299人	100.0	38.3	26.3	0.4	1.1	31.3
	300～499人	100.0	31.0	43.6	0.0	5.1	20.1
	500人以上	100.0	15.2	35.9	1.3	7.4	36.4
産業分類	建設業	100.0	74.6	4.7	0.0	0.3	17.4
	製造業	100.0	65.6	6.8	1.7	2.8	21.5
	情報通信業	100.0	5.0	0.0	0.0	10.0	85.0
	運輸、郵便業	100.0	34.0	29.1	0.0	0.1	36.7
	卸売、小売業	100.0	30.6	25.8	0.9	2.8	34.2
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	1.5	16.2	82.4
	宿泊、飲食業	100.0	13.8	37.0	3.5	3.9	35.8
	サービス業	100.0	22.2	17.7	1.9	3.5	50.4
地域別	県北	100.0	41.2	15.6	2.0	0.5	34.6
	中央	100.0	32.3	25.4	1.2	3.8	35.3
	県南	100.0	35.5	18.5	0.9	1.1	40.5
労働組合有	100.0	25.3	28.8	1.6	6.1	34.5	3.8
労働組合無	100.0	37.6	19.5	1.2	1.4	37.0	3.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

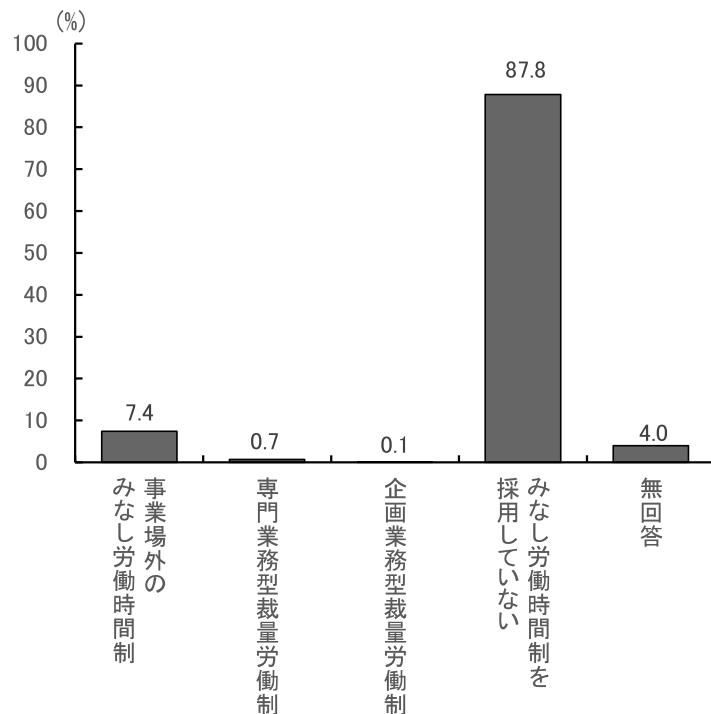
(4) みなし労働時間制

「みなし労働時間制を採用している」は事業所の8.2%

みなし労働時間制を採用している事業所は8.2%となっている。

みなし労働時間制の形態別にみると、「事業場外のみなし労働時間制」が最も多く、事業所の7.4%となっている。

図-7 みなし労働時間制



第6表 みなし労働時間制(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	みなし労働時間制を採用している			みなし労働時間制を採用していない	無回答
		事業場外のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制		
調査計	100.0	7.4	0.7	0.1	87.8	4.0
企業規模	5～29人	100.0	4.7	0.7	0.0	89.5
	30～99人	100.0	8.7	1.4	0.1	88.0
	100～299人	100.0	8.5	0.2	0.1	90.0
	300～499人	100.0	0.2	0.6	0.0	94.5
	500人以上	100.0	16.5	0.4	0.7	76.9
産業分類	建設業	100.0	7.3	0.0	0.0	89.4
	製造業	100.0	5.6	1.5	0.1	89.8
	情報通信業	100.0	4.8	4.8	0.0	90.5
	運輸、郵便業	100.0	6.8	0.0	0.0	92.7
	卸売、小売業	100.0	11.4	1.0	0.2	80.6
	金融、保険業	100.0	23.8	0.0	1.5	74.7
	宿泊、飲食業	100.0	0.5	0.5	0.0	89.1
	サービス業	100.0	7.0	1.6	0.2	88.3
地域別	県北	100.0	7.9	1.2	0.0	85.4
	中央	100.0	9.9	0.9	0.2	86.3
	県南	100.0	2.5	0.1	0.1	92.4
労働組合有	100.0	7.7	0.4	0.5	88.3	3.1
労働組合無	100.0	7.4	0.8	0.0	87.6	4.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

2 休日休暇制度

(1) 週休制の形態

「何らかの週休2日制実施」は事業所の89.3%、労働者の94.5%

何らかの週休2日制（2日超含む）を実施しているのは、事業所の89.3%、労働者の94.5%となっている。

週休制の形態別にみてみると「完全週休2日制」（2日超含む）が最も多く事業所の47.5%、労働者の54.7%となっている。

図-9 「完全週休2日制」(2日超含む)を実施している割合

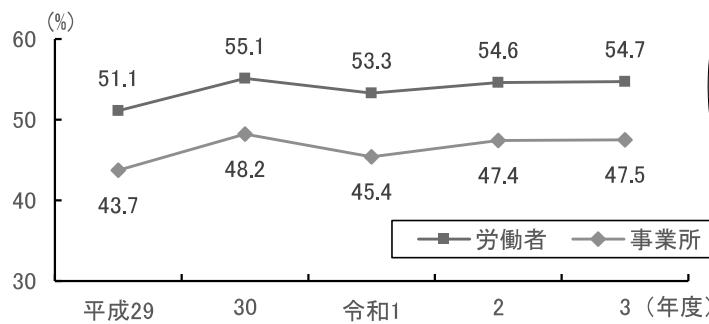
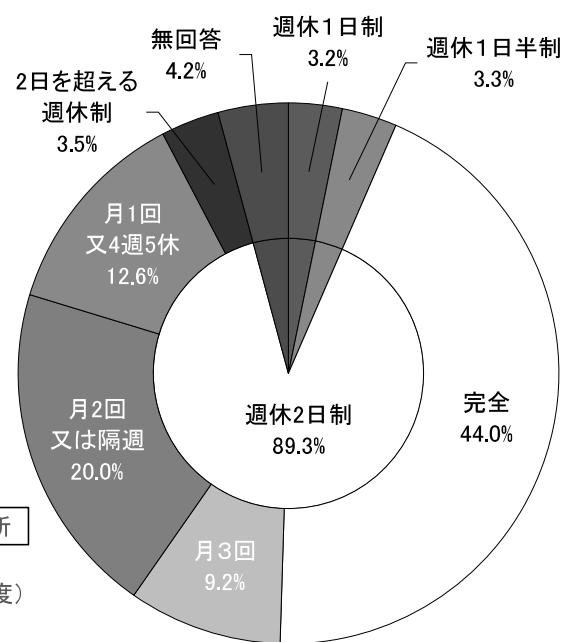


図-8 週休制の形態



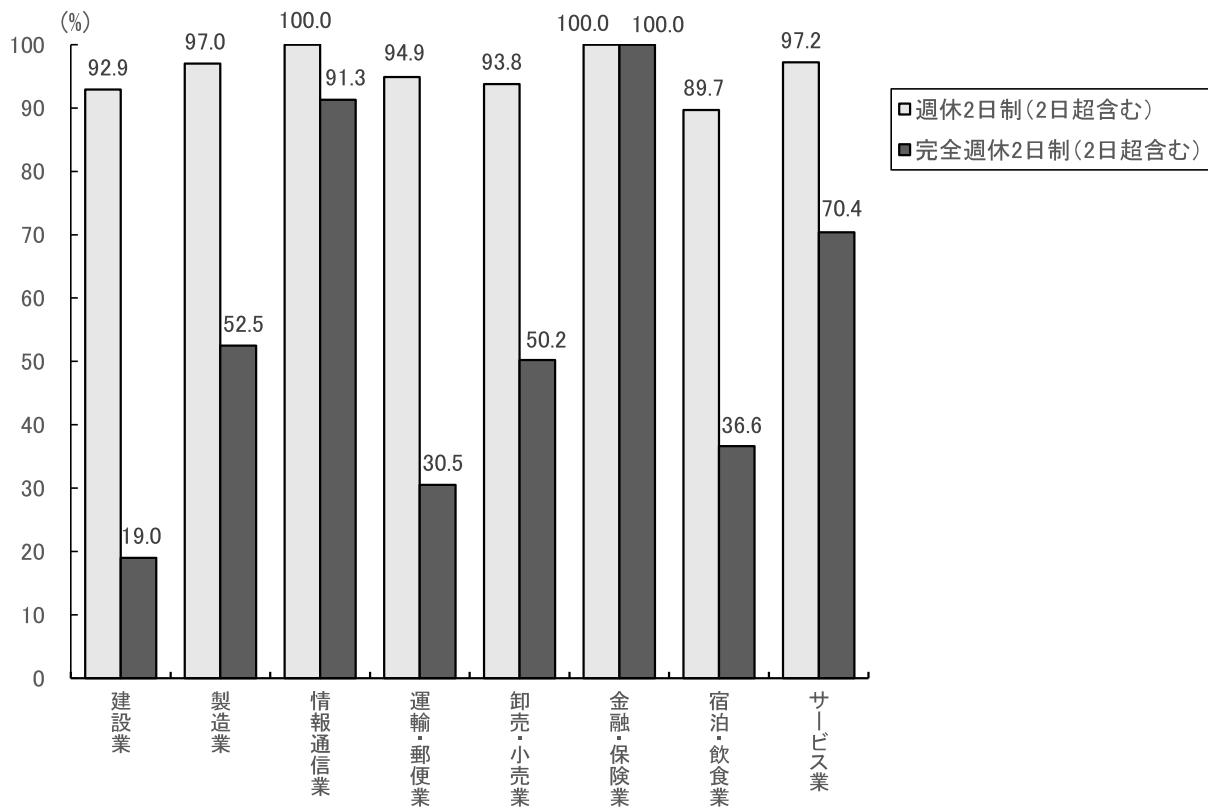
第7表 週休制の形態(事業所数の割合)

区分	合計	週休1日制	週休1日半制	週休2日制				2日を超える週休制	無回答
				計	完全	月3回	月2回又は隔週		
調査計	100.0	3.2	3.3	85.8 (100.0)	44.0 (51.3)	9.2 (10.7)	20.0 (23.3)	12.6 (14.7)	3.5 4.2
企業規模	5～29人	100.0	4.7	79.1 (100.0)	30.3 (38.3)	7.9 (10.0)	28.6 (36.2)	12.3 (15.5)	4.0 6.8
	30～99人	100.0	3.6	90.8 (100.0)	46.8 (51.5)	11.6 (12.8)	20.7 (22.8)	11.7 (12.9)	2.2 0.4
	100～299人	100.0	0.1	95.3 (100.0)	56.3 (59.1)	14.1 (14.8)	8.9 (9.3)	16.0 (16.8)	3.0 1.3
	300～499人	100.0	0.0	93.3 (100.0)	60.7 (65.1)	5.9 (6.3)	17.2 (18.4)	9.5 (10.2)	6.0 0.0
	500人以上	100.0	1.5	90.8 (100.0)	71.5 (78.7)	6.8 (7.5)	0.5 (0.6)	12.0 (13.2)	3.6 4.1
産業分類	建設業	100.0	1.7	92.3 (100.0)	18.2 (19.7)	9.2 (10.0)	55.4 (60.0)	9.5 (10.3)	0.2 2.9
	製造業	100.0	0.1	90.6 (100.0)	31.1 (34.3)	21.7 (24.0)	27.2 (30.0)	10.6 (11.7)	3.6 4.1
	情報通信業	100.0	0.0	100.0 (100.0)	95.0 (95.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.0 (5.0)	0.0 0.0
	運輸、郵便業	100.0	7.7	79.5 (100.0)	20.0 (25.2)	14.9 (18.7)	14.2 (17.9)	30.4 (38.2)	8.7 0.0
	卸売、小売業	100.0	4.3	81.2 (100.0)	41.9 (51.6)	9.7 (11.9)	14.5 (17.9)	15.1 (18.6)	3.5 9.3
	金融、保険業	100.0	0.0	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 0.0
	宿泊、飲食業	100.0	10.4	79.0 (100.0)	39.3 (49.7)	1.7 (2.2)	5.1 (6.5)	32.9 (41.6)	0.5 6.8
	サービス業	100.0	1.4	92.0 (100.0)	61.6 (67.0)	4.9 (5.3)	21.8 (23.7)	3.7 (4.0)	2.4 2.8
地域別	県北	100.0	2.5	2.7 (100.0)	84.7 (48.4)	41.0 (9.6)	8.1 (25.4)	21.5 (16.6)	2.9 7.2
	県央	100.0	3.0	3.5 (100.0)	88.5 (53.9)	47.7 (11.0)	9.7 (19.4)	17.2 (15.7)	2.8 2.2
	県南	100.0	4.1	3.6 (100.0)	81.7 (48.3)	39.5 (11.5)	9.4 (29.4)	24.0 (10.8)	5.4 5.2
労働組合有	100.0	2.9	0.1	88.8 (100.0)	60.3 (67.9)	7.5 (8.4)	9.4 (10.6)	11.6 (13.1)	4.1 4.1
労働組合無	100.0	3.3	4.1	84.9 (100.0)	39.9 (47.0)	9.6 (11.3)	22.6 (26.6)	12.8 (15.1)	3.4 4.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-10 何らかの週休2日制実施(2日超含む、労働者数の割合)



第8表 週休制の形態(労働者数の割合)

区分	合計	週休1日制	週休1日半制	週休2日制					2日を超える週休制	無回答	
				計	完全	月3回	月2回又は隔週	月1回又4週5休			
調査計	100.0	1.5	2.5	90.8 (100.0)	51.0 (56.2)	10.6 (11.7)	18.0 (19.8)	11.2 (12.3)	3.7	1.5	
企業規模	5～29人	100.0	3.9	5.3	83.0 (100.0)	26.0 (31.3)	10.9 (13.1)	32.6 (39.3)	13.5 (16.3)	4.1	3.7
	30～99人	100.0	0.8	2.9	92.5 (100.0)	47.9 (51.8)	13.6 (14.7)	22.5 (24.3)	8.5 (9.2)	2.9	0.9
	100～299人	100.0	0.3	1.4	95.6 (100.0)	57.7 (60.4)	15.7 (16.4)	11.0 (11.5)	11.2 (11.7)	1.9	0.8
	300～499人	100.0	0.0	1.4	92.3 (100.0)	61.0 (66.1)	5.5 (6.0)	13.5 (14.6)	12.3 (13.3)	6.3	0.0
	500人以上	100.0	0.9	0.0	93.9 (100.0)	75.2 (80.1)	4.4 (4.7)	3.3 (3.5)	11.0 (11.7)	5.0	0.2
産業分類	建設業	100.0	1.8	2.8	92.4 (100.0)	18.5 (20.0)	12.4 (13.4)	53.2 (57.6)	8.3 (9.0)	0.5	2.5
	製造業	100.0	0.2	1.3	92.6 (100.0)	48.1 (51.9)	18.3 (19.8)	19.1 (20.6)	7.1 (7.7)	4.4	1.5
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	100.0 (100.0)	91.3 (91.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	8.7 (8.7)	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	3.4	1.7	85.1 (100.0)	20.7 (24.3)	19.4 (22.8)	14.7 (17.3)	30.3 (35.6)	9.8	0.0
	卸売、小売業	100.0	2.3	1.2	91.3 (100.0)	47.7 (52.2)	10.3 (11.3)	16.7 (18.3)	16.6 (18.2)	2.5	2.7
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	4.3	5.7	88.8 (100.0)	35.7 (40.2)	8.7 (9.8)	7.8 (8.8)	36.6 (41.2)	0.9	0.3
	サービス業	100.0	1.3	0.6	93.3 (100.0)	66.5 (71.3)	5.3 (5.7)	16.0 (17.1)	5.5 (5.9)	3.9	0.9
地域別	県北	100.0	0.9	2.1	91.1 (100.0)	46.5 (51.0)	12.6 (13.8)	21.0 (23.1)	11.0 (12.1)	2.8	3.1
	中央	100.0	1.2	2.6	93.0 (100.0)	54.6 (58.7)	10.4 (11.2)	15.0 (16.1)	13.0 (14.0)	2.8	0.4
	県南	100.0	2.7	2.7	86.0 (100.0)	47.2 (54.9)	9.5 (11.0)	21.6 (25.1)	7.7 (9.0)	6.6	2.0
労働組合有	100.0	1.7	0.5	92.7 (100.0)	65.1 (70.2)	8.9 (9.6)	8.6 (9.3)	10.1 (10.9)	4.4	0.7	
労働組合無	100.0	1.4	3.4	89.9 (100.0)	44.7 (49.7)	11.4 (12.7)	22.1 (24.6)	11.7 (13.0)	3.4	1.9	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(2) 年間休日総数

事業所平均107.1日、労働者平均110.0日

年間休日総数は、事業所平均107.1日（前年度105.0日）、労働者平均110.0日（前年度109.0日）となっている。規模別でみると、事業所で一番多いのは「500人以上」で116.4日、労働者で多いのも「500人以上」で118.8日となっている。最も少いのは「5~29人」で102.5日、101.4日となっている。

産業別では事業所平均最多が「情報通信業」で121.7日、労働者平均最多が「金融、保険業」で119.4日となっている。また事業所平均最少が「宿泊、飲食業」で97.6日、労働者平均最少が「建設業」で99.3日となっている。

第9表 年間休日総数の平均

(日)

区分	1事業所 平均年間 休日総数	労働者1人 平均年間 休日総数
調査計	107.1	110.0
企業規模	5~29人	102.5
	30~99人	105.7
	100~299人	113.5
	300~499人	113.7
	500人以上	116.4
産業分類	建設業	98.4
	製造業	106.5
	情報通信業	121.7
	運輸、郵便業	101.4
	卸売、小売業	104.6
	金融、保険業	120.3
	宿泊、飲食業	97.6
	サービス業	111.6
地域別	県北	107.5
	中央	107.5
	県南	105.8
労働組合有	113.8	116.0
	労働組合無	105.5
	107.4	

第10表 年間休日総数(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	69日 以下	70 79日	80 89日	90 99日	100 109日	110 119日	120日 以上	無回答
調査計	100.0	2.0	2.0	10.4	11.9	27.7	14.7	27.7	3.6
企業規模	5~29人	100.0	2.5	3.2	18.0	15.9	25.3	9.0	20.6
	30~99人	100.0	4.2	0.6	6.0	15.1	32.8	18.6	22.6
	100~299人	100.0	0.0	1.7	0.4	6.5	33.2	19.9	35.6
	300~499人	100.0	0.0	0.0	6.7	0.9	26.5	23.4	41.8
	500人以上	100.0	0.0	0.2	0.0	1.7	24.0	22.0	48.2
産業分類	建設業	100.0	0.4	0.0	37.9	19.0	24.1	6.8	11.8
	製造業	100.0	0.0	0.0	12.8	14.3	34.2	23.2	14.2
	情報通信業	100.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	1.5	93.5
	運輸、郵便業	100.0	3.6	11.8	14.2	9.3	28.3	12.7	19.6
	卸売、小売業	100.0	4.6	1.7	6.2	9.6	31.4	13.2	21.5
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	7.6	84.7
	宿泊、飲食業	100.0	13.7	4.0	7.1	5.6	45.9	3.3	13.7
	サービス業	100.0	0.2	1.4	5.0	15.4	17.7	13.5	43.7
地域別	県北	100.0	0.9	1.8	14.2	11.3	25.1	16.1	26.6
	中央	100.0	2.0	2.8	8.3	11.5	27.7	13.3	31.5
	県南	100.0	2.9	0.8	11.1	13.1	29.8	15.9	21.8
労働組合有	100.0	0.1	0.9	2.4	6.7	22.8	21.0	41.3	4.8
労働組合無	100.0	2.5	2.3	12.3	13.1	28.8	13.1	24.5	3.4

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(3) 年次有給休暇

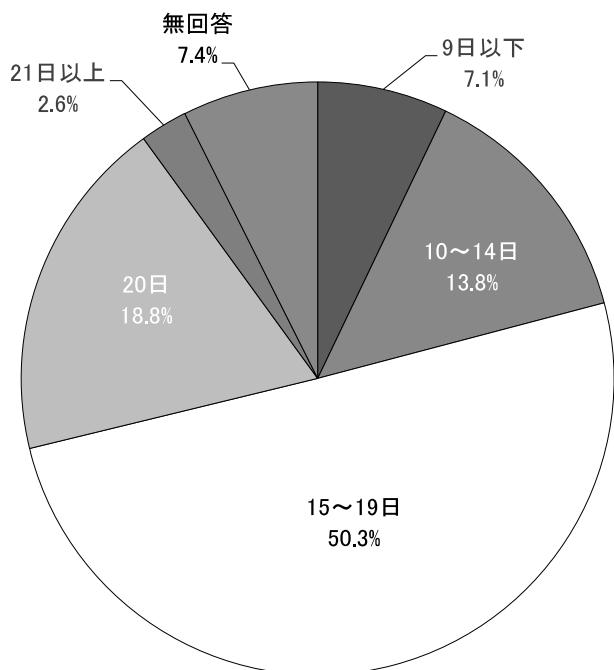
ア 年次有給休暇の付与日数

「15～19日」が50.3%

年次有給休暇の付与日数は、「15～19日」が最も多く50.3%となっている。

これを産業別にみると、「情報通信業」の「20日」が70.4%と最も多く、次いで、「製造業」の「15～19日」が59.7%となっている。

図-11 年次有給休暇の付与日数
【調査計：事業所数の割合】



第11表 年次有給休暇の付与日数(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	年次有給休暇の付与日数					無回答	
		9日以下	10～14日	15～19日	20日	21日以上		
調査計	100.0	7.1	13.8	50.3	18.8	2.6	7.4	
企業規模	5～29人	100.0	11.9	15.2	44.0	17.7	0.4	10.8
	30～99人	100.0	3.8	18.1	57.5	14.0	2.9	3.7
	100～299人	100.0	1.5	7.0	66.3	15.4	5.4	4.4
	300～499人	100.0	0.0	2.9	50.4	32.0	14.5	0.2
	500人以上	100.0	2.2	13.7	46.9	28.6	4.0	4.6
産業分類	建設業	100.0	9.5	7.1	58.2	17.9	2.7	4.6
	製造業	100.0	9.1	8.5	59.7	11.0	4.2	7.5
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	24.6	70.4	5.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	3.6	14.8	42.3	25.7	1.8	11.8
	卸売、小売業	100.0	9.1	11.0	47.6	17.9	2.5	11.9
	金融、保険業	100.0	0.0	7.4	51.6	33.3	7.7	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	2.0	31.9	27.0	21.4	0.0	17.7
	サービス業	100.0	5.9	11.1	46.8	27.3	4.3	4.6
地域別	県北	100.0	7.3	12.0	49.5	20.9	2.9	7.4
	中央	100.0	7.1	13.1	52.5	17.9	2.6	6.8
	県南	100.0	7.1	16.7	47.0	18.6	2.3	8.3
労働組合有	100.0	3.3	6.6	53.2	23.3	6.9	6.7	
労働組合無	100.0	8.1	15.6	49.6	17.7	1.5	7.5	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

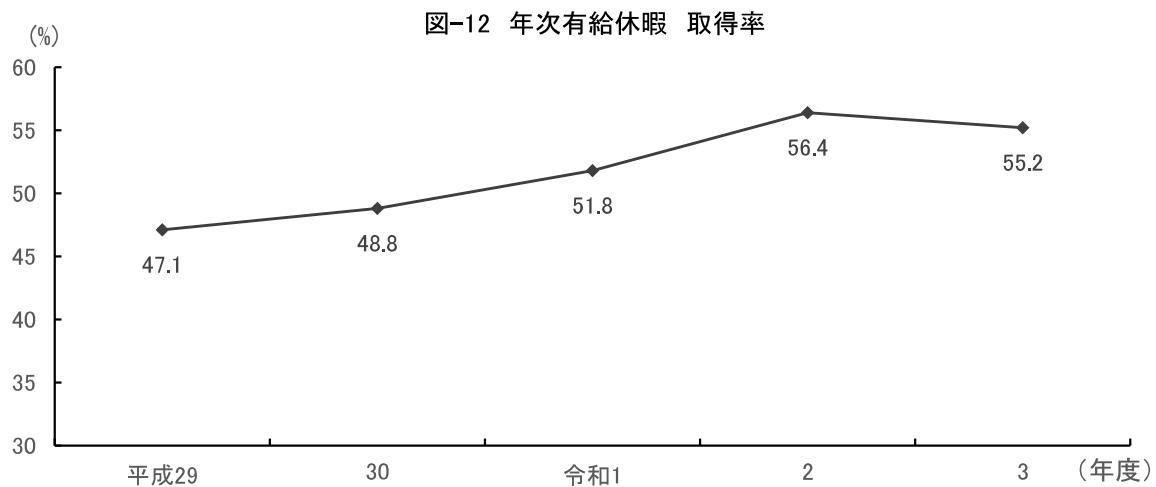
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 年次有給休暇の取得状況

平均取得率は55.2%

年次有給休暇の平均付与日数は17.2日、平均取得日数は9.5日となっており、平均取得率は55.2%であった。

産業別では、平均取得日数の最多が「情報通信業」の12.8日、次いで「製造業」の10.2日となり、最少は「宿泊、飲食業」の6.1日となっている。



第12表 年次有給休暇の取得状況(労働者1人当たり平均)

区分	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	<参考>前年度からの 平均繰越日数 (日)
調査計	17.2	9.5	55.2	13.1
企業規模	5～29人	15.5	53.5	10.6
	30～99人	17.1	55.0	12.9
	100～299人	17.6	55.1	13.9
	300～499人	18.2	54.4	15.0
	500人以上	18.5	56.2	15.0
産業分類	建設業	16.7	9.3	11.4
	製造業	17.5	10.2	13.5
	情報通信業	19.1	12.8	14.5
	運輸、郵便業	17.4	10.1	11.9
	卸売、小売業	16.5	8.3	13.2
	金融、保険業	19.3	8.4	18.3
	宿泊、飲食業	16.1	6.1	11.8
	サービス業	17.5	10.1	12.9
地域別	県北	16.8	9.0	13.1
	中央	17.5	9.7	13.4
	県南	16.9	9.2	12.4
労働組合有	18.6	10.7	57.5	15.1
労働組合無	16.6	8.9	53.6	12.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

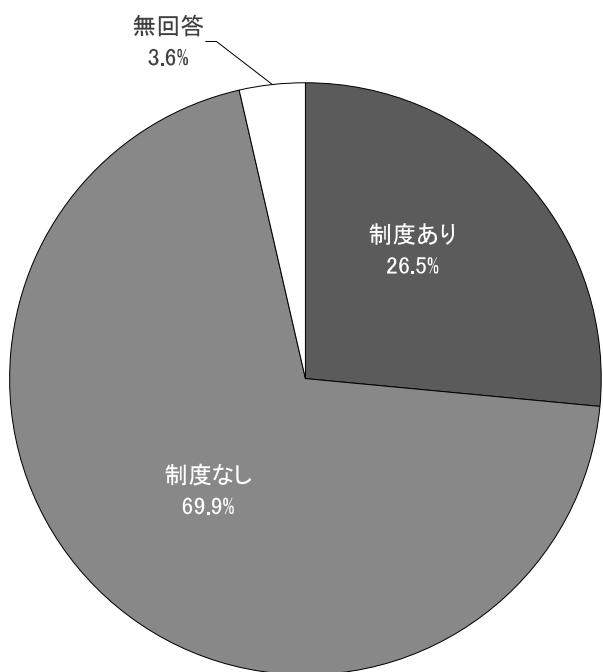
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 年次有給休暇計画的付与制度の有無

「制度あり」が26.5%

年次有給休暇を計画的に付与する制度がある事業所は26.5%となっている。産業別では「金融、保険業」が52.0%で最も多くなっている。

図-13 年次有給休暇計画的付与制度の有無
【調査計:事業所数の割合】



第13表 年次有給休暇計画的付与制度の有無(事業所数の割合)

区分		合計	制度あり	制度なし	無回答	(%)
調査計		100.0	26.5	69.9	3.6	
企業規模	5～29人	100.0	18.5	76.5	5.0	
	30～99人	100.0	22.8	76.6	0.6	
	100～299人	100.0	30.2	67.0	2.8	
	300～499人	100.0	36.5	62.8	0.7	
	500人以上	100.0	53.7	42.2	4.1	
産業分類	建設業	100.0	18.8	79.9	1.3	
	製造業	100.0	25.2	70.3	4.5	
	情報通信業	100.0	45.8	54.2	0.0	
	運輸、郵便業	100.0	21.6	78.4	0.0	
	卸売、小売業	100.0	26.0	66.5	7.5	
	金融、保険業	100.0	52.0	48.0	0.0	
	宿泊、飲食業	100.0	24.7	68.2	7.1	
	サービス業	100.0	34.9	60.4	4.7	
地域別	県北	100.0	28.4	68.3	3.3	
	中央	100.0	28.8	68.8	2.4	
	県南	100.0	20.7	73.3	6.0	
労働組合有		100.0	43.3	51.9	4.8	
労働組合無		100.0	22.5	74.2	3.3	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

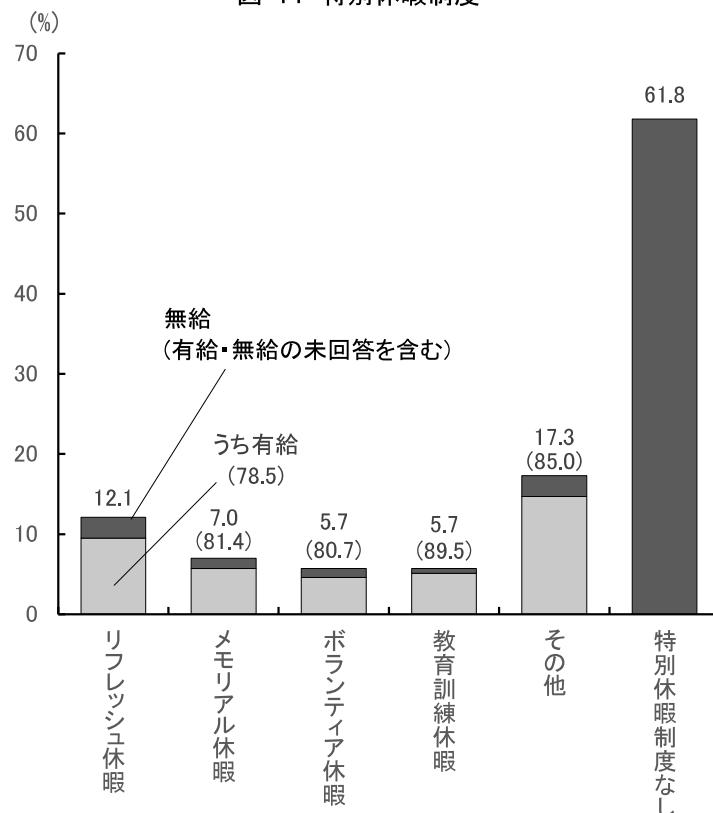
(4) 特別休暇制度

特別休暇あり34.9%

「リフレッシュ休暇」や「ボランティア休暇」など、年次有給休暇以外のその他の休暇制度がある事業所は34.9%となっている。

なお、「リフレッシュ休暇」がある事業所は12.1%、「メモリアル休暇」がある事業所は7.0%、「ボランティア休暇」がある事業所は5.7%、「教育訓練休暇」がある事業所は5.7%、「その他の休暇」は17.3%となっている。

図-14 特別休暇制度



第14表 特別休暇制度(事業所数の割合、複数回答)

区分	合計	特別休暇制度あり	リフレッシュ休暇	メモリアル休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇	その他	無回答	特別休暇制度なし	無回答
調査計	100.0	34.9	12.1	7.0	5.7	5.7	17.3	0.3	61.8	3.3
企業規模	5～29人	100.0	20.2	2.9	4.3	2.5	5.4	11.9	0.0	76.2
	30～99人	100.0	30.6	7.0	3.4	2.6	3.9	18.3	0.0	66.3
	100～299人	100.0	52.4	19.1	7.7	2.3	6.0	27.1	1.3	46.0
	300～499人	100.0	62.9	27.8	11.8	11.0	5.3	28.6	0.2	37.1
	500人以上	100.0	67.4	40.8	19.4	23.3	9.0	22.3	0.7	27.2
産業分類	建設業	100.0	30.1	9.5	4.6	8.7	12.3	13.3	0.0	68.6
	製造業	100.0	18.7	6.2	4.8	3.3	2.3	9.9	0.3	77.8
	情報通信業	100.0	85.0	85.0	34.2	70.4	37.7	1.5	0.0	15.0
	運輸、郵便業	100.0	31.1	13.2	10.3	7.9	4.1	11.3	0.0	61.2
	卸売、小売業	100.0	35.7	13.9	9.2	5.3	2.6	14.4	1.2	59.9
	金融、保険業	100.0	77.8	63.1	24.7	11.4	0.0	8.5	0.0	22.2
	宿泊、飲食業	100.0	34.5	12.4	7.3	3.3	3.3	21.5	0.0	58.8
	サービス業	100.0	37.0	9.5	4.5	6.4	6.0	24.6	0.0	61.6
地域別	県北	100.0	38.1	14.0	6.3	7.5	9.3	17.3	0.0	58.3
	中央	100.0	35.3	13.5	7.6	5.0	4.4	16.2	0.6	62.7
	県南	100.0	31.4	8.2	6.5	5.6	5.1	19.4	0.0	63.1
労働組合有	100.0	62.2	33.7	12.6	16.5	5.5	26.0	1.5	33.0	4.8
労働組合無	100.0	28.3	7.0	5.7	3.1	5.8	15.2	0.0	68.7	3.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

3 女性の雇用管理

(1) 女性管理職の場合

全労働者中の女性管理職の割合を役職別に見てみると、役員が1.4%、部長相当職が0.6%、課長相当職が1.4%、係長相当職が2.5%となっており、課長相当職以上が3.4%、係長相当職以上が5.9%となって いる。

第15表 女性管理職の割合(労働者数の割合)

区分		全労働者数	(%)												
			役員		部長相当職		課長相当職		課長相当職以上		係長相当職		男女計		係長相当職以上
			男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計
調査計		100.0	6.1 (100.0)	1.4 (23.0)	3.5 (100.0)	0.6 (17.1)	6.8 (100.0)	1.4 (20.6)	16.4 (100.0)	3.4 (20.7)	7.3 (100.0)	2.5 (34.2)	23.7 (100.0)	5.9 (24.9)	
企業規模	5～29人	100.0	13.6 (100.0)	3.6 (26.5)	4.1 (100.0)	0.9 (22.0)	5.7 (100.0)	1.6 (28.1)	23.4 (100.0)	6.1 (26.1)	4.2 (100.0)	1.3 (31.0)	27.6 (100.0)	7.4 (26.8)	
	30～99人	100.0	6.9 (100.0)	1.7 (24.6)	4.6 (100.0)	0.9 (19.6)	6.5 (100.0)	1.5 (23.1)	18.0 (100.0)	4.1 (22.8)	6.8 (100.0)	2.4 (35.3)	24.8 (100.0)	6.5 (26.2)	
	100～299人	100.0	2.7 (100.0)	0.2 (7.4)	3.6 (100.0)	0.3 (8.3)	9.0 (100.0)	1.2 (13.3)	15.3 (100.0)	1.7 (11.1)	9.2 (100.0)	3.4 (37.0)	24.5 (100.0)	5.1 (20.8)	
	300～499人	100.0	1.2 (100.0)	0.3 (25.0)	1.4 (100.0)	0.2 (14.3)	4.8 (100.0)	1.0 (20.8)	7.4 (100.0)	1.5 (20.3)	6.6 (100.0)	2.6 (39.4)	14.0 (100.0)	4.1 (29.3)	
	500人以上	100.0	0.6 (100.0)	0.0 (0.0)	2.4 (100.0)	0.3 (12.5)	7.3 (100.0)	1.2 (16.4)	10.3 (100.0)	1.5 (14.6)	10.0 (100.0)	3.0 (30.0)	20.3 (100.0)	4.5 (22.2)	
産業分類	建設業	100.0	11.5 (100.0)	2.5 (21.7)	4.4 (100.0)	0.2 (4.5)	7.8 (100.0)	0.4 (5.1)	23.7 (100.0)	3.1 (13.1)	4.9 (100.0)	0.6 (12.2)	28.6 (100.0)	3.7 (12.9)	
	製造業	100.0	4.2 (100.0)	1.0 (23.8)	3.1 (100.0)	0.3 (9.7)	5.8 (100.0)	0.8 (13.8)	13.1 (100.0)	2.1 (16.0)	6.6 (100.0)	1.0 (15.2)	19.7 (100.0)	3.1 (15.7)	
	情報通信業	100.0	2.2 (100.0)	0.0 (0.0)	9.4 (100.0)	0.4 (4.3)	8.7 (100.0)	0.9 (10.3)	20.3 (100.0)	1.3 (6.4)	14.0 (100.0)	4.7 (33.6)	34.3 (100.0)	6.0 (17.5)	
	運輸、郵便業	100.0	4.0 (100.0)	0.5 (12.5)	1.0 (100.0)	0.1 (10.0)	3.5 (100.0)	0.2 (5.7)	8.5 (100.0)	0.8 (9.4)	4.0 (100.0)	0.7 (17.5)	12.5 (100.0)	1.5 (12.0)	
	卸売、小売業	100.0	7.8 (100.0)	2.4 (30.8)	4.7 (100.0)	0.8 (17.0)	9.6 (100.0)	1.4 (14.6)	22.1 (100.0)	4.6 (20.8)	8.6 (100.0)	2.2 (25.6)	30.7 (100.0)	6.8 (22.1)	
	金融、保険業	100.0	2.9 (100.0)	0.0 (0.0)	4.8 (100.0)	0.4 (8.3)	7.3 (100.0)	0.9 (12.3)	15.0 (100.0)	1.3 (8.7)	28.9 (100.0)	11.5 (39.8)	43.9 (100.0)	12.8 (29.2)	
	宿泊、飲食業	100.0	10.2 (100.0)	3.3 (32.4)	8.8 (100.0)	1.3 (14.8)	11.8 (100.0)	1.9 (16.1)	30.8 (100.0)	6.5 (21.1)	8.4 (100.0)	3.9 (46.4)	39.2 (100.0)	10.4 (26.5)	
	サービス業	100.0	7.9 (100.0)	0.9 (11.4)	4.7 (100.0)	0.4 (8.5)	9.7 (100.0)	1.2 (12.4)	22.3 (100.0)	2.5 (11.2)	8.9 (100.0)	3.1 (34.8)	31.2 (100.0)	5.6 (17.9)	
地域別	県北	100.0	5.1 (100.0)	1.3 (25.5)	3.2 (100.0)	0.6 (18.8)	6.7 (100.0)	1.3 (19.4)	15.0 (100.0)	3.2 (21.3)	6.9 (100.0)	2.1 (30.4)	21.9 (100.0)	5.3 (24.2)	
	中央	100.0	5.9 (100.0)	1.4 (23.7)	4.1 (100.0)	0.7 (17.1)	7.4 (100.0)	1.3 (17.6)	17.4 (100.0)	3.4 (19.5)	8.0 (100.0)	2.8 (35.0)	25.4 (100.0)	6.2 (24.4)	
	県南	100.0	7.2 (100.0)	1.7 (23.6)	2.8 (100.0)	0.4 (14.3)	5.9 (100.0)	1.4 (23.7)	15.9 (100.0)	3.5 (22.0)	6.1 (100.0)	2.1 (34.4)	22.0 (100.0)	5.6 (25.5)	
労働組合有		100.0	2.0 (100.0)	0.4 (20.0)	3.0 (100.0)	0.3 (10.0)	7.9 (100.0)	1.0 (12.7)	12.9 (100.0)	1.7 (13.2)	10.2 (100.0)	3.0 (29.4)	23.1 (100.0)	4.7 (20.3)	
労働組合無		100.0	7.8 (100.0)	1.9 (24.4)	3.8 (100.0)	0.7 (18.4)	6.4 (100.0)	1.5 (23.4)	18.0 (100.0)	4.1 (22.8)	6.0 (100.0)	2.2 (36.7)	24.0 (100.0)	6.3 (26.3)	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

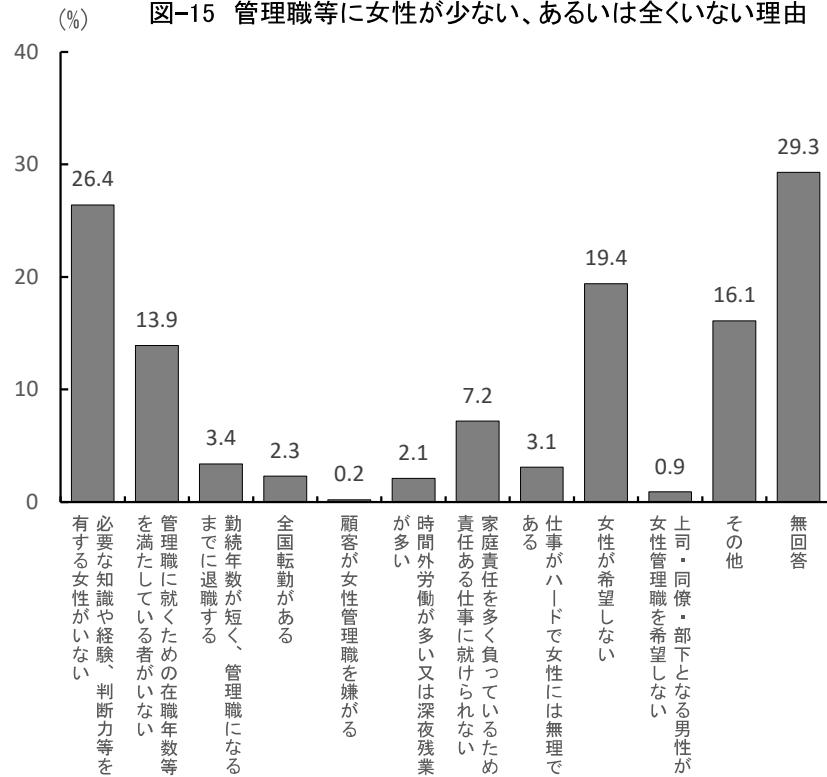
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品販賣業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(2) 管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由

「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」が事業所の26.4%

管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由は「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」が26.4%となっており、次いで「女性が希望しない」が19.4%となっている。

図-15 管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由



第16表 管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由(事業所数の割合、複数回答)

区分	合計	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない	管理職に就くための在職年数等を満たしている者がない	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職する	全国転勤がある	顧客が女性管理職を嫌がる	時間外労働が多い又は深夜残業	家庭責任を多く負っているため責任ある仕事に就けられない	仕事がハードで女性には無理である	女性が希望しない	上司・同僚・部下となる男性が女性管理職を希望しない	その他	無回答
調査計	100.0	26.4	13.9	3.4	2.3	0.2	2.1	7.2	3.1	19.4	0.9	16.1	29.3
企業規模	5～29人	100.0	18.6	5.5	2.5	0.5	0.0	3.0	8.0	3.5	18.5	2.0	17.5
	30～99人	100.0	30.5	22.2	4.0	0.0	1.2	1.7	10.4	0.7	19.7	0.0	10.6
	100～299人	100.0	32.1	23.9	7.1	0.2	0.0	0.4	7.5	6.1	21.5	0.0	19.5
	300～499人	100.0	38.7	12.1	5.7	0.0	0.0	0.5	1.4	0.5	23.5	0.0	15.1
	500人以上	100.0	35.3	18.9	1.0	12.5	0.0	2.3	2.0	2.3	18.5	0.1	16.0
産業分類	建設業	100.0	32.9	12.5	2.1	1.7	0.0	2.0	8.4	5.5	16.2	3.5	9.8
	製造業	100.0	32.8	6.6	3.4	0.5	0.0	2.0	12.7	2.0	25.2	0.1	10.5
	情報通信業	100.0	18.0	37.3	3.0	5.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	37.7
	運輸、郵便業	100.0	14.7	12.4	4.5	4.1	0.0	11.9	4.3	6.3	15.7	3.9	34.7
	卸売、小売業	100.0	29.3	11.9	4.4	6.4	0.0	2.6	7.7	2.1	26.4	0.0	18.8
	金融、保険業	100.0	39.7	17.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	9.2
	宿泊、飲食業	100.0	33.8	15.7	6.7	0.0	0.0	4.4	5.8	0.7	25.0	0.0	10.2
	サービス業	100.0	30.5	26.3	4.4	1.8	0.0	0.6	7.4	3.6	17.5	0.0	14.2
地域別	県北	100.0	29.3	13.7	2.4	3.3	0.0	2.4	8.6	2.2	24.2	3.1	20.8
	県央	100.0	28.1	16.5	4.2	2.0	0.4	2.5	6.4	2.7	15.3	0.4	18.4
	県南	100.0	20.8	9.3	2.7	1.8	0.0	1.3	7.3	4.4	23.2	0.0	8.0
労働組合有	100.0	34.5	16.6	3.5	9.8	0.0	1.6	2.6	3.7	21.6	0.0	14.3	22.7
労働組合無	100.0	24.1	13.1	3.4	0.1	0.3	2.3	8.5	2.9	18.7	1.2	16.7	31.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

4 育児休業制度・介護休業制度

(1) 育児休業制度

ア 育児休業制度規定の有無

「規定あり」が84.6%

育児休業制度の規定がある事業所は84.6%となっている。

育児休業制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所は46.9%となっている。

図-16 育児休業制度規定の有無
【調査計:事業所数の割合】

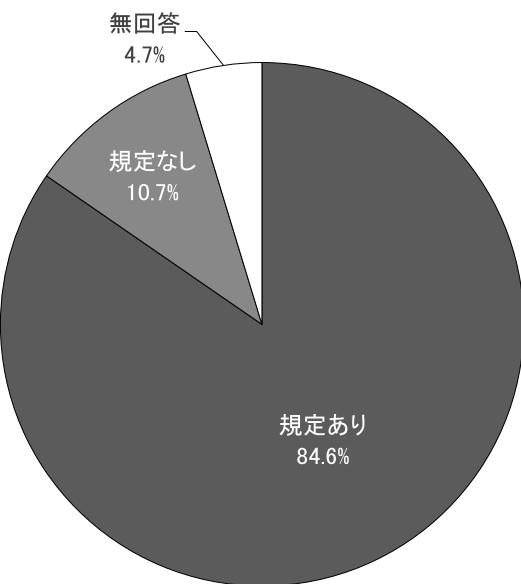
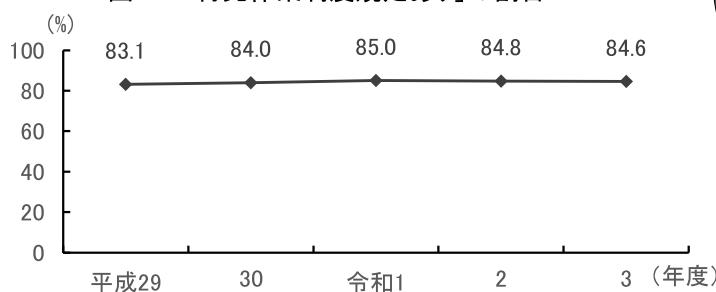


図-17 「育児休業制度規定あり」の割合



第17表 育児休業制度規定の有無(事業所数の割合)

区分	合計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調査計	100.0	84.6 (100.0)	45.8 (54.1)	38.8 (45.9)	10.7 (100.0)	1.1 (10.3)	9.6 (89.7)	4.7
企業規模	5～29人	100.0 (100.0)	74.0 (34.6)	25.6 (65.4)	48.4 (100.0)	19.8 (9.1)	18.0 (90.9)	6.2
	30～99人	100.0 (100.0)	93.9 (56.2)	52.8 (43.8)	41.1 (100.0)	3.6 (36.1)	1.3 (63.9)	2.5
	100～299人	100.0 (100.0)	97.3 (76.0)	73.9 (24.0)	23.4 (100.0)	1.3 (0.0)	0.0 (100.0)	1.4
	300～499人	100.0 (100.0)	100.0 (90.8)	90.8 (9.2)	9.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	500人以上	100.0 (100.0)	93.4 (73.0)	68.2 (27.0)	25.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	6.6
産業分類	建設業	100.0 (100.0)	85.4 (30.8)	26.3 (69.2)	59.1 (100.0)	12.0 (10.8)	1.3 (89.2)	2.6
	製造業	100.0 (100.0)	86.9 (47.0)	40.8 (53.0)	46.1 (100.0)	8.6 (18.6)	1.6 (81.4)	4.5
	情報通信業	100.0 (100.0)	100.0 (50.8)	50.8 (49.2)	49.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	運輸、郵便業	100.0 (100.0)	75.0 (36.4)	27.3 (63.6)	47.7 (100.0)	14.3 (0.0)	0.0 (100.0)	10.7
	卸売、小売業	100.0 (100.0)	81.4 (59.7)	48.6 (40.3)	32.8 (100.0)	11.9 (0.0)	0.0 (100.0)	6.7
	金融、保険業	100.0 (100.0)	100.0 (77.8)	77.8 (22.2)	22.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	宿泊、飲食業	100.0 (100.0)	86.2 (40.5)	34.9 (59.5)	51.3 (100.0)	6.6 (0.0)	0.0 (100.0)	7.2
	サービス業	100.0 (100.0)	82.5 (46.1)	38.0 (53.9)	44.5 (100.0)	13.0 (1.5)	0.2 (98.5)	4.5
地域別	県北	100.0 (100.0)	83.2 (56.1)	46.7 (43.9)	36.5 (100.0)	11.9 (13.4)	1.6 (86.6)	4.9
	県央	100.0 (100.0)	89.6 (56.7)	50.8 (43.3)	38.8 (100.0)	7.0 (11.4)	0.8 (88.6)	3.4
	県南	100.0 (100.0)	76.8 (47.0)	36.1 (53.0)	40.7 (100.0)	16.6 (8.4)	1.4 (91.6)	6.6
労働組合有	100.0 (100.0)	93.5 (61.3)	57.3 (38.7)	36.2 (100.0)	1.9 (0.0)	0.0 (0.0)	1.9 (100.0)	4.6
労働組合無	100.0 (100.0)	82.5 (52.2)	43.1 (47.8)	39.4 (100.0)	12.8 (10.9)	1.4 (10.9)	11.4 (89.1)	4.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

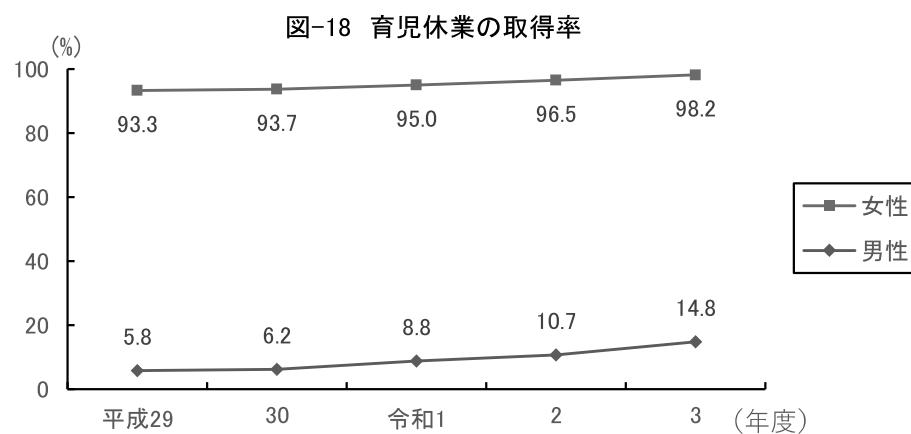
イ 育児休業の取得状況

「取得率」は、女性98.2%、男性14.8% 「平均休業日数」は、256.8日

育児休業の取得状況をみてみると、女性は育児休業該当者※981人のうち963人が取得、取得率98.2%となり、男性は育児休業該当者※676人のうち100人が取得、取得率14.8%となっている。育児休業取得者の一人当たりの平均休業日数は256.8日となっている。

注) 数字はすべて実数であり、割合はそれを基に算出している。

※育児休業該当者とはR2年4月1日～R3年3月31日までの間に1歳未満の子を養育する者をいう。



第18表 育児休業の取得状況

区分	女性				男性				全体平均休業日数(日)	
	該当者(人)	取得者(人)	取得率(%)	平均休業日数(日)	該当者(人)	取得者(人)	取得率(%)	平均休業日数(日)		
調査計	981	963	98.2	279.2	676	100	14.8	40.6	256.8	
企業規模	5～29人	36	34	94.4	253.5	11	3	27.3	6.3	233.5
	30～99人	92	90	97.8	255.3	61	7	11.5	23.7	238.6
	100～299人	231	226	97.8	266.6	172	40	23.3	30.5	231.1
	300～499人	133	130	97.7	287.7	84	11	13.1	63.5	270.2
	500人以上	489	483	98.8	289.1	348	39	11.2	50.3	271.3
産業分類	建設業	10	9	90.0	239.1	25	5	20.0	20.8	161.1
	製造業	168	167	99.4	251.2	288	18	6.3	50.6	231.7
	情報通信業	5	5	100.0	255.4	13	7	53.8	18.3	117.1
	運輸、郵便業	13	13	100.0	441.2	58	7	12.1	102.6	322.7
	卸売、小売業	79	75	94.9	269.6	48	5	10.4	36.6	255.1
	金融、保険業	29	29	100.0	270.6	30	8	26.7	3.8	212.9
	宿泊、飲食業	9	9	100.0	253.3	6	0	0.0	0.0	253.3
	サービス業	68	67	98.5	275.5	28	6	21.4	46.0	256.6
地域別	県北	156	154	98.7	257.9	134	12	9.0	38.3	242.0
	中央	619	611	98.7	289.8	400	78	19.5	39.6	261.5
	県南	206	198	96.1	263.1	142	10	7.0	51.2	252.9
労働組合有	487	481	98.8	291.3	429	54	12.6	46.9	266.7	
労働組合無	494	482	97.6	267.2	247	46	18.6	33.2	246.8	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

注3)育児休業を取得できる要件に該当する人数、育児休業取得者については、抽出率による母集団への復元をしていない。

また誤差が大きいと考えられるので、利用にあたっては注意されたい。

(2) 介護休業制度

ア 介護休業制度規定の有無

「規定あり」が79.1%

介護休業制度の規定がある事業所は79.1%となっている。

介護休業制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所13.1%となっている。

図-19 介護休業制度規定の有無
【調査計:事業所数の割合】

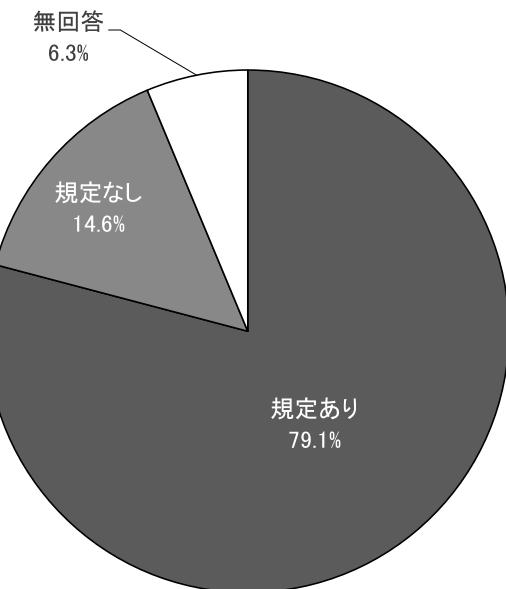
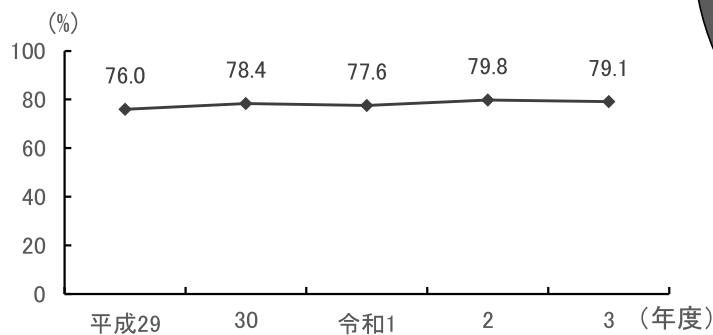


図-20 介護休業制度がある事業所の割合



第19表 介護休業制度規定の有無(事業所数の割合)

区分	合計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調査計	100.0	79.1 (100.0)	12.9 (16.3)	66.2 (83.7)	14.6 (100.0)	0.2 (1.4)	14.4 (98.6)	6.3
企業規模	5～29人	100.0	64.3 (100.0)	4.7 (7.3)	59.6 (92.7)	27.5 (100.0)	0.4 (1.5)	27.1 (98.5)
	30～99人	100.0	88.9 (100.0)	11.5 (12.9)	77.4 (87.1)	5.2 (100.0)	0.2 (3.8)	5.0 (96.2)
	100～299人	100.0	98.2 (100.0)	19.3 (19.7)	78.9 (80.3)	0.1 (100.0)	0.0 (0.0)	0.1 (100.0)
	300～499人	100.0	100.0 (100.0)	40.0 (40.0)	60.0 (60.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	500人以上	100.0	94.6 (100.0)	30.6 (32.3)	64.0 (67.7)	0.2 (100.0)	0.0 (0.0)	0.2 (100.0)
産業分類	建設業	100.0	75.6 (100.0)	3.5 (4.6)	72.1 (95.4)	21.5 (100.0)	0.0 (0.0)	21.5 (100.0)
	製造業	100.0	78.1 (100.0)	16.8 (21.5)	61.3 (78.5)	10.0 (100.0)	0.0 (0.0)	10.0 (100.0)
	情報通信業	100.0	100.0 (100.0)	39.2 (39.2)	60.8 (60.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	運輸、郵便業	100.0	74.5 (100.0)	5.1 (6.8)	69.4 (93.2)	14.8 (100.0)	0.0 (0.0)	14.8 (100.0)
	卸売、小売業	100.0	77.1 (100.0)	9.9 (12.8)	67.2 (87.2)	15.4 (100.0)	1.0 (6.5)	14.4 (93.5)
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	24.4 (24.4)	75.6 (75.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	宿泊、飲食業	100.0	82.9 (100.0)	21.4 (25.8)	61.5 (74.2)	7.3 (100.0)	0.0 (0.0)	7.3 (100.0)
	サービス業	100.0	76.4 (100.0)	11.7 (15.3)	64.7 (84.7)	20.3 (100.0)	0.0 (0.0)	20.3 (100.0)
地域別	県北	100.0	76.7 (100.0)	14.4 (18.8)	62.3 (81.2)	15.9 (100.0)	0.8 (5.0)	15.1 (95.0)
	県央	100.0	85.8 (100.0)	13.1 (15.3)	72.7 (84.7)	10.3 (100.0)	0.0 (0.0)	10.3 (100.0)
	県南	100.0	69.1 (100.0)	11.5 (16.6)	57.6 (83.4)	21.5 (100.0)	0.1 (0.5)	21.4 (99.5)
労働組合有	100.0	92.1 (100.0)	23.1 (25.1)	69.0 (74.9)	2.2 (100.0)	0.0 (0.0)	2.2 (100.0)	5.7
労働組合無	100.0	76.1 (100.0)	10.5 (13.8)	65.6 (86.2)	17.7 (100.0)	0.3 (1.7)	17.4 (98.3)	6.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 介護休業の取得状況

「平均休業日数」は66.1日

介護休業を取得した者は、女性が58人、男性が13人、介護休業取得者1人当たりの平均休業日数は66.1日となっている。

注) 数値は実数であり、割合はそれを基に算出している。

第20表 介護休業の取得状況

区分	介護休業取得者数		平均休業 日数 (日)
	女性 (人)	男性 (人)	
調査計	58	13	66.1
企業規模	5～29人	1	21.0
	30～99人	15	25.0
	100～299人	16	58.5
	300～499人	8	53.5
	500人以上	18	120.4
産業分類	建設業	0	7.0
	製造業	15	57.4
	情報通信業	0	0.0
	運輸、郵便業	0	73.7
	卸売、小売業	6	141.9
	金融、保険業	0	0.0
	宿泊、飲食業	1	16.0
地域別	サービス業	3	4.0
	県北	3	22.6
	中央	30	62.4
労働組合有無別	県南	25	84.0
	労働組合有	21	97.9
	労働組合無	37	47.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

注3)介護休業取得者数については、回答数が少ないため、抽出率による母集団への復元をしていない。

また誤差が大きいと考えられるので、利用にあたっては注意されたい。

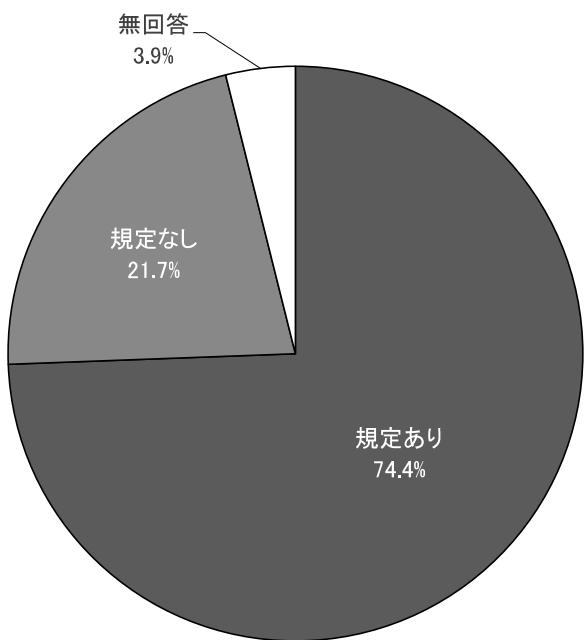
(3) 子の看護休暇制度規定の有無

「規定あり」が74.4%

子の看護休暇制度の規定がある事業所は74.4%となっている。

子の看護休暇制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所は21.4%となっている。

図-21 子の看護休暇制度規定の有無
【調査計：事業所数の割合】



第21表 子の看護休暇制度規定の有無(事業所数の割合)

区分	合計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答	(%)
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無		
調査計	100.0	74.4 (100.0)	19.9 (26.7)	54.5 (73.3)	21.7 (100.0)	1.5 (6.9)	20.2 (93.1)	3.9	
企業規模	5～29人	100.0	56.4 (100.0)	6.9 (12.2)	49.5 (87.8)	38.2 (100.0)	1.8 (4.7)	36.4 (95.3)	5.4
	30～99人	100.0	86.7 (100.0)	21.3 (24.6)	65.4 (75.4)	11.9 (100.0)	3.3 (27.7)	8.6 (72.3)	1.4
	100～299人	100.0	95.7 (100.0)	40.0 (41.8)	55.7 (58.2)	2.8 (100.0)	0.0 (0.0)	2.8 (100.0)	1.5
	300～499人	100.0	100.0 (100.0)	29.8 (29.8)	70.2 (70.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	500人以上	100.0	93.8 (100.0)	41.6 (44.3)	52.2 (55.7)	0.7 (100.0)	0.0 (0.0)	0.7 (100.0)	5.5
産業分類	建設業	100.0	65.7 (100.0)	14.5 (22.1)	51.2 (77.9)	30.3 (100.0)	0.2 (0.7)	30.1 (99.3)	4.0
	製造業	100.0	78.4 (100.0)	11.4 (14.5)	67.0 (85.5)	17.0 (100.0)	0.0 (0.0)	17.0 (100.0)	4.6
	情報通信業	100.0	100.0 (100.0)	83.5 (83.5)	16.5 (16.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	運輸、郵便業	100.0	73.8 (100.0)	3.2 (4.3)	70.6 (95.7)	22.7 (100.0)	0.0 (0.0)	22.7 (100.0)	3.5
	卸売、小売業	100.0	69.4 (100.0)	23.2 (33.4)	46.2 (66.6)	24.6 (100.0)	1.7 (6.9)	22.9 (93.1)	6.0
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	38.1 (38.1)	61.9 (61.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	78.4 (100.0)	18.0 (23.0)	60.4 (77.0)	14.9 (100.0)	0.5 (3.4)	14.4 (96.6)	6.7
	サービス業	100.0	73.9 (100.0)	19.1 (25.8)	54.8 (74.2)	23.0 (100.0)	2.8 (12.2)	20.2 (87.8)	3.1
地域別	県北	100.0	70.2 (100.0)	18.6 (26.5)	51.6 (73.5)	22.7 (100.0)	0.8 (3.5)	21.9 (96.5)	7.1
	中央	100.0	80.4 (100.0)	21.2 (26.4)	59.2 (73.6)	17.6 (100.0)	1.6 (9.1)	16.0 (90.9)	2.0
	県南	100.0	66.8 (100.0)	18.6 (27.8)	48.2 (72.2)	28.5 (100.0)	2.0 (7.0)	26.5 (93.0)	4.7
労働組合有	100.0	88.2 (100.0)	31.4 (35.6)	56.8 (64.4)	5.9 (100.0)	0.0 (0.0)	5.9 (100.0)	5.9	5.9
労働組合無	100.0	71.1 (100.0)	17.2 (24.2)	53.9 (75.8)	25.5 (100.0)	1.9 (7.5)	23.6 (92.5)	3.4	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

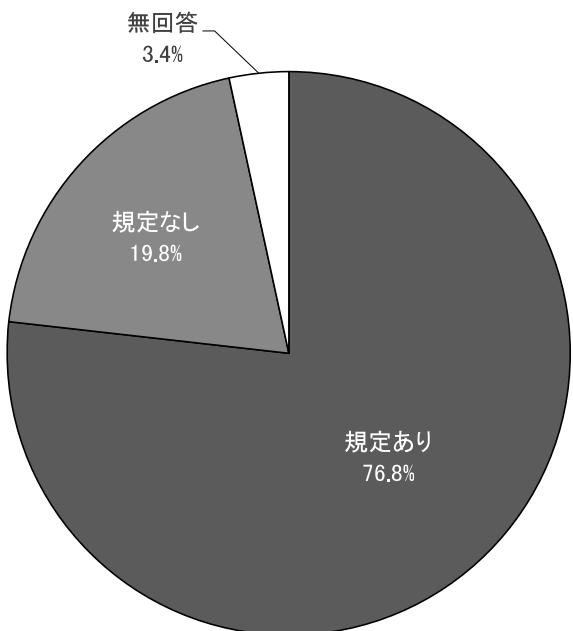
(4) 介護休暇制度規定の有無

「規定あり」が76.8%

介護休暇制度の規定がある事業所は76.8%となっている。

介護休暇制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所は12.8%となっている。

図-22 介護休暇制度規定の有無
【調査計：事業所数の割合】



第22表 介護休暇制度規定の有無(事業所数の割合)

区分	合計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答 (%)
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調査計	100.0	76.8 (100.0)	11.9 (15.5)	64.9 (84.5)	19.8 (100.0)	0.9 (4.5)	18.9 (95.5)	3.4
企業規模	5～29人	100.0	60.7 (100.0)	4.0 (6.6)	56.7 (93.4)	34.6 (100.0)	1.4 (4.0)	33.2 (96.0)
	30～99人	100.0	86.1 (100.0)	14.0 (16.3)	72.1 (83.7)	12.4 (100.0)	1.1 (8.9)	11.3 (91.1)
	100～299人	100.0	96.9 (100.0)	18.9 (19.5)	78.0 (80.5)	1.7 (100.0)	0.0 (0.0)	1.7 (100.0)
	300～499人	100.0	100.0 (100.0)	12.1 (12.1)	87.9 (87.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	500人以上	100.0	95.5 (100.0)	30.5 (31.9)	65.0 (68.1)	0.5 (100.0)	0.0 (0.0)	0.5 (100.0)
産業分類	建設業	100.0	68.3 (100.0)	7.1 (10.4)	61.2 (89.6)	29.0 (100.0)	2.9 (10.0)	26.1 (90.0)
	製造業	100.0	77.9 (100.0)	8.0 (10.3)	69.9 (89.7)	17.4 (100.0)	0.0 (0.0)	17.4 (100.0)
	情報通信業	100.0	100.0 (100.0)	40.7 (40.7)	59.3 (59.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	運輸、郵便業	100.0	73.2 (100.0)	8.9 (12.2)	64.3 (87.8)	23.2 (100.0)	0.0 (0.0)	23.2 (100.0)
	卸売、小売業	100.0	74.6 (100.0)	9.7 (13.0)	64.9 (87.0)	20.4 (100.0)	1.7 (8.3)	18.7 (91.7)
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	51.7 (51.7)	48.3 (48.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	79.0 (100.0)	13.7 (17.3)	65.3 (82.7)	14.4 (100.0)	0.0 (0.0)	14.4 (100.0)
	サービス業	100.0	76.5 (100.0)	12.5 (16.3)	64.0 (83.7)	20.4 (100.0)	0.0 (0.0)	20.4 (100.0)
地域別	県北	100.0	73.2 (100.0)	10.2 (13.9)	63.0 (86.1)	22.1 (100.0)	1.6 (7.2)	20.5 (92.8)
	中央	100.0	82.9 (100.0)	13.3 (16.0)	69.6 (84.0)	15.2 (100.0)	0.4 (2.6)	14.8 (97.4)
	県南	100.0	68.7 (100.0)	10.7 (15.6)	58.0 (84.4)	26.6 (100.0)	1.4 (5.3)	25.2 (94.7)
労働組合有	100.0	93.0 (100.0)	22.2 (23.9)	70.8 (76.1)	3.1 (100.0)	0.9 (29.0)	2.2 (71.0)	3.9
労働組合無	100.0	72.9 (100.0)	9.4 (12.9)	63.5 (87.1)	23.8 (100.0)	0.9 (3.8)	22.9 (96.2)	3.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

5 職場におけるハラスメント防止対策

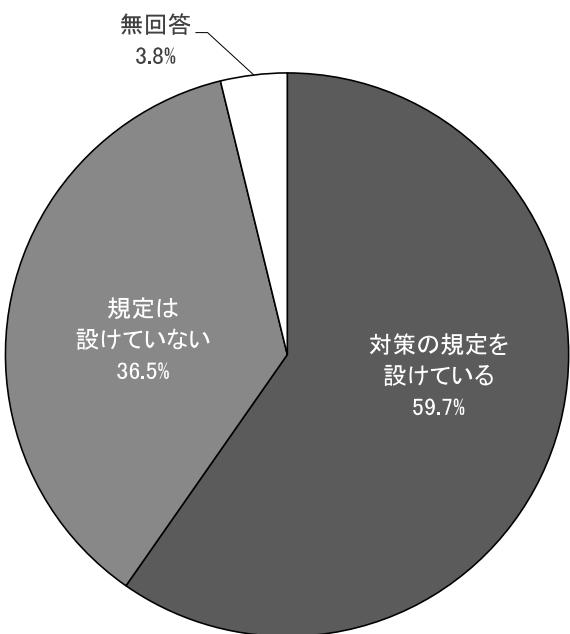
(1) 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無

「対策の規定を設けている」が59.7%

職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定がある事業所は59.7%となっている。

この規定の有無にかかわらず、相談体制を整備している事業所は62.1%となっている。

図-23 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無
【調査計:事業所数の割合】



第23表 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	対策の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	相談体制有	相談体制無	計	相談体制有	相談体制無	
調査計	100.0	59.7 (100.0)	47.5 (79.6)	12.2 (20.4)	36.5 (100.0)	14.6 (40.0)	21.9 (60.0)	3.8
企業規模	5～29人	100.0	41.1 (100.0)	23.1 (56.2)	18.0 (43.8)	53.5 (100.0)	19.2 (35.9)	34.3 (64.1)
	30～99人	100.0	60.5 (100.0)	49.3 (81.5)	11.2 (18.5)	37.9 (100.0)	15.7 (41.4)	22.2 (58.6)
	100～299人	100.0	86.0 (100.0)	80.2 (93.3)	5.8 (6.7)	12.6 (100.0)	10.3 (81.7)	2.3 (18.3)
	300～499人	100.0	81.8 (100.0)	75.1 (91.8)	6.7 (8.2)	18.2 (100.0)	6.6 (36.3)	11.6 (63.7)
	500人以上	100.0	92.4 (100.0)	92.2 (99.8)	0.2 (0.2)	3.6 (100.0)	3.6 (0.0)	0.0 (0.0)
産業分類	建設業	100.0	47.6 (100.0)	23.7 (49.8)	23.9 (50.2)	49.7 (100.0)	18.9 (38.0)	30.8 (62.0)
	製造業	100.0	52.3 (100.0)	33.9 (64.8)	18.4 (35.2)	42.8 (100.0)	17.4 (40.7)	25.4 (59.3)
	情報通信業	100.0	95.0 (100.0)	95.0 (100.0)	0.0 (0.0)	5.0 (100.0)	0.0 (0.0)	5.0 (100.0)
	運輸、郵便業	100.0	52.8 (100.0)	41.7 (79.0)	11.1 (21.0)	43.7 (100.0)	20.6 (47.1)	23.1 (52.9)
	卸売、小売業	100.0	61.2 (100.0)	57.0 (93.1)	4.2 (6.9)	32.1 (100.0)	8.9 (27.7)	23.2 (72.3)
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	宿泊、飲食業	100.0	62.9 (100.0)	52.0 (82.7)	10.9 (17.3)	30.4 (100.0)	12.4 (40.8)	18.0 (59.2)
	サービス業	100.0	62.3 (100.0)	54.0 (86.7)	8.3 (13.3)	34.7 (100.0)	13.9 (40.1)	20.8 (59.9)
地域別	県北	100.0	60.2 (100.0)	51.1 (84.9)	9.1 (15.1)	35.0 (100.0)	14.2 (40.6)	20.8 (59.4)
	中央	100.0	65.6 (100.0)	50.3 (76.7)	15.3 (23.3)	32.1 (100.0)	14.1 (43.9)	18.0 (56.1)
	県南	100.0	48.6 (100.0)	39.6 (81.5)	9.0 (18.5)	46.1 (100.0)	16.1 (34.9)	30.0 (65.1)
労働組合有	100.0	85.4 (100.0)	80.3 (94.0)	5.1 (6.0)	10.7 (100.0)	6.3 (58.9)	4.4 (41.1)	3.9
労働組合無	100.0	53.5 (100.0)	39.7 (74.2)	13.8 (25.8)	42.7 (100.0)	16.6 (38.9)	26.1 (61.1)	3.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

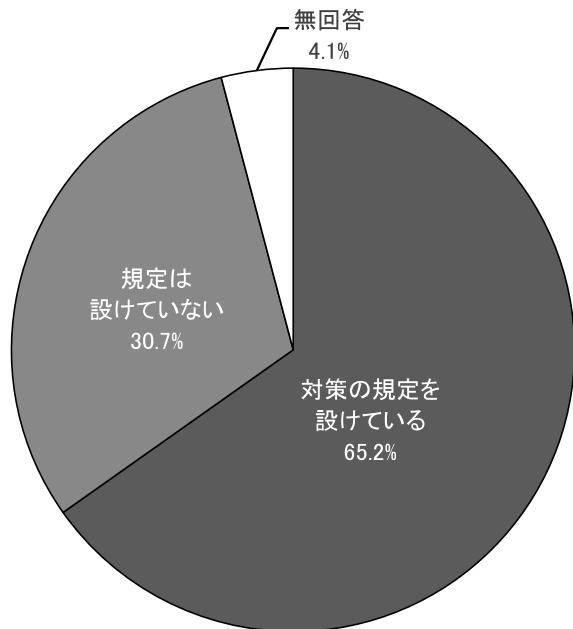
(2) 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策に関する規定の有無

「対策の規定を設けている」が65.2%

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策に関する規定がある事業所は65.2%となっている。

この規定の有無にかかわらず、相談体制を整備している事業所は61.5%となっている。

図-24 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策に関する規定の有無
【調査計：事業所数の割合】



第24表 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策に関する規定の有無(事業所数の割合)

区分	合計	対策の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	相談体制有	相談体制無	計	相談体制有	相談体制無	
調査計	100.0	65.2 (100.0)	50.7 (77.8)	14.5 (22.2)	30.7 (100.0)	10.8 (35.2)	19.9 (64.8)	4.1
企業規模	5～29人	100.0	47.3 (100.0)	26.7 (56.4)	20.6 (43.6)	47.3 (100.0)	14.5 (30.7)	32.8 (69.3)
	30～99人	100.0	66.3 (100.0)	54.0 (81.4)	12.3 (18.6)	31.8 (100.0)	13.8 (43.4)	18.0 (56.6)
	100～299人	100.0	90.8 (100.0)	81.2 (89.4)	9.6 (10.6)	6.0 (100.0)	5.3 (88.3)	0.7 (11.7)
	300～499人	100.0	94.2 (100.0)	82.9 (88.0)	11.3 (12.0)	5.8 (100.0)	1.0 (17.2)	4.8 (82.8)
	500人以上	100.0	94.2 (100.0)	92.7 (98.4)	1.5 (1.6)	1.8 (100.0)	1.8 (100.0)	0.0 (0.0)
産業分類	建設業	100.0	51.0 (100.0)	24.4 (47.8)	26.6 (52.2)	46.4 (100.0)	15.8 (34.1)	30.6 (65.9)
	製造業	100.0	59.8 (100.0)	39.4 (65.9)	20.4 (34.1)	33.9 (100.0)	15.5 (45.7)	18.4 (54.3)
	情報通信業	100.0	100.0 (100.0)	95.0 (95.0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	運輸、郵便業	100.0	59.4 (100.0)	40.6 (68.4)	18.8 (31.6)	36.0 (100.0)	12.9 (35.8)	23.1 (64.2)
	卸売、小売業	100.0	64.9 (100.0)	58.9 (90.8)	6.0 (9.2)	28.3 (100.0)	6.3 (22.3)	22.0 (77.7)
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	宿泊、飲食業	100.0	70.5 (100.0)	59.6 (84.5)	10.9 (15.5)	22.8 (100.0)	8.6 (37.7)	14.2 (62.3)
	サービス業	100.0	67.6 (100.0)	54.7 (80.9)	12.9 (19.1)	29.0 (100.0)	10.5 (36.2)	18.5 (63.8)
地域別	県北	100.0	68.6 (100.0)	55.3 (80.6)	13.3 (19.4)	26.4 (100.0)	8.6 (32.6)	17.8 (67.4)
	県央	100.0	70.2 (100.0)	53.9 (76.8)	16.3 (23.2)	26.9 (100.0)	10.1 (37.5)	16.8 (62.5)
	県南	100.0	53.5 (100.0)	41.2 (77.0)	12.3 (23.0)	41.2 (100.0)	13.8 (33.5)	27.4 (66.5)
労働組合有	100.0	85.8 (100.0)	77.7 (90.6)	8.1 (9.4)	8.5 (100.0)	4.3 (50.6)	4.2 (49.4)	5.7
労働組合無	100.0	60.3 (100.0)	44.3 (73.5)	16.0 (26.5)	36.1 (100.0)	12.4 (34.3)	23.7 (65.7)	3.6

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

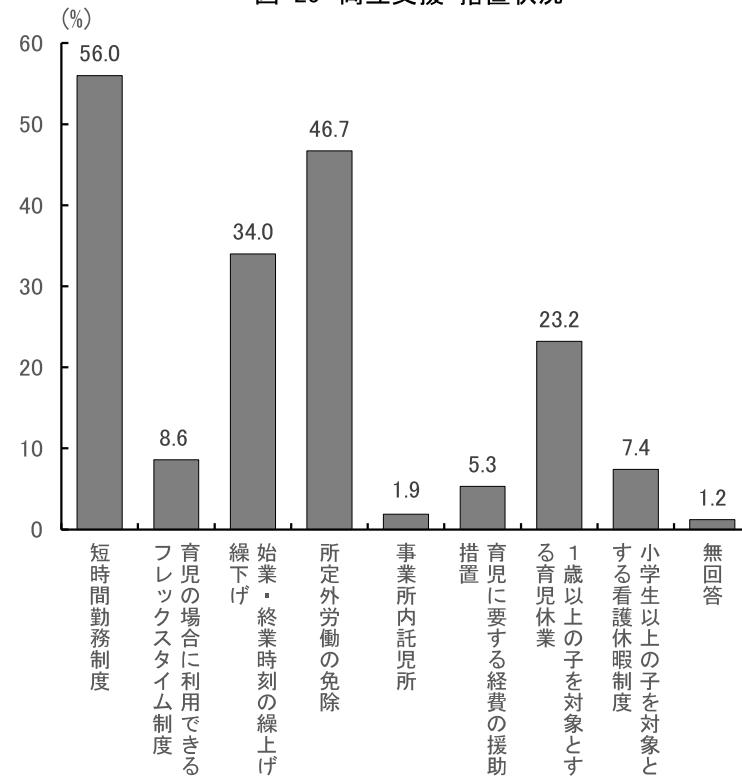
6 仕事と子育ての両立支援

(1) 両立支援・措置状況

「行っている」が66.5%

仕事と子育ての両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所は66.5%となっており、その具体的な支援・措置として最も多のが「短時間勤務制度」で56.0%、次いで「所定外労働の免除」で46.7%となっている。

図-25 両立支援・措置状況



第25表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合、複数回答)

(%)

区分	合計	行っている											行っていない	無回答
			短時間勤務制度	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ	所定外労働の免除	事業所内託児所	育児に要する経費の援助措置	1歳以上の子を対象とする育児休業	小学生以上のお子を対象とする看護休暇制度	無回答			
調査計	100.0	66.5	56.0	8.6	34.0	46.7	1.9	5.3	23.2	7.4	1.2	29.6	3.9	
企業規模	5～29人	100.0	47.3	34.3	6.9	20.9	25.3	1.4	4.0	8.7	4.0	2.2	47.6	5.1
	30～99人	100.0	76.5	62.2	8.7	41.1	56.8	1.6	3.9	26.1	7.7	0.3	21.6	1.9
	100～299人	100.0	91.3	83.7	11.3	43.8	73.8	0.3	1.8	35.2	7.7	0.2	7.3	1.4
	300～499人	100.0	92.8	92.7	5.6	41.9	86.7	5.7	12.8	47.0	0.6	0.0	7.2	0.0
	500人以上	100.0	89.5	87.6	12.7	59.6	71.4	4.3	13.8	53.0	20.9	0.4	4.0	6.5
産業分類	建設業	100.0	47.0	36.8	8.0	25.4	31.0	2.7	6.1	10.1	6.0	0.0	48.6	4.4
	製造業	100.0	65.4	50.5	8.4	31.9	42.3	0.1	5.1	20.1	6.9	3.0	31.4	3.2
	情報通信業	100.0	90.0	88.5	5.0	50.8	55.8	0.0	5.0	82.0	44.2	0.0	10.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	44.2	34.3	17.6	21.3	32.5	5.7	4.1	14.5	5.8	0.5	55.8	0.0
	卸売、小売業	100.0	67.5	59.5	8.6	30.4	51.0	1.0	7.0	26.3	6.8	1.0	24.8	7.7
	金融、保険業	100.0	85.2	84.1	31.3	66.8	61.9	7.6	29.5	25.0	36.1	0.0	14.8	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	74.7	67.1	8.8	52.2	46.6	0.5	0.5	25.7	0.0	0.0	18.7	6.6
	サービス業	100.0	68.1	58.5	5.4	42.3	48.6	3.3	4.6	25.9	3.9	0.0	28.8	3.1
地域別	県北	100.0	62.9	52.9	8.6	34.0	43.8	0.3	3.2	25.7	5.1	2.7	33.0	4.1
	中央	100.0	70.1	61.1	9.8	35.0	49.1	3.2	4.6	26.0	9.4	0.4	26.8	3.1
	県南	100.0	63.0	49.3	6.3	32.2	44.7	0.8	8.4	16.2	5.6	1.5	31.7	5.3
労働組合有	100.0	81.3	76.1	12.7	44.4	69.5	2.0	12.4	40.0	12.1	0.0	12.9	5.8	
労働組合無	100.0	62.9	51.2	7.6	31.5	41.2	1.9	3.7	19.2	6.2	1.5	33.5	3.6	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

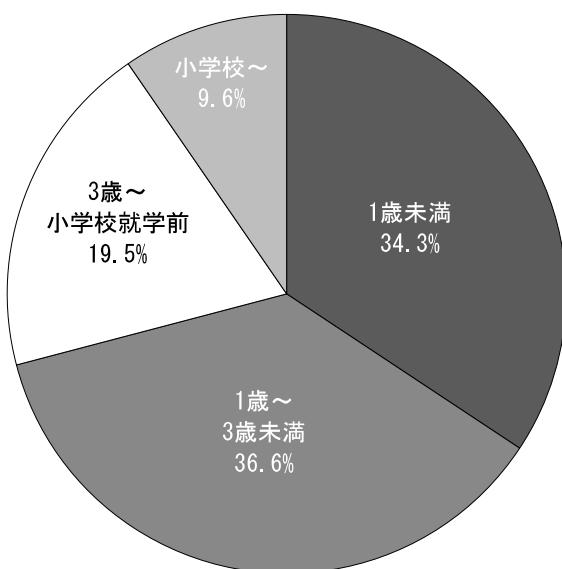
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ア 短時間勤務制度

「1歳～3歳未満」が36.6%

短時間勤務制度の措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると「1歳～3歳未満」が36.6%と最も多い。次いで「1歳未満」が34.3%となっている。

図-26 短時間勤務制度



第26表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
短時間勤務制度 (%)

区分	合計	1歳未満	1歳～3歳未満	3歳～小学校就学前	小学校～
調査計	100.0	34.3	36.6	19.5	9.6
企業規模	5～29人	100.0	35.2	36.7	17.6
	30～99人	100.0	37.3	42.3	15.3
	100～299人	100.0	35.6	39.8	17.7
	300～499人	100.0	39.0	39.2	18.9
	500人以上	100.0	28.8	29.3	26.1
産業分類	建設業	100.0	32.2	35.2	19.5
	製造業	100.0	34.6	36.4	18.3
	情報通信業	100.0	28.5	28.5	28.0
	運輸、郵便業	100.0	35.6	39.2	18.0
	卸売、小売業	100.0	33.1	35.3	20.1
	金融、保険業	100.0	30.2	30.6	23.8
	宿泊、飲食業	100.0	30.5	31.7	22.5
	サービス業	100.0	35.3	35.7	21.0
地域別	県北	100.0	35.2	37.0	19.6
	中央	100.0	34.2	37.1	18.5
	県南	100.0	33.6	35.2	21.6
労働組合有	100.0	33.1	33.5	22.1	11.3
労働組合無	100.0	34.8	37.9	18.4	8.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

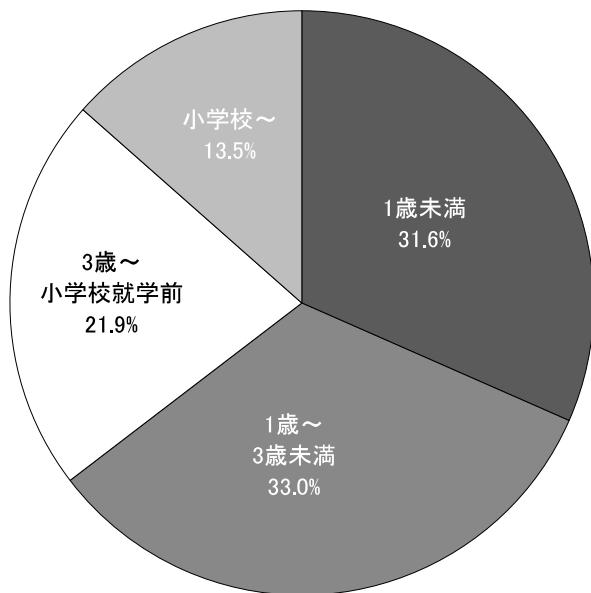
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

「1歳～3歳未満」が33.0%

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると「1歳～3歳未満」が33.0%と最も多い。次いで「1歳未満」が31.6%となっている。

図-27 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ



第27表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (%)

区分	合計	1歳未満	1歳～3歳未満	3歳～小学校就学前	小学校～
調査計	100.0	31.6	33.0	21.9	13.5
企業規模	5～29人	100.0	27.9	32.9	22.1
	30～99人	100.0	36.5	33.8	19.7
	100～299人	100.0	34.5	38.3	20.3
	300～499人	100.0	38.7	37.9	17.1
	500人以上	100.0	28.6	28.1	25.4
産業分類	建設業	100.0	26.0	32.9	24.6
	製造業	100.0	34.2	34.6	21.7
	情報通信業	100.0	33.7	28.7	33.7
	運輸、郵便業	100.0	32.2	38.0	20.8
	卸売、小売業	100.0	30.4	30.0	23.3
	金融、保険業	100.0	34.3	34.3	13.5
	宿泊、飲食業	100.0	26.7	26.4	25.2
	サービス業	100.0	34.0	36.7	20.6
地域別	県北	100.0	35.3	34.1	21.6
	中央	100.0	30.9	32.6	22.1
	県南	100.0	29.7	32.8	21.8
労働組合有	100.0	32.7	32.5	22.3	12.5
労働組合無	100.0	31.2	33.2	21.8	13.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

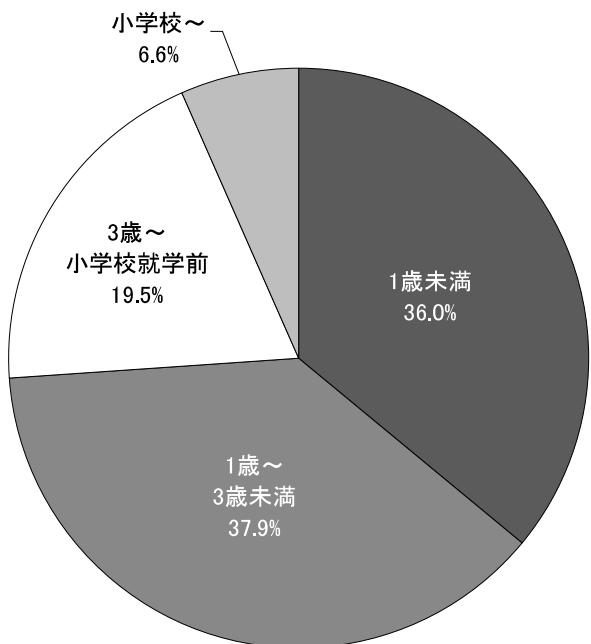
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 所定外労働の免除

「1歳未満～3歳未満」が37.9%

所定外労働の免除の措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると「1歳～3歳未満」が37.9%と最も多い。次いで「1歳未満」が36.0%となっている。

図-28 所定外労働の免除



第28表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
所定外労働の免除 (%)

区分	合計	1歳未満	1歳～3歳未満	3歳～小学校就学前	小学校～
調査計	100.0	36.0	37.9	19.5	6.6
企業規模	5～29人	100.0	34.4	37.4	19.6
	30～99人	100.0	39.1	37.6	18.1
	100～299人	100.0	37.1	39.8	19.1
	300～499人	100.0	39.0	41.7	18.7
	500人以上	100.0	32.9	35.6	21.6
産業分類	建設業	100.0	30.3	32.2	23.9
	製造業	100.0	39.1	38.8	19.3
	情報通信業	100.0	13.5	15.5	71.0
	運輸、郵便業	100.0	36.1	41.5	20.1
	卸売、小売業	100.0	36.1	36.0	19.9
	金融、保険業	100.0	41.8	48.6	7.8
	宿泊、飲食業	100.0	36.0	39.1	13.6
	サービス業	100.0	35.8	37.4	21.6
地域別	県北	100.0	34.9	35.2	23.3
	中央	100.0	37.4	39.7	17.8
	県南	100.0	34.5	37.0	19.3
労働組合有	100.0	36.6	37.5	19.7	6.2
労働組合無	100.0	35.8	38.1	19.5	6.6

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

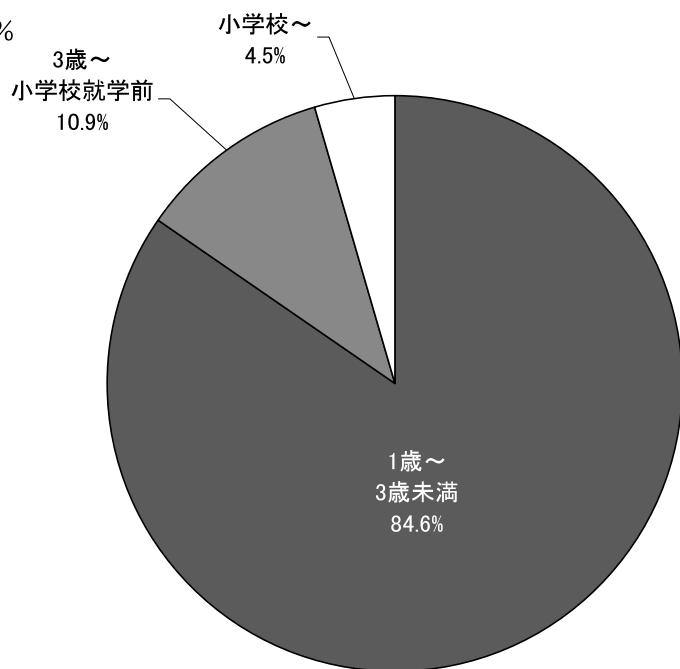
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

エ 1歳以上の子を対象とする育児休業

「1歳～3歳未満」が84.6%

1歳以上の子を対象とする育児休業の措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると「1歳～3歳未満」が84.6%と最も多い。

図-29 1歳以上の子を対象とする育児休業



第29表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)

1歳以上の子を対象とする育児休業

(%)

区分	合計	1歳～3歳未満	3歳～小学校就学前	小学校～
調査計	100.0	84.6	10.9	4.5
企業規模	5～29人	100.0	72.6	20.3
	30～99人	100.0	86.9	11.1
	100～299人	100.0	99.0	1.0
	300～499人	100.0	86.1	2.9
	500人以上	100.0	82.2	12.5
産業分類	建設業	100.0	68.4	20.7
	製造業	100.0	81.1	17.0
	情報通信業	100.0	88.9	5.5
	運輸、郵便業	100.0	98.8	1.2
	卸売、小売業	100.0	82.2	10.6
	金融、保険業	100.0	60.8	21.0
	宿泊、飲食業	100.0	98.1	1.9
	サービス業	100.0	82.6	11.5
地域別	県北	100.0	90.8	8.1
	中央	100.0	84.1	11.3
	県南	100.0	78.9	13.3
労働組合有	100.0	83.7	10.8	5.5
労働組合無	100.0	85.2	11.0	3.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

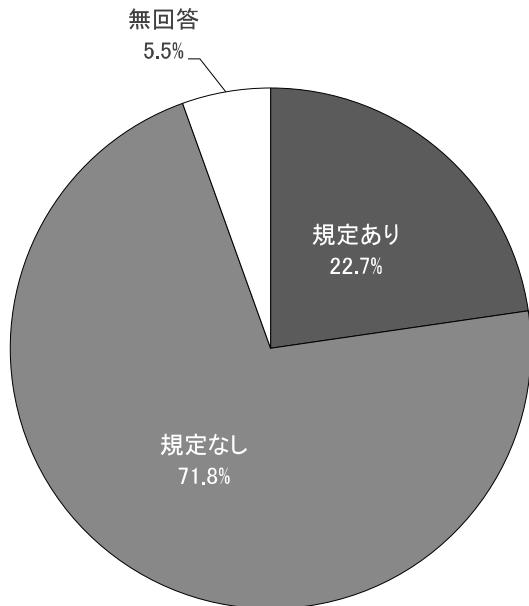
(2) 妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度

「何らかの規定を設けている」が22.7%

妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置の規定がある事業所は22.7%となっている。

規定の有無にかかわらずこの特別措置を実施したことがある事業所は13.9%となっている。

図-30 再雇用特別措置に関する規定の有無



第30表 育児・介護退職者の再雇用特別措置制度規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調査計	100.0	22.7 (100.0)	6.4 (28.2)	16.3 (71.8)	71.8 (100.0)	7.5 (10.4)	64.3 (89.6)	5.5
企業規模	5～29人	100.0	18.8 (100.0)	2.9 (15.4)	15.9 (84.6)	73.6 (100.0)	5.4 (7.3)	68.2 (92.7)
	30～99人	100.0	20.4 (100.0)	6.8 (33.3)	13.6 (66.7)	76.6 (100.0)	7.5 (9.8)	69.1 (90.2)
	100～299人	100.0	15.8 (100.0)	6.1 (38.6)	9.7 (61.4)	82.5 (100.0)	16.0 (19.4)	66.5 (80.6)
	300～499人	100.0	18.9 (100.0)	5.9 (31.2)	13.0 (68.8)	74.9 (100.0)	5.7 (7.6)	69.2 (92.4)
	500人以上	100.0	48.4 (100.0)	19.4 (40.1)	29.0 (59.9)	47.4 (100.0)	7.1 (15.0)	40.3 (85.0)
産業分類	建設業	100.0	25.3 (100.0)	3.6 (14.2)	21.7 (85.8)	70.5 (100.0)	4.4 (6.2)	66.1 (93.8)
	製造業	100.0	18.0 (100.0)	5.3 (29.4)	12.7 (70.6)	72.9 (100.0)	5.3 (7.3)	67.6 (92.7)
	情報通信業	100.0	47.7 (100.0)	0.0 (0.0)	47.7 (100.0)	52.3 (100.0)	0.0 (0.0)	52.3 (100.0)
	運輸、郵便業	100.0	31.6 (100.0)	10.8 (34.2)	20.8 (65.8)	64.8 (100.0)	0.7 (1.1)	64.1 (98.9)
	卸売、小売業	100.0	24.4 (100.0)	5.1 (20.9)	19.3 (79.1)	66.3 (100.0)	9.0 (13.6)	57.3 (86.4)
	金融、保険業	100.0	37.3 (100.0)	35.8 (96.0)	1.5 (4.0)	62.7 (100.0)	0.0 (0.0)	62.7 (100.0)
	宿泊、飲食業	100.0	25.6 (100.0)	13.0 (50.8)	12.6 (49.2)	67.4 (100.0)	4.5 (6.7)	62.9 (93.3)
	サービス業	100.0	18.2 (100.0)	3.3 (18.1)	14.9 (81.9)	77.4 (100.0)	6.4 (8.3)	71.0 (91.7)
地域別	県北	100.0	24.2 (100.0)	5.9 (24.4)	18.3 (75.6)	69.4 (100.0)	5.2 (7.5)	64.2 (92.5)
	中央	100.0	22.7 (100.0)	5.9 (26.0)	16.8 (74.0)	73.6 (100.0)	8.3 (11.3)	65.3 (88.7)
	県南	100.0	21.6 (100.0)	8.0 (37.0)	13.6 (63.0)	70.8 (100.0)	8.1 (11.4)	62.7 (88.6)
労働組合有	100.0	35.8 (100.0)	11.9 (33.2)	23.9 (66.8)	59.0 (100.0)	4.1 (6.9)	54.9 (93.1)	5.2
労働組合無	100.0	19.5 (100.0)	5.1 (26.2)	14.4 (73.8)	75.0 (100.0)	8.4 (11.2)	66.6 (88.8)	5.5

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

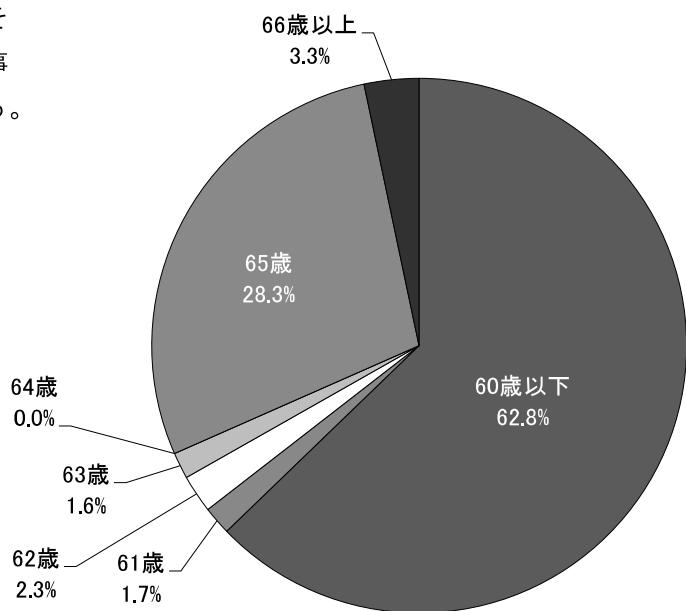
7 定年制

(1) 定年制の有無と定年年齢

「定年制あり」が87.0%

定年制のある事業所は87.0%でそのうち定年年齢を60歳以下とする事業所が62.8%と最も多くなっている。

図-31 定年年齢



第31表 定年制の有無と定年年齢(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	定年制 あり	60歳 以下	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	定年制 なし	無回答
調査計	100.0 (100.0)	87.0 (62.8)	54.6 (62.8)	1.5 (1.7)	2.0 (2.3)	1.4 (1.6)	0.0 (0.0)	24.6 (28.3)	2.9 (3.3)	10.2	2.8
企業規模	5～29人	100.0 (100.0)	79.2 (54.5)	43.2 (1.8)	1.4 (0.0)	0.0 (1.8)	1.4 (0.0)	0.0 (0.0)	29.6 (37.4)	3.6 (4.5)	17.3 (4.5)
	30～99人	100.0 (100.0)	93.6 (70.6)	66.1 (2.5)	2.3 (2.9)	2.7 (0.3)	0.3 (0.0)	0.0 (0.0)	19.6 (20.9)	2.6 (2.8)	5.0 (2.2)
	100～299人	100.0 (100.0)	94.3 (74.0)	69.8 (0.4)	0.4 (1.6)	1.5 (1.4)	1.3 (0.1)	0.1 (0.1)	19.1 (20.3)	2.1 (2.2)	4.4 (2.2)
	300～499人	100.0 (100.0)	100.0 (74.6)	74.6 (6.9)	6.9 (12.3)	12.3 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.6 (5.6)	0.6 (0.6)	0.0 (0.0)
	500人以上	100.0 (100.0)	94.5 (61.4)	58.0 (0.0)	0.0 (6.6)	6.2 (3.7)	3.5 (0.0)	0.0 (0.0)	24.4 (25.8)	2.4 (2.5)	0.3 (2.5)
産業分類	建設業	100.0 (100.0)	82.6 (36.6)	30.2 (3.3)	2.7 (0.2)	0.2 (1.8)	1.5 (0.0)	0.0 (0.0)	42.3 (51.2)	5.7 (6.9)	16.0 (6.9)
	製造業	100.0 (100.0)	85.7 (67.9)	58.2 (0.0)	0.0 (1.8)	1.5 (1.6)	1.4 (0.1)	0.1 (0.1)	23.5 (27.4)	1.0 (1.2)	11.7 (1.2)
	情報通信業	100.0 (100.0)	100.0 (67.3)	67.3 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	32.7 (32.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	運輸、郵便業	100.0 (100.0)	96.4 (64.7)	62.4 (4.3)	4.1 (0.7)	0.7 (3.7)	3.6 (0.0)	0.0 (0.0)	20.8 (21.6)	4.8 (5.0)	3.6 (5.0)
	卸売、小売業	100.0 (100.0)	81.9 (71.4)	58.5 (1.0)	0.8 (4.3)	3.5 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	16.0 (19.5)	3.1 (3.8)	11.2 (3.8)
	金融、保険業	100.0 (100.0)	100.0 (84.1)	84.1 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	15.9 (15.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	宿泊、飲食業	100.0 (100.0)	82.9 (58.6)	48.6 (0.0)	0.0 (4.0)	3.3 (0.6)	0.5 (0.0)	0.0 (0.0)	26.2 (31.6)	4.3 (5.2)	7.1 (5.2)
	サービス業	100.0 (100.0)	91.0 (67.6)	61.5 (0.0)	0.0 (1.8)	1.6 (1.5)	1.4 (0.0)	0.0 (0.0)	26.4 (29.0)	0.1 (0.1)	7.6 (0.1)
地域別	県北	100.0 (100.0)	83.2 (62.5)	52.0 (0.4)	0.3 (4.3)	3.6 (3.5)	2.9 (0.0)	0.0 (0.0)	22.8 (27.4)	1.6 (1.9)	14.4 (1.9)
	中央	100.0 (100.0)	90.1 (65.7)	59.2 (1.6)	1.4 (1.8)	1.6 (1.3)	1.2 (0.0)	0.0 (0.0)	23.7 (26.3)	3.0 (3.3)	7.6 (3.3)
	県南	100.0 (100.0)	83.8 (56.4)	47.3 (3.1)	2.6 (1.8)	1.5 (0.8)	0.7 (0.0)	0.0 (0.0)	27.8 (33.2)	3.9 (4.7)	11.4 (4.7)
労働組合有	100.0 (100.0)	91.3 (75.8)	69.2 (0.3)	0.3 (3.9)	3.6 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	16.3 (17.9)	1.9 (2.1)	3.9 (2.1)	4.8
労働組合無	100.0 (100.0)	85.8 (59.1)	50.7 (2.0)	1.7 (2.0)	1.7 (2.1)	1.8 (2.1)	0.0 (0.0)	26.7 (31.1)	3.2 (3.7)	11.7 (3.7)	2.5

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-32 定年制がある場合の定年年齢(企業規模別)

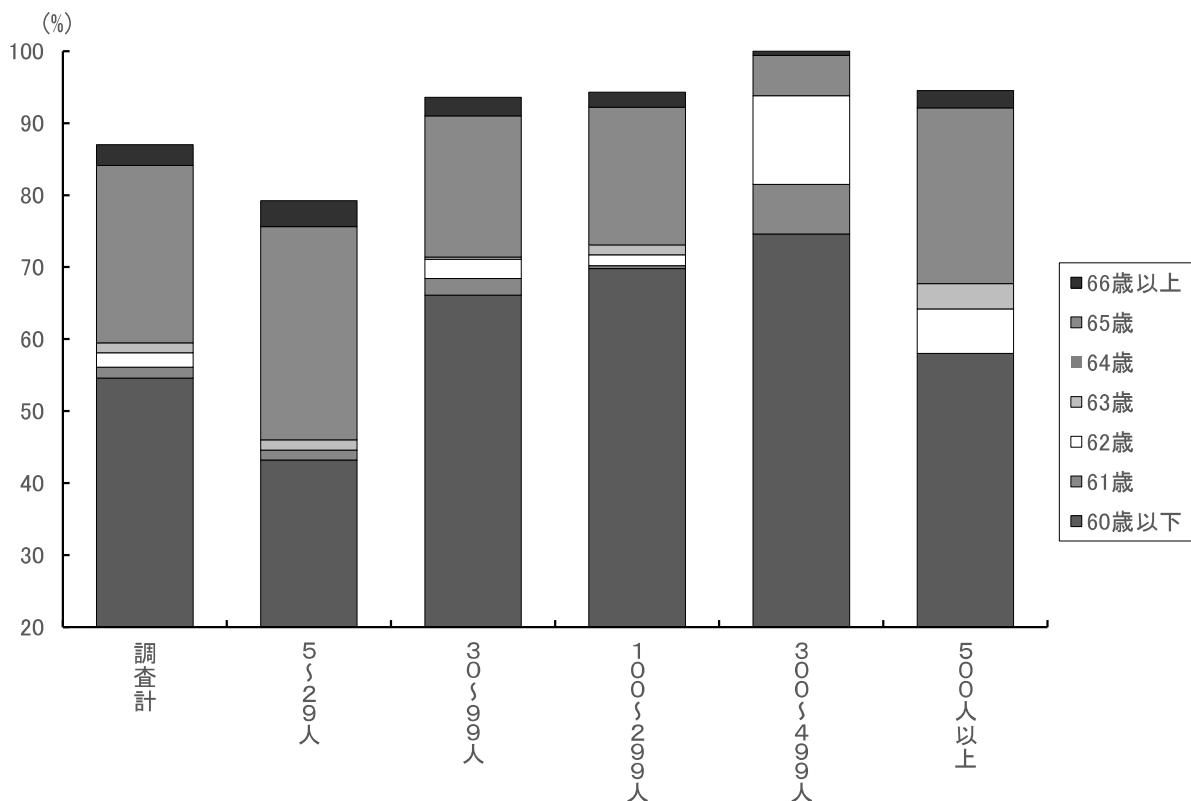
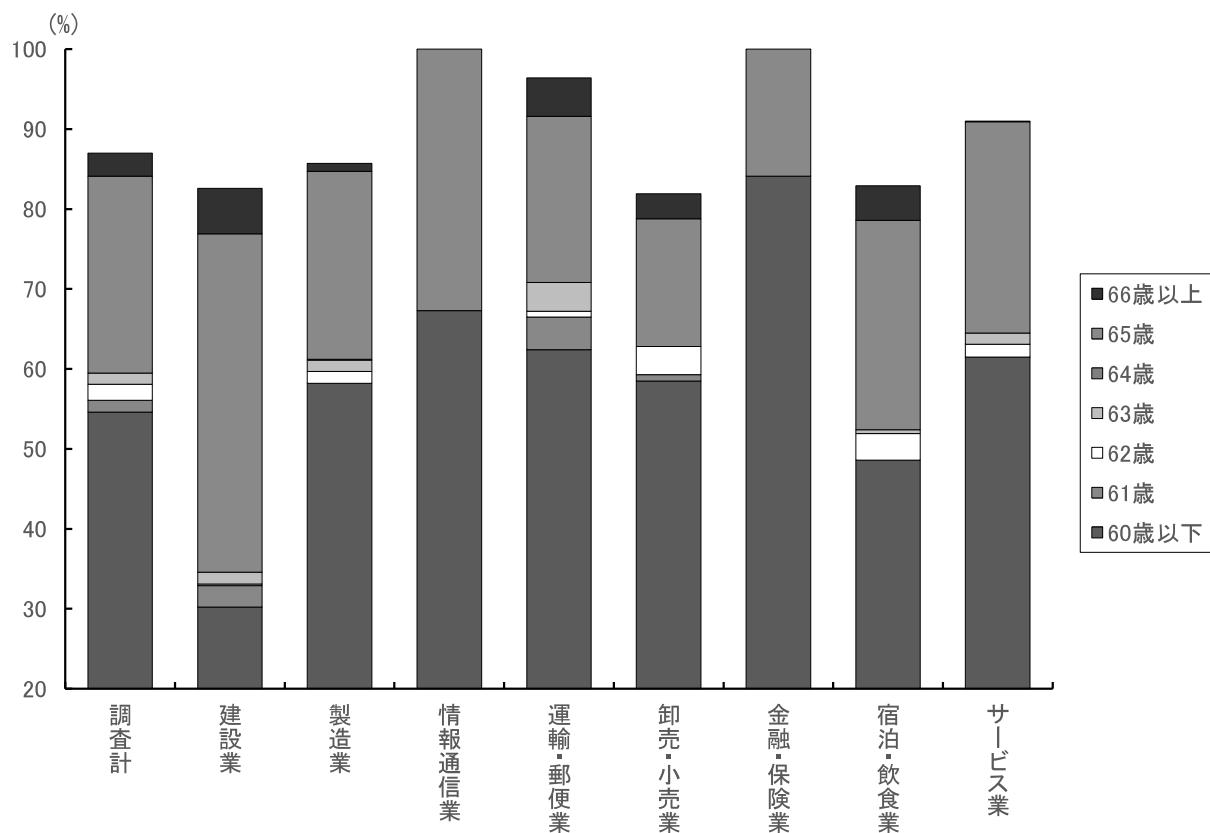


図-33 定年制がある場合の定年年齢(産業別)



(2) 定年後の継続雇用制度

ア 定年制実施事業所の継続雇用制度の有無

「継続雇用制度あり」が86.1%

定年制実施事業所のうち、再雇用または勤務延長制度がある事業所は86.1%となっている。

イ 継続雇用制度の最高雇用年齢

「70歳以上又は上限なし」が49.0%

定年制実施事業所で継続雇用制度を実施している事業所において、雇用延長できる最高年齢は、「70歳以上又は上限なし」が49.0%と最も多くなっている。

第32表 定年後の継続雇用制度の有無
(事業所数の割合)

(%)

区分		合計	制度あり	制度なし	無回答
調査計	100.0	86.1	8.3	5.6	
企業規模	5～29人	100.0	79.4	12.3	8.3
	30～99人	100.0	92.5	3.9	3.6
	100～299人	100.0	94.4	4.4	1.2
	300～499人	100.0	99.8	0.2	0.0
	500人以上	100.0	89.2	5.6	5.2
産業分類	建設業	100.0	86.2	9.8	4.0
	製造業	100.0	90.8	5.0	4.2
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	95.3	4.7	0.0
	卸売、小売業	100.0	80.2	9.7	10.1
	金融、保険業	100.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	77.6	9.1	13.3
地域別	サービス業	100.0	87.8	7.7	4.5
	県北	100.0	85.8	7.8	6.4
	中央	100.0	86.8	8.7	4.5
	県南	100.0	84.9	7.8	7.3
労働組合	労働組合有	100.0	92.3	4.0	3.7
	労働組合無	100.0	84.6	9.3	6.1

第33表 継続雇用制度の最高雇用年齢(事業所数の割合)

(%)

区分		合計	61歳以下	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳～69歳	70歳以上又は上限なし	無回答
調査計	100.0	0.1	0.0	0.6	0.2	45.8	1.4	49.0	2.9	
企業規模	5～29人	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	32.3	0.5	62.3	4.4
	30～99人	100.0	0.3	0.0	0.0	0.0	53.9	1.4	42.2	2.2
	100～299人	100.0	0.0	0.0	1.3	1.3	65.4	1.7	29.5	0.8
	300～499人	100.0	0.0	0.0	0.2	0.0	66.9	9.6	22.0	1.3
	500人以上	100.0	0.0	0.0	1.5	0.0	49.9	1.7	45.3	1.6
産業分類	建設業	100.0	0.2	0.0	0.0	0.0	20.0	1.8	73.1	4.9
	製造業	100.0	0.0	0.0	1.5	0.0	48.1	0.4	47.8	2.2
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	67.3	0.0	32.7	0.0
	運輸、郵便業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.0	3.9	35.3	3.8
	卸売、小売業	100.0	0.2	0.0	1.0	1.0	47.4	3.1	41.4	5.9
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.3	7.4	38.3	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.4	0.0	56.1	1.5
	サービス業	100.0	0.0	0.0	1.6	0.0	58.5	0.2	38.0	1.7
地域別	県北	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.6	0.9	53.3	0.2
	中央	100.0	0.1	0.0	0.8	0.4	47.7	1.9	46.9	2.2
	県南	100.0	0.1	0.0	0.8	0.0	42.4	1.0	49.1	6.6
労働組合有	100.0	0.0	0.0	2.1	0.0	64.3	2.1	28.1	3.4	
労働組合無	100.0	0.1	0.0	0.3	0.3	40.9	1.2	54.4	2.8	

注1)「サービス業」には「学術研究・専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

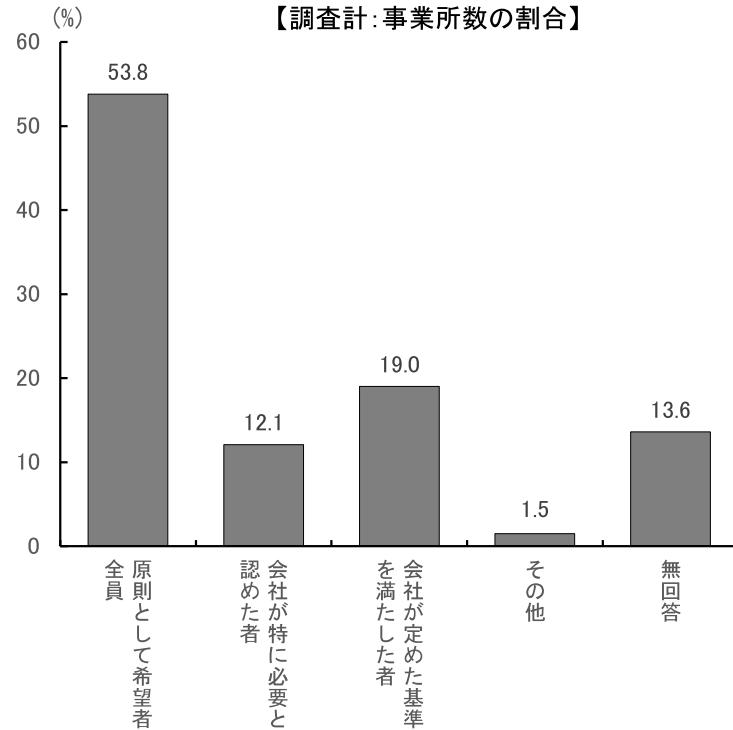
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」を含む。

ウ 継続雇用制度適用対象者の範囲

「原則として希望者全員」が53.8%

定年制実施事業所のうち継続雇用制度がある事業所において、継続雇用制度の対象となる者は、「原則として希望者全員」が53.8%と最も多く、以下「会社が定めた基準を満たした者」が19.0%、「会社が特に必要と認めた者」が12.1%となっている。

図-34 継続雇用制度適用対象者の範囲
【調査計:事業所数の割合】



第34表 継続雇用制度適用対象者の範囲(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	原則として希望者全員	会社が特に必要と認めた者	会社が定めた基準を満たした者	その他	無回答
調査計	100.0	53.8	12.1	19.0	1.5	13.6
企業規模	5～29人	100.0	55.9	16.8	13.6	0.9
	30～99人	100.0	59.0	9.1	17.7	2.6
	100～299人	100.0	59.7	6.5	21.2	1.9
	300～499人	100.0	45.5	6.4	31.0	0.2
	500人以上	100.0	36.3	8.9	32.2	1.5
産業分類	建設業	100.0	57.0	11.8	17.3	1.5
	製造業	100.0	52.4	7.5	20.2	1.6
	情報通信業	100.0	62.3	0.0	5.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	61.5	17.4	12.4	0.0
	卸売、小売業	100.0	57.5	7.2	21.5	0.2
	金融、保険業	100.0	17.0	22.2	38.4	7.6
	宿泊、飲食業	100.0	45.8	0.8	24.3	4.9
	サービス業	100.0	52.7	11.9	25.9	0.0
地域別	県北	100.0	53.7	11.3	16.4	0.4
	中央	100.0	52.3	12.8	20.1	2.3
	県南	100.0	56.9	11.5	19.3	0.8
労働組合有	100.0	43.6	7.0	33.5	0.2	15.7
労働組合無	100.0	56.5	13.4	15.3	1.8	13.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

8 退職金制度

(1) 退職金制度及び形態

ア 退職金制度の有無とその根拠

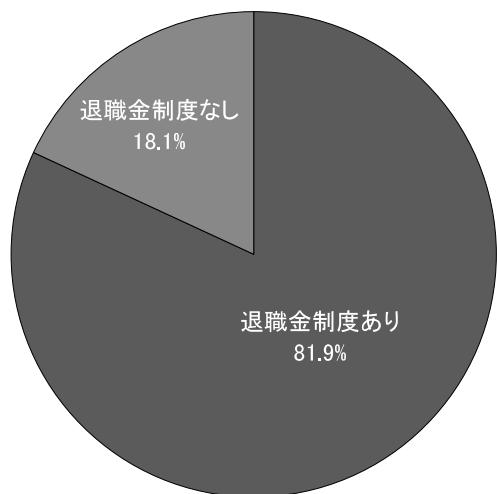
退職金制度「あり」81.9%、「なし」18.1%

退職金制度を「あり」とする事業所は81.9%、「なし」が18.1%となっている。

企業規模別では30人以上の規模でいずれも8割以上となっている。

制度の根拠は「就業規則」によるものが44.5%と最も多く、次いで「社内規定」22.3%となっている。

図-35 退職金制度の有無



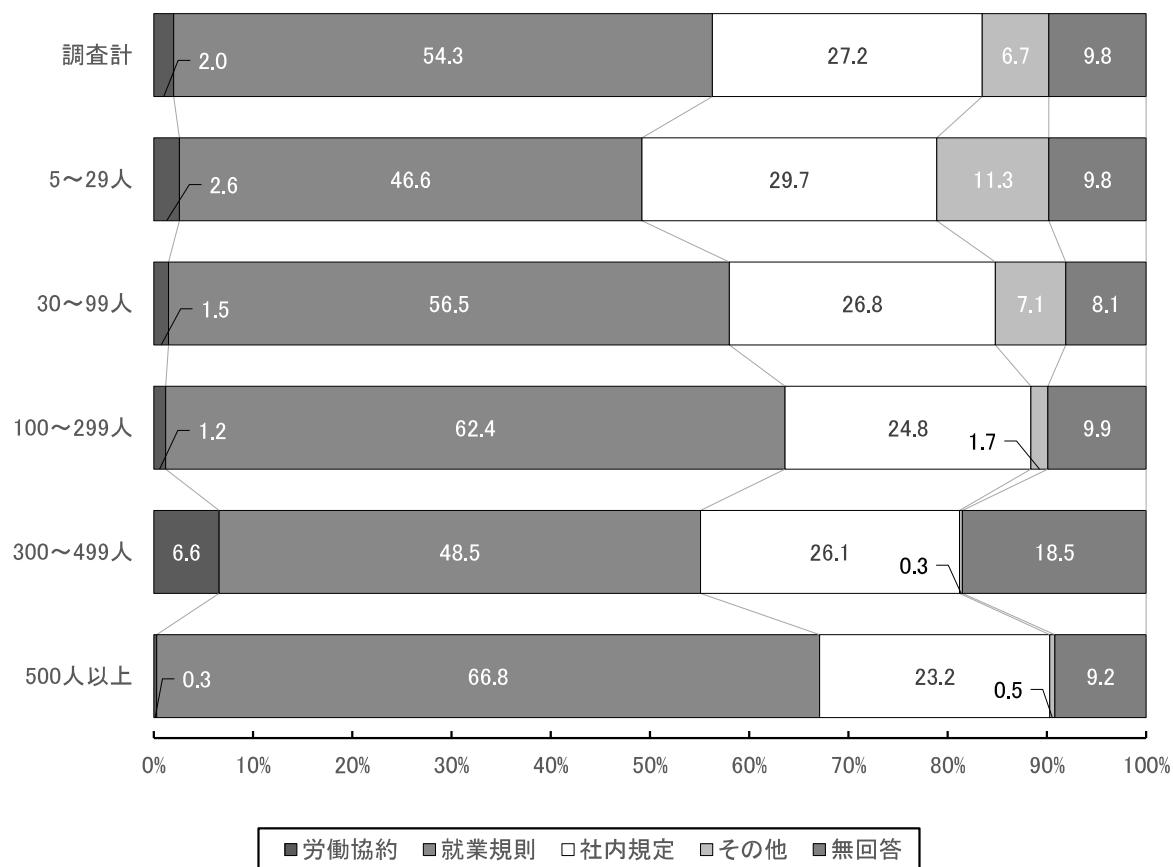
第35表 退職金制度の有無とその根拠(事業所数の割合)

区分	合計	退職金制度有	退職金制度の根拠					退職金制度無 (%)	
			労働協約	就業規則	社内規定	その他	無回答		
調査計	100.0	81.9 (100.0)	1.6 (2.0)	44.5 (54.3)	22.3 (27.2)	5.5 (6.7)	8.0 (9.8)	18.1	
企業規模	5～29人	100.0 (100.0)	72.7 (2.6)	1.9 (46.6)	33.9 (29.7)	21.6 (11.3)	8.2 (9.8)	7.1 (9.8)	27.3
	30～99人	100.0 (100.0)	84.1 (1.5)	1.3 (56.5)	47.5 (26.8)	22.5 (7.1)	6.0 (8.1)	6.8 (8.1)	15.9
	100～299人	100.0 (100.0)	95.6 (1.2)	1.1 (62.4)	59.7 (24.8)	23.7 (1.7)	1.6 (9.9)	9.5 (9.9)	4.4
	300～499人	100.0 (100.0)	94.4 (6.6)	6.2 (48.5)	45.8 (26.1)	24.6 (0.3)	0.3 (0.3)	17.5 (18.5)	5.6
	500人以上	100.0 (100.0)	95.0 (0.3)	0.3 (66.8)	63.5 (23.2)	22.0 (0.5)	0.5 (0.5)	8.7 (9.2)	5.0
産業分類	建設業	100.0 (100.0)	88.3 (4.6)	4.1 (48.5)	42.8 (28.0)	24.7 (10.0)	8.8 (8.9)	7.9 (8.9)	11.7
	製造業	100.0 (100.0)	71.2 (0.1)	0.1 (52.1)	37.1 (29.1)	20.7 (6.3)	4.5 (12.4)	8.8 (12.4)	28.8
	情報通信業	100.0 (100.0)	100.0 (0.0)	0.0 (0.0)	21.5 (21.5)	40.8 (40.8)	0.0 (0.0)	37.7 (37.7)	0.0
	運輸、郵便業	100.0 (100.0)	58.0 (1.2)	0.7 (66.6)	38.6 (27.2)	15.8 (0.9)	0.5 (4.1)	2.4 (4.1)	42.0
	卸売、小売業	100.0 (100.0)	84.6 (2.7)	2.3 (56.4)	47.7 (27.1)	22.9 (6.5)	5.5 (7.3)	6.2 (7.3)	15.4
	金融、保険業	100.0 (100.0)	92.6 (0.0)	0.0 (80.3)	74.4 (11.7)	10.8 (0.0)	0.0 (0.0)	7.4 (8.0)	7.4
	宿泊、飲食業	100.0 (100.0)	65.2 (0.9)	0.6 (43.6)	28.4 (43.1)	28.1 (5.7)	3.7 (5.7)	4.4 (6.7)	34.8
	サービス業	100.0 (100.0)	90.8 (0.2)	0.2 (57.2)	51.9 (29.2)	26.5 (3.6)	3.3 (3.6)	8.9 (9.8)	9.2
地域別	県北	100.0 (100.0)	84.7 (2.1)	1.8 (54.8)	46.4 (26.7)	22.6 (4.6)	3.9 (11.8)	10.0 (11.8)	15.3
	県央	100.0 (100.0)	81.2 (2.1)	1.7 (58.9)	47.8 (25.9)	21.0 (6.0)	4.9 (7.1)	5.8 (7.1)	18.8
	県南	100.0 (100.0)	81.3 (1.7)	1.4 (45.8)	37.2 (29.9)	24.3 (9.7)	7.9 (12.9)	10.5 (12.9)	18.7
労働組合有	100.0	93.2 (100.0)	1.6 (1.7)	57.5 (61.7)	21.2 (22.7)	1.2 (1.3)	11.7 (12.6)	6.8	
労働組合無	100.0	79.4 (100.0)	1.6 (2.0)	41.6 (52.4)	22.5 (28.3)	6.5 (8.2)	7.2 (9.1)	20.6	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-36 退職金制度がある事業所における退職金制度の根拠

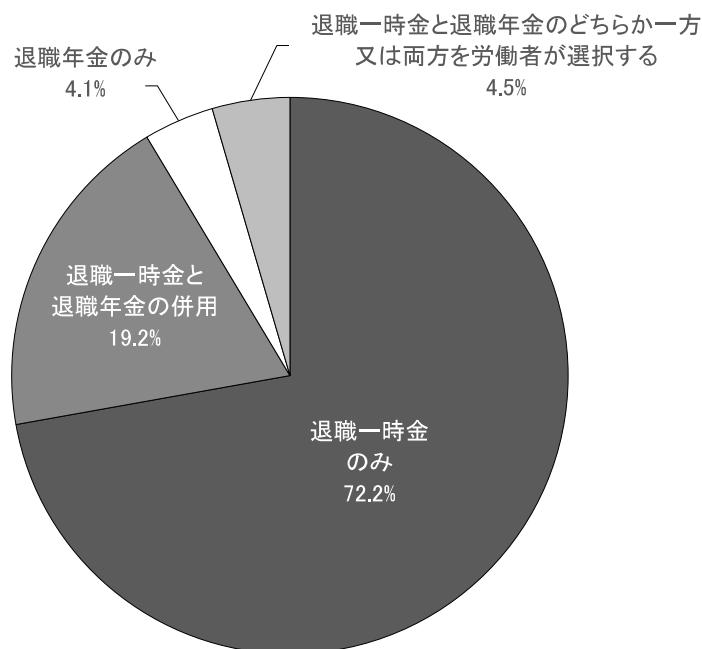


イ 退職金の支給形態

「退職一時金のみ」が72.2%

退職金の支給形態をみると、「退職一時金のみ」が72.2%、「退職一時金と退職年金の併用」が19.2%、「退職一時金と退職年金のどちらか一方又は両方を労働者が選択する」が4.5%となっている。

図-37 退職金の支給形態



第36表 退職金の支給形態(事業所数の割合)

区分		合計	退職一時金のみ	退職一時金と退職年金の併用	退職年金のみ	退職一時金と退職年金のどちらか一方又は両方を労働者が選択する	(%)
調査計		100.0	72.2	19.2	4.1	4.5	
企業規模	5～29人	100.0	87.0	9.8	1.0	2.2	
	30～99人	100.0	84.2	11.2	2.4	2.2	
	100～299人	100.0	62.5	29.3	1.5	6.7	
	300～499人	100.0	61.5	35.5	1.2	1.8	
	500人以上	100.0	28.8	40.0	18.9	12.3	
産業分類	建設業	100.0	83.7	11.1	0.0	5.2	
	製造業	100.0	76.5	17.3	0.7	5.5	
	情報通信業	100.0	39.2	55.8	0.0	5.0	
	運輸、郵便業	100.0	64.3	22.4	6.2	7.1	
	卸売、小売業	100.0	58.3	24.2	10.5	7.0	
	金融、保険業	100.0	18.7	62.7	8.7	9.9	
	宿泊、飲食業	100.0	53.6	27.6	6.0	12.8	
	サービス業	100.0	76.9	19.2	1.8	2.1	
地域別	県北	100.0	68.3	25.2	3.4	3.1	
	中央	100.0	73.5	17.7	4.3	4.5	
	県南	100.0	73.0	16.8	4.5	5.7	
労働組合有		100.0	40.4	42.3	8.2	9.1	
労働組合無		100.0	80.7	13.0	3.1	3.2	

注1)「サービス業」には「学術研究・専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」を含む。

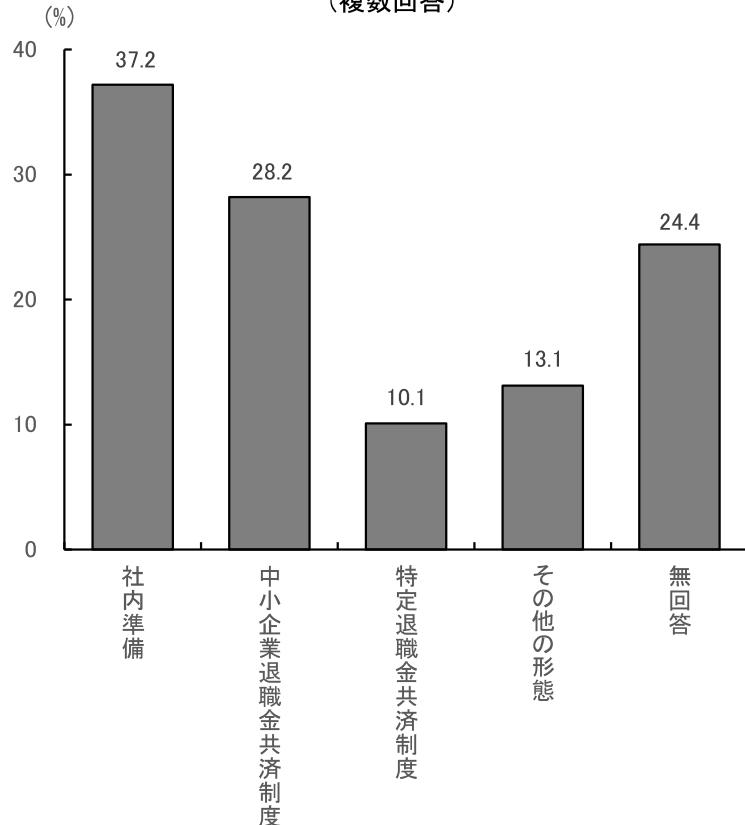
(2) 退職一時金制度

ア 退職一時金の支払準備形態

「社内準備」が37.2%

退職一時金の支払準備形態で最も多のが「社内準備」で37.2%、次いで「中小企業退職金共済制度」が28.2%、「その他の形態」が13.1%となっている。

図-38 退職一時金の支払準備形態
(複数回答)



第37表 退職一時金の支払準備形態(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	社内準備	中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	その他の形態	無回答
調査計	100.0	37.2	28.2	10.1	13.1	24.4
企業規模	5～29人	100.0	24.5	36.8	10.5	9.4
	30～99人	100.0	34.1	36.7	10.0	15.9
	100～299人	100.0	57.8	15.8	9.1	8.4
	300～499人	100.0	56.8	8.6	23.5	13.9
	500人以上	100.0	60.4	4.3	6.4	27.4
産業分類	建設業	100.0	21.4	51.3	18.4	21.5
	製造業	100.0	31.5	42.0	5.5	32.1
	情報通信業	100.0	93.5	5.0	10.0	1.5
	運輸、郵便業	100.0	32.5	22.1	8.2	45.6
	卸売、小売業	100.0	39.4	23.9	8.3	31.8
	金融、保険業	100.0	70.1	14.8	0.0	0.3
	宿泊、飲食業	100.0	32.7	11.7	7.1	45.2
	サービス業	100.0	48.2	28.5	16.2	5.8
地域別	県北	100.0	35.4	28.4	12.9	21.5
	中央	100.0	39.9	26.7	7.6	25.0
	県南	100.0	33.8	30.9	12.3	25.9
労働組合有	100.0	59.3	13.5	10.2	14.1	18.8
労働組合無	100.0	31.9	31.7	10.1	12.9	25.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

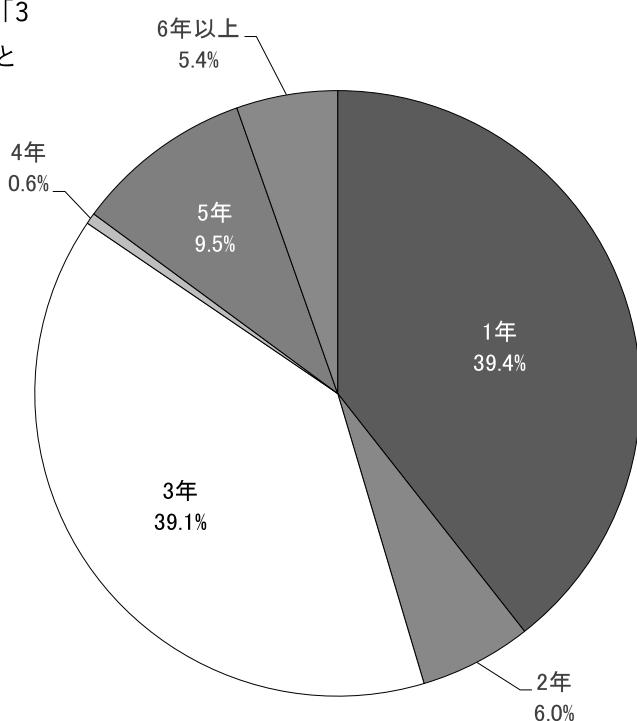
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数（会社都合）

「1年」が39.4%

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数（会社都合）で最も多いのは「1年」で39.4%、次いで「3年」が39.1%、「5年」が9.5%となっている。

図-39 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数(会社都合)



第38表 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数・会社都合（事業所数の割合）

区分	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	(%)
調査計	100.0	39.4	6.0	39.1	0.6	9.5	5.4	
企業規模	5～29人	100.0	36.9	7.8	35.9	1.0	8.7	9.7
	30～99人	100.0	38.8	3.2	46.6	0.6	8.9	1.9
	100～299人	100.0	30.6	4.4	44.8	0.5	14.1	5.6
	300～499人	100.0	72.7	3.3	14.2	0.0	8.4	1.4
	500人以上	100.0	47.8	8.2	37.5	0.0	6.2	0.3
産業分類	建設業	100.0	34.2	9.7	39.7	0.0	4.4	12.0
	製造業	100.0	37.6	4.6	51.8	0.5	5.5	0.0
	情報通信業	100.0	92.2	6.0	1.8	0.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	48.5	15.5	24.4	0.0	11.6	0.0
	卸売、小売業	100.0	22.9	1.9	55.6	0.4	13.8	5.4
	金融、保険業	100.0	61.5	0.0	38.5	0.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	17.4	27.8	52.4	1.2	1.2	0.0
	サービス業	100.0	53.8	3.2	21.2	2.9	9.3	9.6
地域別	県北	100.0	46.5	7.9	34.3	0.3	7.3	3.7
	中央	100.0	36.8	3.9	45.4	1.0	9.3	3.6
	県南	100.0	38.4	8.7	30.5	0.1	11.8	10.5
労働組合有	100.0	51.7	4.9	30.2	0.4	9.1	3.7	
労働組合無	100.0	35.7	6.3	41.8	0.7	9.7	5.8	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

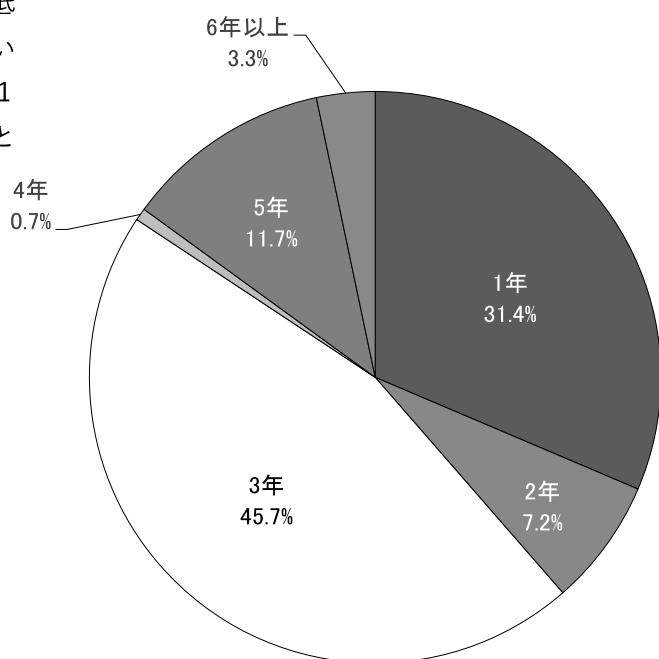
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数（自己都合）

「3年」が45.7%

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数（自己都合）で最も多いのは「3年」で45.7%、次いで「1年」が31.4%、「5年」が11.7%となっている。

図-40 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数（自己都合）



第39表 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数・自己都合（事業所数の割合）

区分	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	(%)
調査計	100.0	31.4	7.2	45.7	0.7	11.7	3.3	
企業規模	5～29人	100.0	27.9	10.8	44.1	0.9	9.9	6.4
	30～99人	100.0	38.9	2.5	48.2	0.8	7.6	2.0
	100～299人	100.0	24.9	4.3	50.4	0.5	18.1	1.8
	300～499人	100.0	49.6	1.6	37.9	1.4	7.8	1.7
	500人以上	100.0	34.0	9.7	42.8	0.0	13.3	0.2
産業分類	建設業	100.0	27.7	22.1	35.4	0.0	9.5	5.3
	製造業	100.0	31.3	4.5	57.5	1.0	5.5	0.2
	情報通信業	100.0	39.7	5.3	19.0	1.6	34.4	0.0
	運輸、郵便業	100.0	35.2	4.4	40.6	2.2	16.0	1.6
	卸売、小売業	100.0	14.1	2.1	64.9	0.3	15.0	3.6
	金融、保険業	100.0	48.0	0.0	52.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	17.2	27.4	53.0	1.2	1.2	0.0
	サービス業	100.0	39.9	2.4	38.9	2.5	10.9	5.4
地域別	県北	100.0	38.6	9.2	41.6	0.3	8.5	1.8
	中央	100.0	29.1	4.4	51.1	1.1	12.1	2.2
	県南	100.0	29.8	11.0	38.6	0.2	13.5	6.9
労働組合有	100.0	34.1	6.0	45.9	0.6	11.6	1.8	
労働組合無	100.0	30.5	7.6	45.7	0.7	11.7	3.8	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

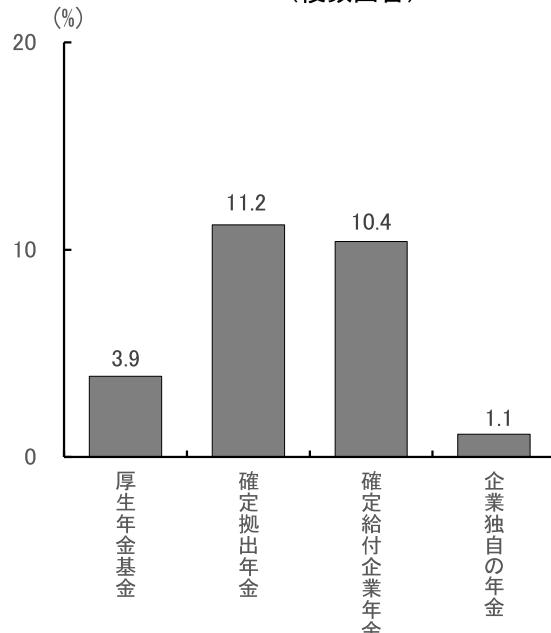
(3) 退職年金制度

ア 退職年金制度の支払準備形態

「確定拠出年金」が11.2%

退職年金制度の支払準備形態（複数回答）で最も多いのは、「確定拠出年金（企業型）」で11.2%、次いで「確定給付企業年金」が10.4%、「厚生年金基金（調整年金）」が3.9%となっている。

図-41 退職年金制度の支払準備形態
(複数回答)



第40表 退職年金制度の支払準備形態(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	厚生年金基金		確定拠出年金		確定給付企業年金		企業独自の年金		無回答(%)	
		(調整年金)	うち厚生年金基金のみ	(企業型)	うち確定拠出年金のみ	(95.5)	うち確定給付企業年金のみ	(96.2)	うち企業独自の年金のみ	(100.0)	
調査計	100.0	3.9 (100.0)	3.7 (94.9)	11.2 (100.0)	10.7 (95.5)	10.4 (100.0)	10.0 (96.2)	1.1 (100.0)	1.0 (90.9)	77.7	
企業規模	5～29人	100.0 (100.0)	3.6 (97.2)	3.5 (100.0)	1.8 (94.4)	1.7 (100.0)	2.5 (96.0)	2.4 (100.0)	1.4 (92.9)	91.1	
	30～99人	100.0 (100.0)	2.6 (96.2)	2.5 (100.0)	6.4 (98.4)	6.3 (100.0)	5.4 (98.1)	5.3 (100.0)	0.5 (80.0)	87.2	
	100～299人	100.0 (100.0)	4.7 (91.5)	4.3 (100.0)	19.4 (91.8)	17.8 (100.0)	19.2 (92.2)	17.7 (100.0)	1.3 (92.3)	64.0	
	300～499人	100.0 (100.0)	5.3 (92.5)	4.9 (100.0)	9.8 (91.8)	9.0 (100.0)	29.2 (91.1)	26.6 (100.0)	2.0 (90.0)	63.3	
	500人以上	100.0 (100.0)	5.4 (87.0)	4.7 (100.0)	43.2 (86.8)	37.5 (100.0)	31.2 (86.9)	27.1 (100.0)	0.2 (86.9)	35.2	
産業分類	建設業	100.0 (100.0)	2.8 (100.0)	2.8 (100.0)	2.7 (100.0)	2.7 (100.0)	8.0 (98.8)	1.3 (100.0)	1.3 (100.0)	85.9	
	製造業	100.0 (100.0)	3.3 (97.0)	3.2 (100.0)	7.2 (97.2)	7.0 (100.0)	7.2 (97.2)	0.5 (100.0)	0.5 (100.0)	84.2	
	情報通信業	100.0 (100.0)	6.5 (69.2)	4.5 (100.0)	44.2 (69.5)	30.7 (100.0)	54.2 (69.4)	37.6 (100.0)	0.0 (0.0)	39.2	
	運輸、郵便業	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	20.2 (96.5)	19.5 (100.0)	4.1 (97.6)	4.0 (100.0)	0.0 (0.0)	79.3	
	卸売、小売業	100.0 (100.0)	5.0 (92.0)	4.6 (100.0)	18.2 (91.2)	16.6 (100.0)	18.6 (100.0)	16.9 (90.9)	1.0 (100.0)	66.8	
	金融、保険業	100.0 (100.0)	16.2 (77.2)	12.5 (100.0)	52.0 (77.1)	40.1 (100.0)	38.3 (100.0)	29.5 (77.0)	0.0 (100.0)	23.3	
	宿泊、飲食業	100.0 (100.0)	3.8 (97.4)	3.7 (100.0)	11.9 (99.2)	11.8 (100.0)	10.4 (99.0)	10.3 (100.0)	0.0 (0.0)	74.3	
	サービス業	100.0 (100.0)	3.2 (100.0)	3.2 (100.0)	8.1 (98.8)	8.0 (100.0)	8.3 (100.0)	8.3 (100.0)	2.8 (100.0)	77.7	
地域別	県北	100.0 (100.0)	35.4 (86.7)	30.7 (87.0)	28.4 (87.0)	24.7 (100.0)	12.9 (86.8)	11.2 (86.8)	16.9 (87.0)	14.7 (87.0)	21.5
	中央	100.0 (100.0)	39.9 (89.2)	35.6 (100.0)	26.7 (100.0)	23.8 (89.1)	7.6 (100.0)	6.8 (89.5)	13.0 (100.0)	11.6 (89.2)	25.0
	県南	100.0 (100.0)	33.8 (88.5)	29.9 (100.0)	30.9 (88.3)	27.3 (100.0)	12.3 (88.6)	10.9 (100.0)	10.2 (100.0)	9.1 (89.2)	25.9
労働組合有	100.0	8.1 (100.0)	7.1 (87.7)	32.6 (100.0)	28.9 (88.7)	26.4 (100.0)	23.4 (88.6)	1.3 (100.0)	1.1 (100.0)	44.5	
労働組合無	100.0	2.9 (100.0)	2.8 (96.6)	6.0 (100.0)	5.9 (98.3)	6.6 (100.0)	6.4 (97.0)	1.0 (100.0)	1.0 (100.0)	85.6	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

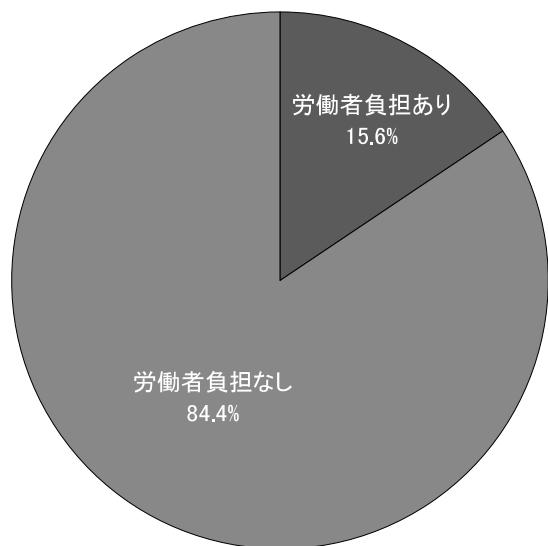
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」を含む。

イ 退職年金の原資（掛金）の労働者負担割合

労働者負担「あり」は15.6%

退職年金制度がある企業で、原資（掛金）の労働者負担割合があるのは15.6%、平均負担割合は25.1%となっている。

図-42 労働者負担割合の有無



第41表 退職年金の原資(掛金)の労働者負担割合

区分	合計	労働者負担あり						労働者負担なし (%)
		計	30%未満	30~50%未満	50%以上	無回答	平均負担割合	
調査計	100.0	15.6	8.4	0.0	4.7	2.5	25.1	84.4
企業規模	5～29人	100.0	17.2	2.9	0.0	11.4	2.9	46.2
	30～99人	100.0	18.4	9.2	0.0	8.1	1.1	33.2
	100～299人	100.0	7.8	4.0	0.0	0.0	3.8	2.6
	300～499人	100.0	18.3	1.9	0.0	14.5	1.9	41.6
	500人以上	100.0	18.0	15.9	0.1	0.1	1.9	11.6
産業分類	建設業	100.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
	製造業	100.0	1.3	1.3	0.0	0.0	20.0	98.7
	情報通信業	100.0	11.0	8.4	0.0	0.0	2.6	1.5
	運輸、郵便業	100.0	8.2	8.2	0.0	0.0	0.0	11.3
	卸売、小売業	100.0	5.7	2.8	0.0	2.8	0.1	27.7
	金融、保険業	100.0	43.0	42.6	0.0	0.0	0.4	13.1
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	44.1	19.5	0.0	17.8	6.8	37.5
地域別	県北	100.0	21.6	11.4	0.0	8.8	1.4	22.4
	中央	100.0	10.9	3.6	0.1	3.4	3.8	22.9
	県南	100.0	19.7	15.6	0.0	3.2	0.9	30.7
労働組合有	100.0	15.3	11.9	0.0	1.8	1.6	14.5	84.7
労働組合無	100.0	15.9	5.7	0.1	6.9	3.2	33.0	84.1

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(4) 退職金制度の動向

ア 退職金制度（退職一時金）の見直しについて

過去3年間に見直しを行った 10.8%
今後3年間に見直しを行う予定 10.9%

退職一時金制度について、過去3年間に見直しを行ったとする企業は10.8%となっている。

見直した内容として最も多かったのは「制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）」で30.0%、次いで「算定方法の変更（ポイント制の導入等）」29.8%となっている。

退職一時金制度について、今後3年間に見直しを行う予定であるとする企業は10.9%となっている。見直しを行う予定の内容として最も多かったのは「その他」で29.0%、次いで「制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）」が23.5%となっている。

第42表 退職一時金制度の見直し状況(過去3年間)(事業所数の割合・複数回答)

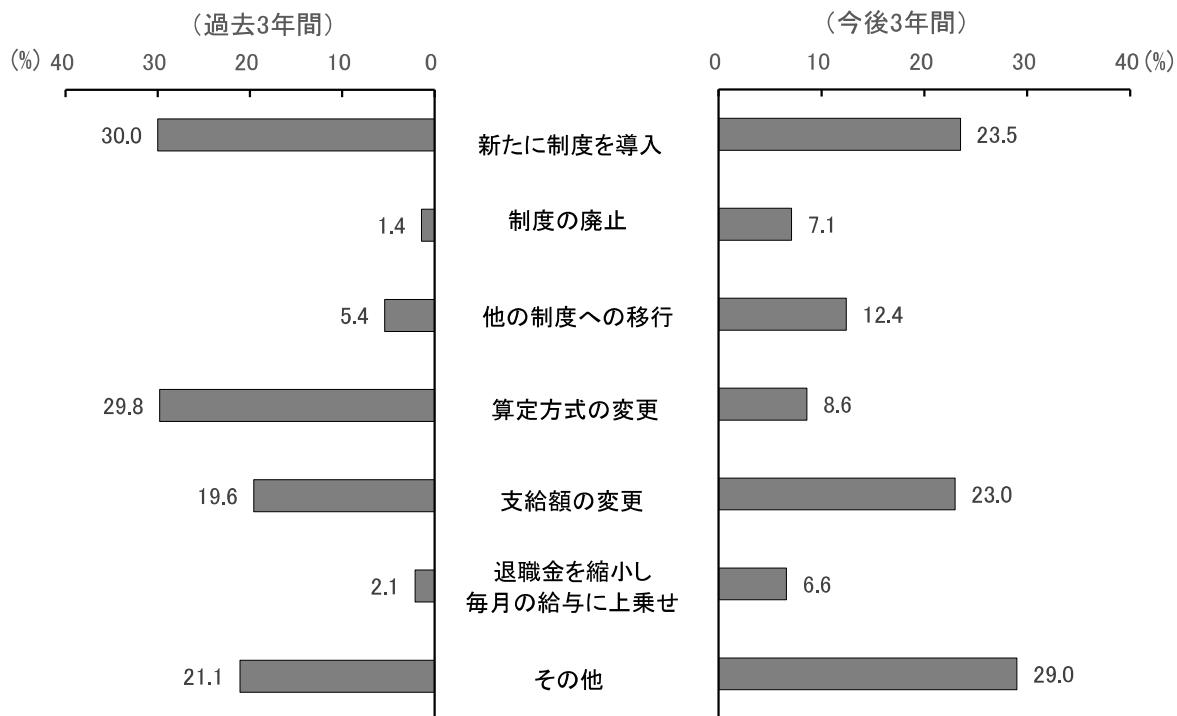
(%)

区分		合計	見直しを行った	制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）	制度を廃止（複数ある制度のうち1つを廃止も含む）	他の制度への移行（退職一時金の一部又は全部を退職年金制度へ移行等）	算定方法の変更（ポイント制の導入等）	支給額の変更	退職金を縮小し毎月の給与に上乗せ	その他	見直しは行わない
調査計		100.0	10.8	30.0	1.4	5.4	29.8	19.6	2.1	21.1	89.2
企業規模	5～29人	100.0	8.7	38.9	0.0	5.6	5.6	11.1	5.6	33.3	91.3
	30～99人	100.0	11.9	26.7	5.9	3.0	14.1	32.6	0.0	33.4	88.1
	100～299人	100.0	9.5	45.9	0.7	0.7	37.7	12.0	0.0	3.0	90.5
	300～499人	100.0	21.3	0.0	0.0	27.9	85.9	5.6	0.0	8.5	78.7
	500人以上	100.0	15.1	15.7	0.0	2.3	69.8	33.5	0.0	0.0	84.9
産業分類	建設業	100.0	12.4	39.5	2.0	0.0	2.6	31.9	0.0	26.0	87.6
	製造業	100.0	9.6	20.9	6.4	5.6	22.4	8.3	0.0	41.9	90.4
	情報通信業	100.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	97.5
	運輸、郵便業	100.0	3.3	21.7	0.0	0.0	43.4	71.7	0.0	6.6	96.7
	卸売、小売業	100.0	11.1	23.5	0.0	21.9	53.0	5.2	0.0	10.2	88.9
	金融、保険業	100.0	24.2	32.9	0.0	0.0	34.1	34.1	32.9	0.0	75.8
	宿泊、飲食業	100.0	21.1	23.0	3.5	1.1	23.0	3.5	0.0	46.0	78.9
	サービス業	100.0	16.6	35.0	0.0	0.0	49.9	2.2	0.0	12.9	83.4
地域別	県北	100.0	6.8	2.7	0.0	4.8	48.2	25.2	0.0	27.2	93.2
	中央	100.0	13.4	33.9	1.1	0.7	24.6	23.7	3.5	20.6	86.6
	県南	100.0	9.5	38.0	3.2	18.3	31.1	4.9	0.0	18.3	90.5
労働組合有		100.0	12.9	13.3	0.0	14.8	66.9	23.7	0.0	0.5	87.1
労働組合無		100.0	10.3	34.6	1.8	2.8	19.6	18.5	2.7	26.8	89.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-43 退職一時金制度の見直し状況(複数回答)



第43表 退職一時金制度の見直し状況(今後3年間)(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区分	合計	見直しを行ふ予定	制度を新たに導入(既存の制度の他に新たに設置を含む)	制度を廃止(複数ある制度のうち1つを廃止も含む)	他の制度への移行(退職一時金の一部又は全部を退職年金制度へ移行)	算定方法の変更(ポイント制の導入等)	支給額の変更	退職金を縮小し毎月の給与に上乗せ	その他	見直しは行わない
調査計	100.0	10.9	23.5	7.1	12.4	8.6	23.0	6.6	29.0	89.1
企業規模	5～29人	100.0	11.8	30.8	3.8	7.7	7.7	26.9	11.5	23.1
	30～99人	100.0	10.2	25.6	3.7	3.7	5.6	25.1	1.9	41.9
	100～299人	100.0	8.0	0.0	0.9	23.1	0.9	16.3	0.0	60.6
	300～499人	100.0	6.4	4.1	0.0	92.7	0.0	0.0	0.0	3.2
	500人以上	100.0	13.3	14.7	28.7	19.0	22.3	14.7	0.0	16.7
産業分類	建設業	100.0	12.2	26.5	0.0	1.9	16.1	32.7	0.0	24.6
	製造業	100.0	8.6	0.0	26.6	1.0	5.2	43.7	0.0	25.4
	情報通信業	100.0	61.4	0.0	0.0	0.0	95.6	0.0	4.4	38.6
	運輸、郵便業	100.0	5.9	0.0	0.0	22.6	0.0	0.0	0.0	77.4
	卸売、小売業	100.0	14.8	31.7	8.8	31.7	7.6	3.9	8.8	31.7
	金融、保険業	100.0	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	89.5
	宿泊、飲食業	100.0	19.7	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0
	サービス業	100.0	12.9	31.7	0.0	0.0	5.0	33.9	14.7	31.7
地域別	県北	100.0	5.1	3.8	18.9	4.6	1.7	26.1	0.0	49.3
	中央	100.0	13.1	24.7	4.7	12.6	9.0	22.0	7.7	24.6
	県南	100.0	12.1	28.5	7.5	14.8	10.3	23.7	6.9	30.0
労働組合有	100.0	10.5	25.8	12.9	4.3	14.8	3.6	12.3	40.3	89.5
労働組合無	100.0	11.0	23.0	5.9	14.0	7.3	27.0	5.4	26.7	89.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 退職金制度（退職年金）の見直しについて

過去3年間に見直しを行った 6.8%

今後3年間に見直しを行う予定 8.7%

退職年金制度について、過去3年間に見直しを行ったとする企業は6.8%となっている。

見直した内容として最も多かったのは「その他」で33.5%、次いで「制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）」29.6%となっている。

退職年金制度について、今後3年間に見直しを行う予定であるとする企業は8.7%となっている。見直しを行う予定の内容として最も多かったのは「制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）」で42.8%、次いで「その他」が31.5%となっている。

第44表 退職年金制度の見直し状況(過去3年間)(事業所数の割合・複数回答)

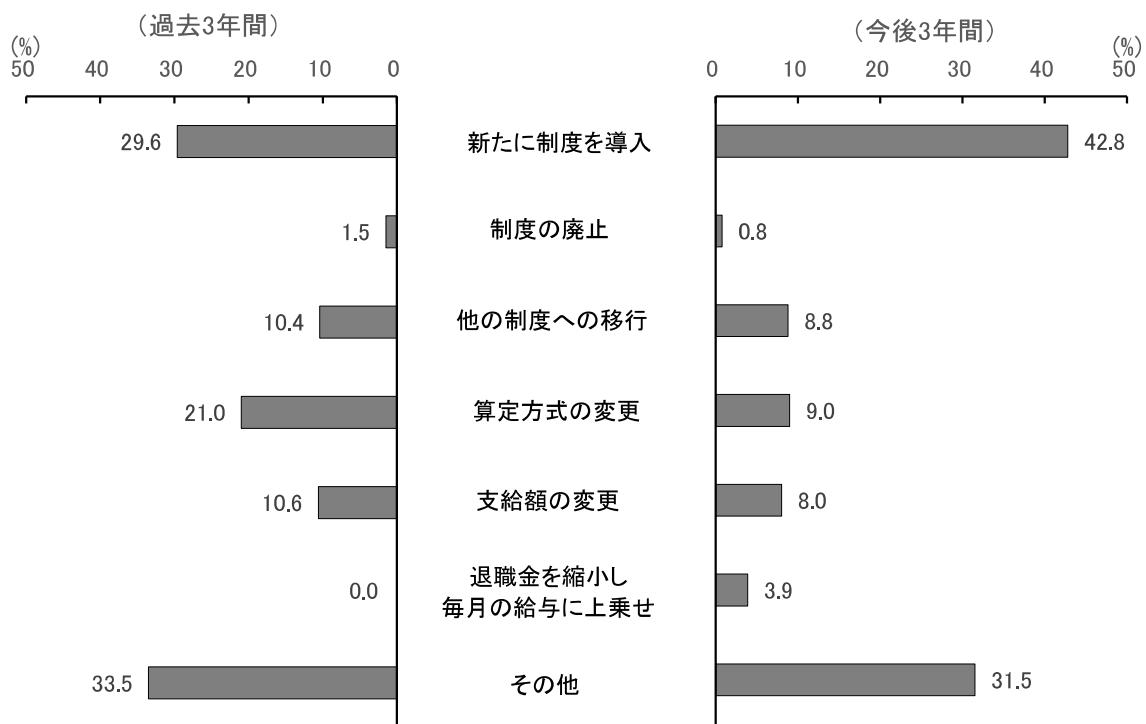
(%)

区分		合計	見直しを行った	制度を新たに導入（既存の制度の他に新たに設置を含む）	制度を廃止（複数ある制度のうち1つを廃止も含む）	他の制度への移行（退職一時金の一部又は全部を退職年金制度へ移行等）	算定方法の変更（ポイント制の導入等）	支給額の変更	退職金を縮小し毎月の給与に上乗せ	その他	見直しは行わない
調査計		100.0	6.8	29.6	1.5	10.4	21.0	10.6	0.0	33.5	93.2
企業規模	5～29人	100.0	3.8	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	66.7	96.2
	30～99人	100.0	11.6	32.6	2.2	0.0	2.2	18.5	0.0	46.8	88.4
	100～299人	100.0	1.3	20.1	28.9	6.7	22.2	0.0	0.0	22.2	98.7
	300～499人	100.0	2.0	0.0	0.0	0.0	23.2	0.0	0.0	76.8	98.0
	500人以上	100.0	17.0	37.2	0.0	15.0	49.6	12.5	0.0	0.9	83.0
産業分類	建設業	100.0	7.2	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	92.8
	製造業	100.0	7.0	47.3	12.3	0.0	5.4	5.4	0.0	35.0	93.0
	情報通信業	100.0	60.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39.7
	運輸、郵便業	100.0	1.7	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.3
	卸売、小売業	100.0	6.0	26.5	0.0	3.5	50.5	1.1	0.0	23.0	94.0
	金融、保険業	100.0	29.2	32.9	0.0	0.0	34.1	67.1	0.0	0.0	70.8
	宿泊、飲食業	100.0	18.8	33.4	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	81.2
	サービス業	100.0	8.7	26.8	0.0	26.8	9.2	4.1	0.0	33.1	91.3
地域別	県北	100.0	4.2	38.9	4.3	6.8	5.5	29.1	0.0	27.8	95.8
	中央	100.0	9.3	22.5	1.0	6.7	30.7	9.0	0.0	37.0	90.7
	県南	100.0	4.9	45.7	1.0	25.7	1.0	1.0	0.0	26.5	95.1
労働組合有		100.0	5.8	43.7	0.0	9.0	31.9	28.0	0.0	0.0	94.2
労働組合無		100.0	7.1	26.7	1.8	10.7	18.8	7.0	0.0	40.4	92.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-44 退職年金制度の見直し状況(複数回答)



第45表 退職年金制度の見直し状況(今後3年間)(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	見直しを行ふ予定	制度を新たに導入(既存の制度の他に新たに設置を含む)	制度を廃止(複数ある制度のうち1つを廃止も含む)	他の制度への移行(退職一時金の一部又は全部を退職年金制度へ移行)	算定方法の変更(ポイント制の導入等)	支給額の変更	退職金を縮小し毎月の給与に上乗せ	その他	見直しは行わない
調査計	100.0	8.7	42.8	0.8	8.8	9.0	8.0	3.9	31.5	91.3
企業規模	5～29人	100.0	6.5	45.5	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	36.4
	30～99人	100.0	6.9	28.3	3.8	3.8	3.8	7.5	3.8	56.6
	100～299人	100.0	8.1	49.6	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	47.4
	300～499人	100.0	10.4	4.1	0.0	92.7	0.0	0.0	0.0	3.2
	500人以上	100.0	18.3	47.4	0.4	15.1	27.4	11.3	0.0	10.8
産業分類	建設業	100.0	9.9	50.0	0.0	3.6	0.0	3.6	0.0	46.4
	製造業	100.0	4.0	3.0	5.2	5.9	9.8	64.0	0.0	12.1
	情報通信業	100.0	64.6	3.9	0.0	0.0	83.4	0.0	12.8	35.4
	運輸、郵便業	100.0	7.0	0.0	0.0	23.4	0.0	0.0	76.6	93.0
	卸売、小売業	100.0	13.7	49.3	1.4	18.6	10.7	0.0	10.7	20.0
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	宿泊、飲食業	100.0	26.0	75.9	0.0	0.0	24.1	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	6.4	0.0	0.0	0.0	12.9	5.8	0.0	81.3
地域別	県北	100.0	5.4	45.6	0.0	2.1	1.0	2.1	0.0	52.4
	中央	100.0	10.1	46.7	1.1	14.5	8.1	7.0	7.0	22.5
	県南	100.0	9.1	34.1	0.5	1.7	14.6	12.9	0.0	37.8
労働組合有	100.0	10.1	32.9	0.5	5.8	17.6	0.7	14.7	29.8	89.9
労働組合無	100.0	8.3	45.7	0.9	9.7	6.5	10.2	0.7	32.0	91.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

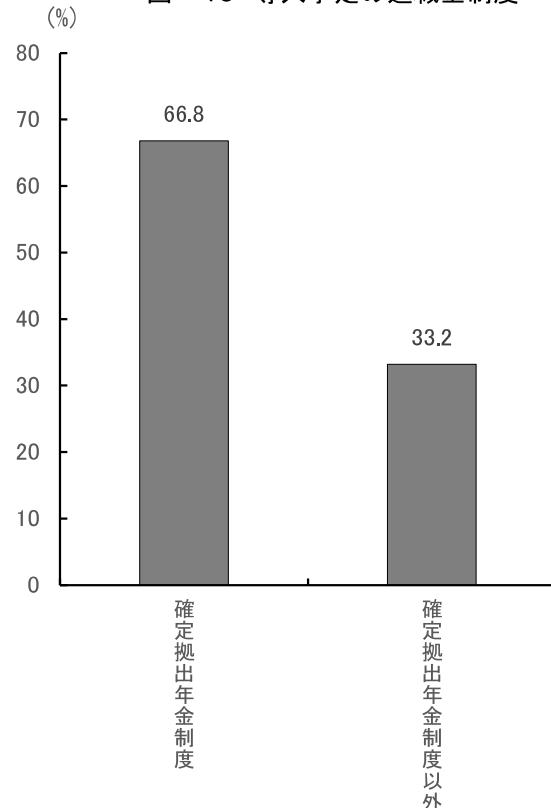
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 導入予定の退職金制度

「確定拠出年金制度」が66.8%

今後3年間に制度を新たに導入予定の企業が、導入予定の制度は「確定拠出年金制度」が66.8%、「確定拠出年金制度以外」が33.2%となっている。

図-45 導入予定の退職金制度



第46表 導入予定の退職金制度(事業所数の割合)

区分	合計	確定拠出年金制度	確定拠出年金制度以外	(%)
調査計	100.0	66.8	33.2	
企業規模	5～29人	100.0	42.9	57.1
	30～99人	100.0	76.6	23.4
	100～299人	100.0	53.6	46.4
	300～499人	100.0	100.0	0.0
	500人以上	100.0	100.0	0.0
産業分類	建設業	100.0	68.3	31.7
	製造業	100.0	100.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	0.0	0.0	0.0
	卸売、小売業	100.0	52.4	47.6
	金融、保険業	0.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	50.0	50.0
地域別	県北	100.0	51.1	48.9
	中央	100.0	73.9	26.1
	県南	100.0	60.4	39.6
労働組合有	100.0	100.0	0.0	
労働組合無	100.0	58.4	41.6	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

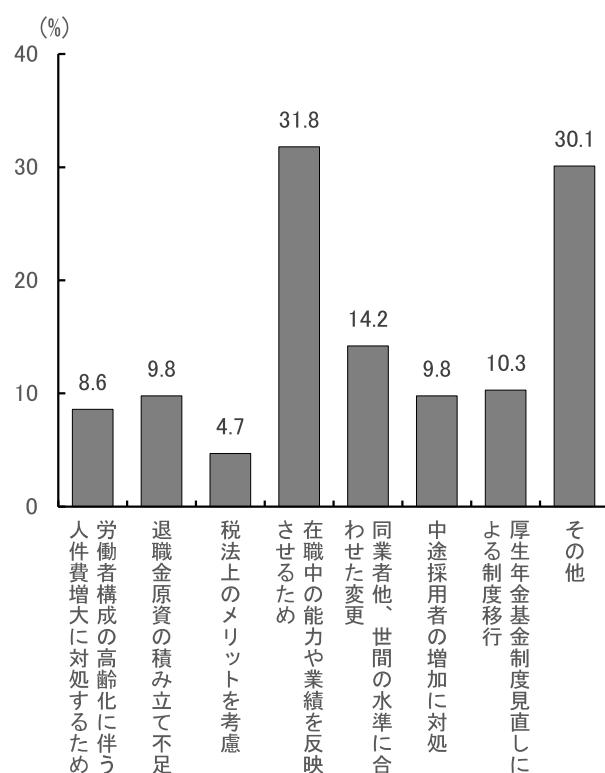
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

工 退職金制度を見直した理由

「在職中の能力や業績を反映させるため」が31.8%

過去3年間に退職金制度の見直しを行ったとする企業のうち、見直した理由として最も多かったのは、「在職中の能力や業績を反映させるため」が31.8%、次いで「その他」が30.1%、「同業者他、世間の水準に合わせた変更」が14.2%となっている。

図-46 退職金制度の見直し理由(複数回答)



第47表 退職金制度の見直し理由(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	労働者構成の高齢化に伴う人件費増大に対処するため	退職金原資の積み立て不足(運用利回りの低下等)	税法上のメリットを考慮	在職中の能力や業績を反映させるため	同業者他、世間の水準に合わせた変更	中途採用者の増加に対処	厚生年金基金制度見直しによる制度移行	その他
調査計	100.0	8.6	9.8	4.7	31.8	14.2	9.8	10.3	30.1
企業規模	5～29人	100.0	18.2	4.5	4.5	36.4	9.1	13.6	4.5
	30～99人	100.0	4.6	27.9	1.5	17.8	21.7	11.6	24.8
	100～299人	100.0	2.2	0.5	2.7	48.0	25.5	1.0	11.7
	300～499人	100.0	1.3	0.0	0.0	6.8	0.0	0.0	93.2
	500人以上	100.0	0.4	15.0	11.1	30.5	13.0	10.6	30.8
産業分類	建設業	100.0	4.1	0.0	13.3	72.7	13.9	0.0	2.0
	製造業	100.0	19.7	17.0	3.7	17.4	15.1	0.0	19.7
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.6	4.4
	運輸、郵便業	100.0	0.0	20.4	20.4	26.5	12.3	40.8	20.4
	卸売、小売業	100.0	13.7	8.9	6.8	21.6	7.9	27.4	13.7
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	0.0	24.8	0.0	0.0	24.8
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	34.4	0.0	0.0	4.6	0.0	61.0
	サービス業	100.0	0.5	7.0	0.0	46.6	23.3	0.0	45.9
地域別	県北	100.0	13.2	3.7	2.1	24.4	12.2	2.6	32.2
	中央	100.0	3.3	15.9	7.5	34.0	20.9	12.5	4.1
	県南	100.0	17.7	0.0	0.0	32.0	0.3	8.3	9.7
労働組合有	100.0	0.3	3.4	8.8	32.8	10.6	9.2	16.5	30.0
労働組合無	100.0	11.4	12.0	3.3	31.5	15.4	9.9	8.1	30.1

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

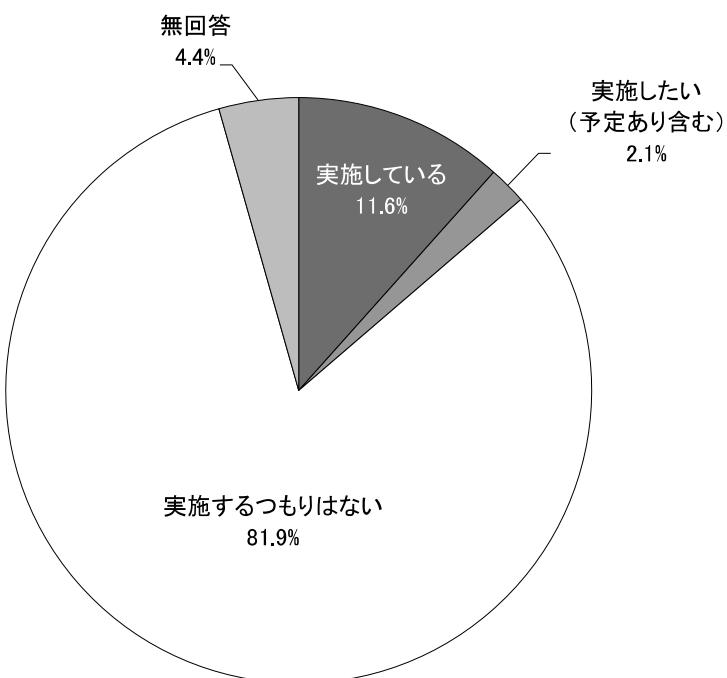
9 テレワーク

(1) テレワーク実施の有無

「実施している」が11.6%

テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務のいずれか）を「実施している」事業所は11.6%となっている。産業別では「情報通信業」が92.0%で最も多くなっている。

図-47 テレワーク実施の有無



第48表 テレワーク実施の有無(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	実施している	実施したい (予定あり含む)	実施するつもりはない	無回答
調査計	100.0	11.6	2.1	81.9	4.4
企業規模	5～29人	100.0	5.8	1.4	85.9
	30～99人	100.0	8.5	3.0	87.4
	100～299人	100.0	15.4	4.0	78.8
	300～499人	100.0	21.1	0.3	77.9
	500人以上	100.0	29.9	1.6	64.3
産業分類	建設業	100.0	10.9	0.6	84.5
	製造業	100.0	12.1	1.7	83.0
	情報通信業	100.0	92.0	3.0	5.0
	運輸、郵便業	100.0	15.8	1.1	81.5
	卸売、小売業	100.0	14.7	5.1	71.7
	金融、保険業	100.0	32.4	0.0	66.5
	宿泊、飲食業	100.0	4.8	0.0	81.4
	サービス業	100.0	16.1	2.8	77.5
地域別	県北	100.0	7.9	1.0	87.8
	中央	100.0	14.8	3.2	78.4
	県南	100.0	8.9	0.9	83.4
労働組合有	100.0	21.9	2.6	71.4	4.1
労働組合無	100.0	9.1	1.9	84.4	4.6

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

10 非正規雇用労働者

(1) 雇用関係

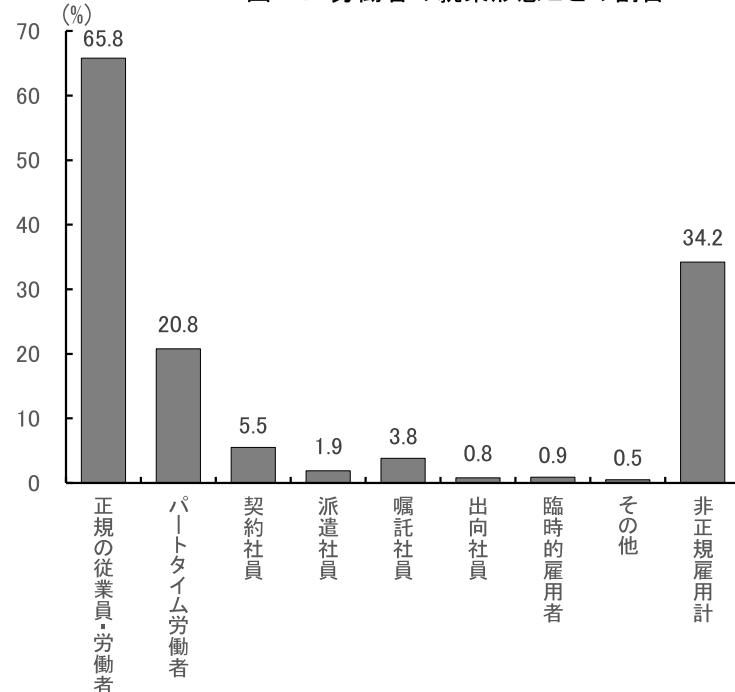
ア 労働者の就業形態ごとの割合

「正規の従業員・労働者」が65.8%

労働者の就業形態ごとの割合は、「正規の従業員・労働者」が65.8%、「非正規雇用」が34.2%となっている。

非正規雇用のうち、「パートタイム労働者」が60.8%と最も多く、次いで「契約社員」が16.1%となっている。

図-48 労働者の就業形態ごとの割合



第49表 労働者の就業形態ごとの割合(労働者数の割合)

区分	合計	正規の従業員・労働者	就業形態割合 (%)							非正規雇用計	
			パートタイム労働者	契約社員	派遣社員	嘱託社員	出向社員	臨時の雇用者	その他		
調査計	100.0	65.8	20.8 (60.8)	5.5 (16.1)	1.9 (5.6)	3.8 (11.1)	0.8 (2.3)	0.9 (2.6)	0.5 (1.5)	34.2 (100.0)	
企業規模	5～29人	100.0	69.4	23.3 (76.1)	2.4 (7.8)	0.2 (0.7)	2.0 (6.5)	0.7 (2.3)	1.7 (5.6)	0.3 (1.0)	30.6 (100.0)
	30～99人	100.0	69.9	19.9 (66.1)	3.5 (11.6)	1.2 (4.0)	4.1 (13.6)	0.3 (1.0)	0.9 (3.0)	0.2 (0.7)	30.1 (100.0)
	100～299人	100.0	69.6	14.9 (49.0)	7.3 (24.0)	1.5 (4.9)	4.9 (16.1)	0.6 (2.0)	0.6 (2.0)	0.6 (2.0)	30.4 (100.0)
	300～499人	100.0	71.5	13.0 (45.6)	5.4 (18.9)	2.4 (8.4)	6.4 (22.5)	0.2 (0.7)	0.3 (1.1)	0.8 (2.8)	28.5 (100.0)
	500人以上	100.0	55.1	26.3 (58.6)	8.2 (18.3)	3.9 (8.7)	3.3 (7.3)	1.8 (4.0)	0.6 (1.3)	0.8 (1.8)	44.9 (100.0)
産業分類	建設業	100.0	85.9	4.5 (31.9)	3.0 (21.3)	0.3 (2.1)	4.4 (31.2)	0.6 (4.3)	1.1 (7.8)	0.2 (1.4)	14.1 (100.0)
	製造業	100.0	74.9	9.0 (35.9)	4.3 (17.1)	5.6 (22.3)	4.1 (16.3)	1.8 (7.2)	0.1 (0.4)	0.2 (0.8)	25.1 (100.0)
	情報通信業	100.0	66.3	2.1 (6.2)	21.6 (64.1)	6.5 (19.3)	1.6 (4.7)	0.8 (2.4)	0.0 (0.0)	1.1 (3.3)	33.7 (100.0)
	運輸、郵便業	100.0	79.0	6.3 (30.0)	4.7 (22.4)	0.9 (4.3)	7.9 (37.6)	0.9 (4.3)	0.3 (1.4)	0.0 (0.0)	21.0 (100.0)
	卸売、小売業	100.0	46.8	42.9 (80.6)	5.8 (10.9)	0.4 (0.8)	2.8 (5.3)	0.7 (1.3)	0.5 (0.9)	0.1 (0.2)	53.2 (100.0)
	金融、保険業	100.0	70.7	22.5 (76.8)	0.8 (2.7)	0.8 (2.7)	5.0 (17.1)	0.2 (0.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	29.3 (100.0)
	宿泊、飲食業	100.0	32.2	56.9 (83.9)	5.0 (7.4)	0.0 (0.0)	3.7 (5.5)	0.3 (0.4)	1.8 (2.7)	0.1 (0.1)	67.8 (100.0)
	サービス業	100.0	60.4	22.5 (56.8)	9.0 (22.7)	1.5 (3.8)	4.2 (10.6)	0.6 (1.5)	0.7 (1.8)	1.1 (2.8)	39.6 (100.0)
地域別	県北	100.0	68.6	20.3 (64.6)	5.6 (17.8)	1.5 (4.8)	2.7 (8.6)	0.4 (1.3)	0.6 (1.9)	0.3 (1.0)	31.4 (100.0)
	県央	100.0	64.9	21.0 (59.8)	5.5 (15.7)	2.1 (6.0)	4.1 (11.7)	1.3 (3.7)	0.5 (1.4)	0.6 (1.7)	35.1 (100.0)
	県南	100.0	65.5	21.2 (61.4)	5.3 (15.4)	1.6 (4.6)	3.9 (11.3)	0.2 (0.6)	1.9 (5.5)	0.4 (1.2)	34.5 (100.0)
労働組合有	100.0	62.9	20.1 (54.2)	7.8 (21.0)	2.7 (7.3)	4.0 (10.8)	0.9 (2.4)	0.7 (1.9)	0.9 (2.4)	37.1 (100.0)	
労働組合無	100.0	67.4	21.1 (64.7)	4.3 (13.2)	1.5 (4.6)	3.6 (11.0)	0.8 (2.5)	1.0 (3.1)	0.3 (0.9)	32.6 (100.0)	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

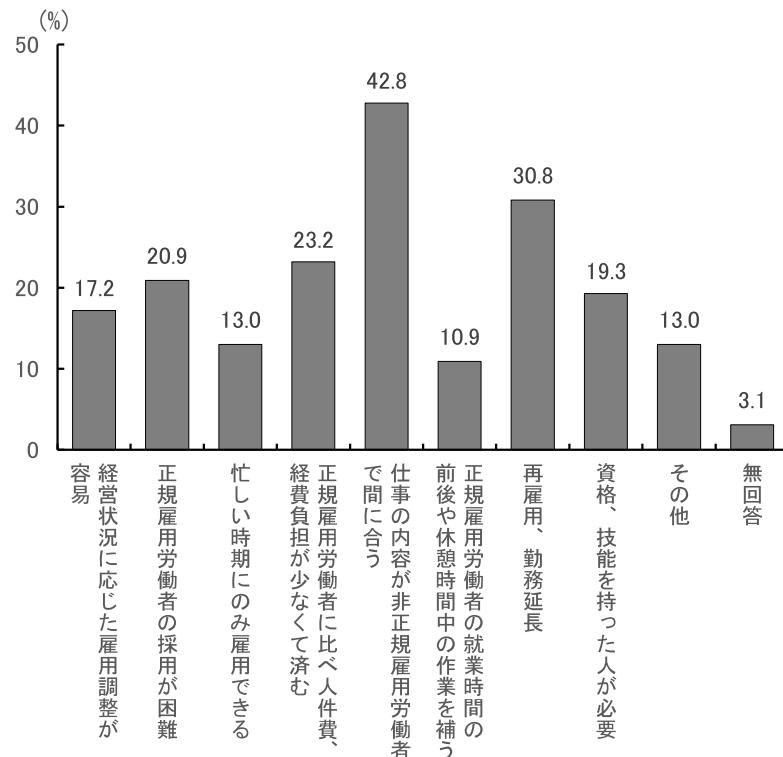
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 非正規雇用労働者を雇用している理由

「仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う」が42.8%

非正規雇用労働者を雇用している理由として最も多いものは、「仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う」が42.8%、次いで「再雇用、勤務延長」が30.8%、「正規雇用労働者に比べ人件費、経費負担が少なくて済む」が23.2%となっている。

図-49 非正規雇用労働者を雇用している理由



第50表 非正規雇用労働者を雇用している理由(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	経営状況に応じた雇用調整が容易	正規雇用労働者の採用が困難	忙しい時期にのみ雇用できる	正規雇用労働者に比べ人件費、経費負担が少なくて済む	仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う	正規雇用労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補う	再雇用、勤務延長	資格、技能を持った人が必要	その他	無回答
調査計	100.0	17.2	20.9	13.0	23.2	42.8	10.9	30.8	19.3	13.0	3.1
企業規模	5～29人	100.0	19.5	18.9	18.3	20.1	34.3	8.3	22.5	17.8	14.2
	30～99人	100.0	18.0	25.8	8.2	23.8	51.1	14.3	35.4	22.3	13.4
	100～299人	100.0	9.0	26.1	8.3	23.2	38.8	13.6	49.6	19.5	17.9
	300～499人	100.0	12.0	15.3	8.0	45.9	60.9	9.7	37.4	30.2	7.7
	500人以上	100.0	20.2	16.6	11.1	23.8	53.3	11.3	26.0	16.0	6.1
産業分類	建設業	100.0	4.3	11.4	28.8	6.3	25.4	0.2	30.8	20.4	23.8
	製造業	100.0	16.2	20.7	11.2	16.7	27.0	0.9	46.2	9.3	16.4
	情報通信業	100.0	6.5	42.7	37.7	6.5	55.8	0.0	13.0	13.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	11.0	15.8	5.1	10.0	50.9	10.8	51.7	21.1	20.4
	卸売、小売業	100.0	16.5	17.0	11.5	31.8	48.2	15.4	23.2	9.4	5.3
	金融、保険業	100.0	11.7	1.8	11.7	25.2	61.3	0.0	15.3	13.5	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	35.0	21.3	20.5	17.2	41.9	19.6	10.9	4.8	3.7
	サービス業	100.0	10.1	18.9	11.5	17.9	50.1	3.3	33.6	11.6	15.2
地域別	県北	100.0	15.0	19.8	13.9	21.7	46.8	8.9	35.2	14.5	14.0
	中央	100.0	17.6	19.3	11.6	25.8	42.2	11.7	29.7	21.0	14.3
	県南	100.0	18.4	25.3	14.9	19.3	40.5	10.9	29.4	19.9	9.6
労働組合有	100.0	11.9	19.7	12.3	32.9	51.8	11.9	38.9	13.1	6.5	3.7
労働組合無	100.0	18.7	21.2	13.2	20.6	40.3	10.6	28.6	21.0	14.8	2.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 非正規雇用労働者の雇用期間

「期間の定めはない」が32.7%

非正規雇用労働者の雇用期間は、「期間の定めはない」が32.7%と最も多くなっており、次いで「全員一律に定めている」が32.3%となっている。

「全員一律に定めている」の雇用期間は、「6ヶ月～1年」が69.3%と最も多くなっている。

第51表 非正規雇用労働者の雇用期間(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	全員一律に定めている							各人に よつて 異なる	期間の 定めは ない	無回答	
			1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6ヶ月～1年	1年を超える期間	無回答				
調査計	100.0	32.3 (100.0)	0.0 (0.0)	1.9 (5.9)	1.8 (5.6)	22.4 (69.3)	4.2 (13.0)	2.0 (6.2)	31.7	32.7	3.3	
企業規模	5～29人	100.0 (100.0)	22.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1.8 (8.2)	1.8 (8.2)	14.2 (64.5)	3.6 (16.4)	0.6 (2.7)	21.9	50.3	5.8
	30～99人	100.0 (100.0)	33.8 (0.0)	0.0 (0.0)	2.8 (8.3)	0.8 (2.4)	23.1 (68.3)	3.7 (10.9)	3.4 (10.1)	29.4	34.5	2.3
	100～299人	100.0 (100.0)	42.3 (0.2)	0.1 (0.2)	1.6 (3.8)	0.1 (0.2)	34.0 (80.4)	4.6 (10.9)	1.9 (4.5)	41.8	15.8	0.1
	300～499人	100.0 (100.0)	60.4 (0.0)	0.0 (0.0)	0.8 (1.3)	0.2 (0.3)	47.1 (78.0)	5.6 (9.3)	6.7 (11.1)	32.8	6.8	0.0
	500人以上	100.0 (100.0)	39.6 (0.0)	0.0 (0.0)	1.9 (4.8)	5.5 (13.9)	23.7 (59.8)	5.9 (14.9)	2.6 (6.6)	49.1	10.2	1.1
産業分類	建設業	100.0 (100.0)	18.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (18.3)	3.3 (63.9)	11.5 (17.8)	3.2 (0.0)	0.0 (0.0)	39.6	42.4	0.0
	製造業	100.0 (100.0)	27.7 (0.4)	0.1 (0.4)	2.2 (7.9)	0.5 (1.8)	15.6 (56.3)	5.0 (18.1)	4.3 (15.5)	33.1	34.8	4.4
	情報通信業	100.0 (100.0)	15.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.0 (33.3)	10.0 (66.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	85.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0 (100.0)	32.8 (0.0)	0.0 (0.0)	2.0 (6.1)	0.0 (0.0)	16.3 (49.7)	13.7 (41.8)	0.8 (2.4)	37.2	28.7	1.3
	卸売、小売業	100.0 (100.0)	33.1 (0.0)	0.0 (12.4)	4.1 (10.3)	3.4 (10.3)	21.1 (63.7)	4.1 (12.4)	0.4 (1.2)	26.0	36.3	4.6
	金融、保険業	100.0 (100.0)	27.5 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	27.5 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	47.3	13.5	11.7
	宿泊、飲食業	100.0 (100.0)	42.9 (0.0)	0.0 (1.4)	0.6 (8.6)	3.7 (70.2)	30.1 (19.8)	8.5 (0.0)	0.0 (0.0)	22.0	31.4	3.7
	サービス業	100.0 (100.0)	35.5 (0.0)	0.0 (0.8)	0.3 (2.0)	0.7 (60.6)	21.5 (27.9)	9.9 (8.7)	3.1 (1.8)	40.4	23.8	0.3
地域別	県北	100.0 (100.0)	35.5 (0.0)	0.0 (3.7)	1.3 (4.5)	1.6 (74.4)	26.4 (7.3)	2.6 (10.1)	3.6 (7.3)	31.8	27.7	5.0
	中央	100.0 (100.0)	33.3 (0.0)	0.0 (6.3)	2.1 (4.8)	1.6 (66.1)	22.0 (16.8)	5.6 (6.0)	2.0 (6.0)	30.2	33.6	2.9
	県南	100.0 (100.0)	27.8 (0.0)	0.0 (7.2)	2.0 (9.0)	2.5 (71.2)	19.8 (10.8)	3.0 (1.8)	0.5 (1.8)	34.7	35.2	2.3
労働組合有	100.0	44.1 (100.0)	0.0 (0.0)	3.9 (8.8)	2.9 (6.6)	27.6 (62.6)	7.6 (17.2)	2.1 (4.8)	44.5	8.3	3.1	
労働組合無	100.0	29.3 (100.0)	0.1 (0.3)	1.4 (4.8)	1.6 (5.5)	20.8 (71.0)	3.4 (11.6)	2.0 (6.8)	28.2	39.4	3.1	

注1)「サービス業」には「学術研究・専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

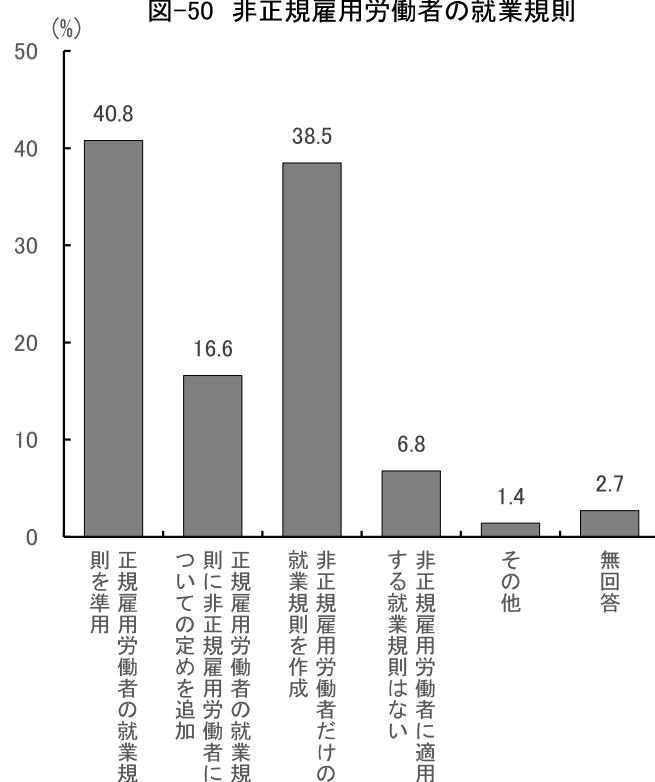
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

二 非正規雇用労働者の就業規則

「正規雇用労働者の就業規則を準用」が40.8%

非正規雇用労働者の就業規則については、「正規雇用労働者の就業規則を準用」が40.8%と最も多く、次いで「非正規雇用労働者だけの就業規則を作成」が38.5%となっている。

図-50 非正規雇用労働者の就業規則



第52表 非正規雇用労働者の就業規則(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区分	合計	正規雇用労働者の就業規則を準用	正規雇用労働者の就業規則に非正規雇用労働者についての定めを追加	非正規雇用労働者だけの就業規則を作成	非正規雇用労働者に適用する就業規則はない	その他	無回答
調査計	100.0	40.8	16.6	38.5	6.8	1.4	2.7
企業規模	5～29人	100.0	47.3	14.8	21.9	12.4	2.4
	30～99人	100.0	46.5	16.6	39.3	5.2	1.7
	100～299人	100.0	33.1	20.9	51.5	3.0	0.1
	300～499人	100.0	28.0	3.2	69.5	0.0	0.2
	500人以上	100.0	29.1	20.7	57.6	0.1	0.3
産業分類	建設業	100.0	53.0	14.4	17.1	13.7	3.3
	製造業	100.0	49.1	20.1	27.0	2.4	0.4
	情報通信業	100.0	6.5	6.5	82.0	5.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	63.0	13.3	24.1	11.1	8.3
	卸売、小売業	100.0	43.4	10.6	40.5	6.3	1.0
	金融、保険業	100.0	24.0	47.3	40.5	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	33.3	23.8	39.8	7.4	0.0
	サービス業	100.0	34.4	16.4	47.8	9.4	0.0
地域別	県北	100.0	41.7	14.2	38.0	8.4	4.7
	中央	100.0	43.8	19.4	36.1	7.0	1.5
	県南	100.0	34.1	12.9	43.7	4.9	5.2
労働組合有	100.0	30.2	16.3	55.9	2.4	0.1	1.5
労働組合無	100.0	43.8	16.6	33.7	8.0	1.7	3.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

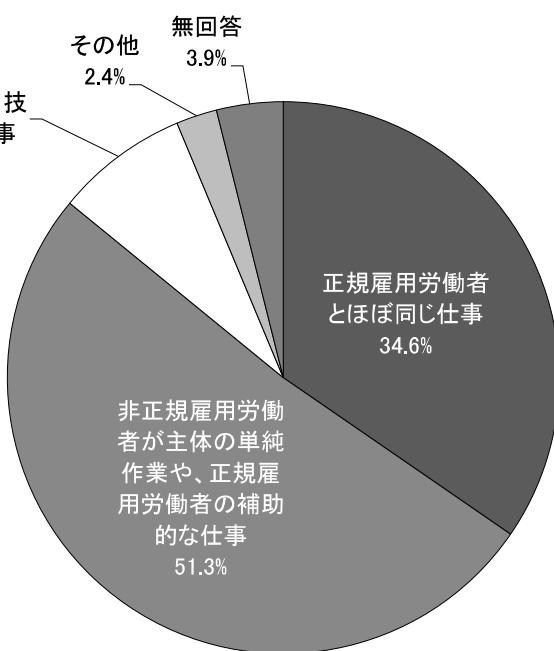
才 非正規雇用労働者の主な仕事

「非正規雇用労働者が主体の単純作業や、正規雇用労働者の補助的な仕事」が51.3%

非正規雇用労働者の主な仕事は「非正規雇用労働者が主体の単純作業や、正規雇用労働者の補助的な仕事」が51.3%と最も多く、次いで「正規雇用労働者とほぼ同じ仕事」が34.6%となっている。

専門的な知識、技能を有する仕事
7.8%

図-51 非正規雇用労働者の主な仕事



第53表 非正規雇用労働者の主な仕事(事業所数の割合)

(%)

区分	合計	正規雇用労働者とほぼ同じ仕事	非正規雇用労働者が主体の単純作業や、正規雇用労働者の補助的な仕事	専門的な知識、技能を有する仕事	その他	無回答
調査計	100.0	34.6	51.3	7.8	2.4	3.9
企業規模	5～29人	100.0	34.3	46.2	10.7	2.4
	30～99人	100.0	37.3	52.4	5.2	2.1
	100～299人	100.0	38.2	49.4	6.1	4.0
	300～499人	100.0	34.7	64.0	0.8	0.5
	500人以上	100.0	28.1	61.4	7.5	2.1
産業分類	建設業	100.0	40.1	50.6	3.5	2.0
	製造業	100.0	34.6	49.0	7.0	4.1
	情報通信業	100.0	37.7	57.3	5.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	37.8	43.1	1.3	8.3
	卸売、小売業	100.0	27.4	56.7	6.3	5.2
	金融、保険業	100.0	15.3	82.9	0.0	1.8
	宿泊、飲食業	100.0	17.0	73.9	4.3	0.0
	サービス業	100.0	35.7	57.3	6.6	0.1
地域別	県北	100.0	35.1	47.0	6.5	5.3
	中央	100.0	33.3	54.8	7.0	1.7
	県南	100.0	36.6	47.9	10.7	1.4
労働組合有	100.0	26.7	64.5	3.8	1.7	3.3
労働組合無	100.0	36.7	47.7	8.9	2.7	4.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

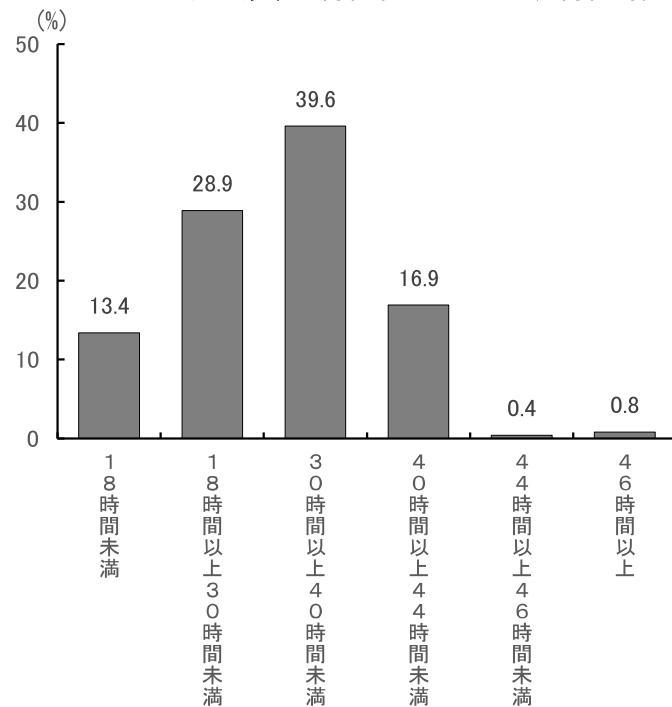
(2) 労働条件・諸制度

ア 非正規雇用労働者の週平均所定労働時間

「30時間以上40時間未満」が39.6%

非正規雇用労働者の週平均所定労働時間は「30時間以上40時間未満」が39.6%、「18時間以上30時間未満」が28.9%となっている。

図-52 非正規雇用労働者の週平均所定労働時間



第54表 非正規雇用労働者の週平均所定労働時間(労働者数の割合)

(%)

区分	合計	18時間未満	18時間以上30時間未満	30時間以上40時間未満	40時間以上44時間未満	44時間以上46時間未満	46時間以上
調査計	100.0	13.4	28.9	39.6	16.9	0.4	0.8
企業規模	5～29人	100.0	26.1	34.7	27.9	7.9	0.8
	30～99人	100.0	15.7	35.1	29.6	18.3	0.9
	100～299人	100.0	10.7	22.5	47.6	18.8	0.0
	300～499人	100.0	7.2	21.2	41.5	29.9	0.0
	500人以上	100.0	7.9	26.8	47.2	17.6	0.2
産業分類	建設業	100.0	4.2	21.9	33.4	37.6	2.2
	製造業	100.0	1.7	19.7	51.2	26.8	0.5
	情報通信業	100.0	12.7	4.5	81.7	1.1	0.0
	運輸、郵便業	100.0	5.8	17.2	53.3	22.4	1.2
	卸売、小売業	100.0	12.0	38.3	35.7	12.5	0.1
	金融、保険業	100.0	14.4	36.6	46.8	2.2	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	26.1	37.3	20.3	13.6	0.8
	サービス業	100.0	13.9	23.6	41.4	20.8	0.3
地域別	県北	100.0	11.6	29.1	37.5	20.5	0.1
	中央	100.0	12.3	30.4	41.6	14.8	0.4
	県南	100.0	17.2	25.4	37.1	18.8	0.5
労働組合有	100.0	6.5	23.4	50.5	19.2	0.1	0.3
労働組合無	100.0	17.2	32.0	33.5	15.7	0.6	1.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

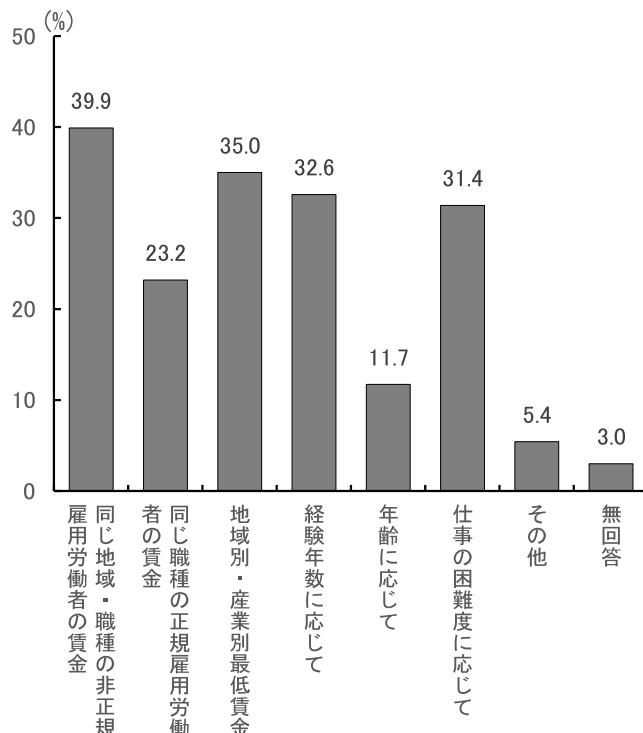
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 非正規雇用労働者採用時の賃金

「同じ地域・職種の非正規雇用労働者の賃金」が39.9%

非正規雇用労働者の採用時の賃金は何を考慮して決定しているかについては、「同じ地域・職種の非正規雇用労働者の賃金」が39.9%と最も多く、次いで「地域別・産業別最低賃金」が35.0%となっている。

図-53 非正規雇用労働者採用時の賃金



第55表 非正規雇用労働者採用時の賃金(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区分	合計	同じ地域・職種の非正規雇用労働者の賃金	同じ職種の正規雇用労働者の賃金	地域別・産業別最低賃金	経験年数に応じて	年齢に応じて	仕事の困難度に応じて	その他	無回答
調査計	100.0	39.9	23.2	35.0	32.6	11.7	31.4	5.4	3.0
企業規模	5～29人	100.0	29.6	21.3	32.0	33.1	12.4	36.1	4.1
	30～99人	100.0	43.7	28.5	42.1	33.4	8.6	27.3	3.4
	100～299人	100.0	41.7	29.3	26.8	36.9	14.4	28.6	3.0
	300～499人	100.0	55.7	24.1	49.9	57.4	9.3	24.1	11.7
	500人以上	100.0	55.6	15.3	38.5	18.8	11.5	29.1	4.9
産業分類	建設業	100.0	33.5	29.3	24.7	36.3	15.2	34.8	4.8
	製造業	100.0	24.8	22.5	47.3	24.5	9.5	27.3	0.7
	情報通信業	100.0	80.4	16.5	10.0	8.0	13.0	8.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	25.7	30.1	38.4	19.5	23.3	27.5	8.7
	卸売、小売業	100.0	40.0	16.1	44.2	32.5	3.6	24.5	7.1
	金融、保険業	100.0	48.6	13.5	0.5	25.8	1.8	60.8	1.8
	宿泊、飲食業	100.0	39.8	17.6	38.5	30.1	15.3	35.0	3.7
	サービス業	100.0	40.2	16.3	34.8	37.3	18.1	36.6	2.1
地域別	県北	100.0	35.4	27.7	40.5	26.9	7.5	26.6	9.5
	中央	100.0	44.3	23.3	30.2	35.1	12.2	30.2	4.6
	県南	100.0	35.0	19.1	40.0	32.7	14.3	38.0	3.3
労働組合有	100.0	45.2	18.2	44.8	28.1	5.9	32.5	7.4	2.5
労働組合無	100.0	38.5	24.6	32.3	33.9	13.3	31.1	4.8	3.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

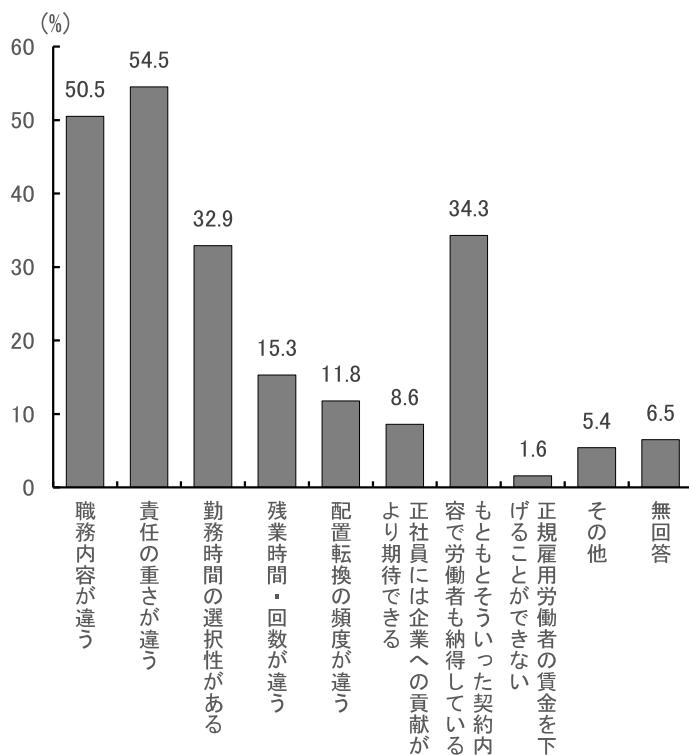
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 非正規雇用労働者の賃金水準が違う理由

「責任の重さが違う」が54.5%

非正規雇用労働者の賃金水準が違う理由としては、「責任の重さが違う」が54.5%と最も多く、次いで「職務内容が違う」が50.5%となっている。

図-54 非正規雇用労働者の賃金水準が違う理由



第56表 非正規雇用労働者の賃金水準が違う理由(事業所数の割合・複数回答)

区分		合計	職務内容が違う	責任の重さが違う	勤務時間の選択性がある	残業時間・回数が違う	配置転換の頻度が違う	正社員には企業への貢献がより期待できる	もともとそういう契約内容で労働者も納得している	正規雇用労働者の賃金を下げることができない	その他	無回答
調査計		100.0	50.5	54.5	32.9	15.3	11.8	8.6	34.3	1.6	5.4	6.5
企業規模	5～29人	100.0	50.3	40.2	33.1	14.8	1.8	7.7	34.9	1.2	5.3	8.9
	30～99人	100.0	44.4	57.6	37.4	17.9	6.5	6.3	44.8	2.5	3.6	6.0
	100～299人	100.0	42.5	60.6	32.5	12.7	21.6	9.3	34.9	2.0	6.9	5.7
	300～499人	100.0	51.6	77.9	31.1	26.2	24.3	26.1	34.8	0.5	5.5	0.8
	500人以上	100.0	66.3	74.2	28.2	12.7	30.2	7.9	19.4	1.6	6.4	3.5
産業分類	建設業	100.0	48.3	37.6	22.2	7.8	1.0	6.6	41.4	0.0	4.3	10.4
	製造業	100.0	39.8	42.0	23.7	11.5	7.7	4.0	33.3	1.1	7.9	11.5
	情報通信業	100.0	90.0	62.3	5.0	6.5	9.5	6.5	10.0	0.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	59.5	56.0	42.0	25.9	8.4	14.5	39.8	0.0	9.6	1.3
	卸売、小売業	100.0	54.0	59.5	28.0	13.2	22.5	8.2	32.6	2.2	7.9	7.6
	金融、保険業	100.0	84.7	82.9	35.5	35.5	13.5	0.0	17.1	11.7	1.8	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	67.5	57.5	33.1	25.0	11.8	5.0	23.1	0.6	3.7	7.4
	サービス業	100.0	49.7	54.3	39.0	9.2	14.4	16.7	35.0	1.9	2.7	0.4
地域別	県北	100.0	48.3	51.5	31.5	13.0	11.5	4.9	38.9	1.3	3.9	8.2
	中央	100.0	49.2	55.0	36.1	17.0	13.2	10.1	33.3	1.8	6.1	2.5
	県南	100.0	55.2	56.0	27.8	13.8	9.3	8.9	32.4	1.4	5.4	13.2
労働組合有		100.0	56.6	71.3	19.8	15.1	32.3	15.2	24.7	1.5	7.3	2.5
労働組合無		100.0	48.8	49.8	36.6	15.3	6.1	6.8	36.9	1.6	4.9	7.6

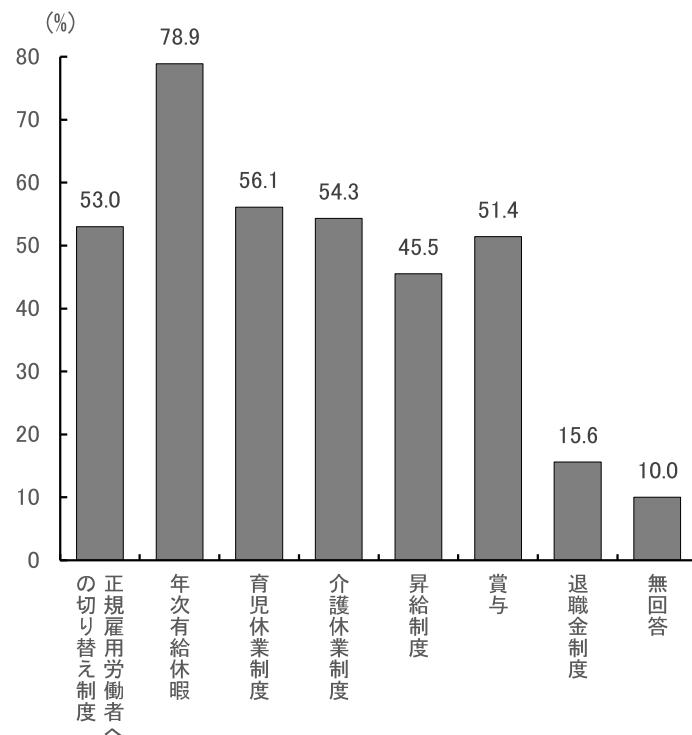
注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

二 非正規雇用労働者の各種制度

「年次有給休暇」が78.9%

非正規雇用労働者の各種制度は、「年次有給休暇」が78.9%と最も多く、次いで「育児休業制度」56.1%、「介護休業制度」54.3%となっている。



第57表 非正規雇用労働者の各種制度(事業所数の割合・複数回答)

区分	合計	正規雇用労働者への切り替え制度	年次有給休暇	育児休業制度	介護休業制度	昇給制度	賞与	退職金制度	無回答
調査計	100.0	53.0	78.9	56.1	54.3	45.5	51.4	15.6	10.0
企業規模	5～29人	100.0	34.9	59.8	32.5	30.8	34.3	38.5	14.2
	30～99人	100.0	48.4	92.9	59.3	57.3	48.6	56.7	16.3
	100～299人	100.0	73.9	91.5	77.0	75.3	46.4	61.7	16.1
	300～499人	100.0	81.0	94.1	69.1	63.6	46.4	51.1	5.1
	500人以上	100.0	75.4	94.2	87.6	87.6	69.6	67.8	17.8
産業分類	建設業	100.0	30.5	55.5	36.6	32.6	34.9	51.0	34.3
	製造業	100.0	43.4	82.2	52.6	50.7	36.6	44.0	5.9
	情報通信業	100.0	52.7	90.0	49.2	50.8	10.0	83.5	0.0
	運輸、郵便業	100.0	41.2	79.6	51.2	51.2	32.8	25.4	6.1
	卸売、小売業	100.0	53.5	78.5	51.8	51.8	52.8	43.2	8.4
	金融、保険業	100.0	73.0	88.3	74.3	74.3	76.0	60.8	48.6
	宿泊、飲食業	100.0	60.7	80.4	60.1	59.5	46.0	41.0	7.6
	サービス業	100.0	57.9	81.8	61.2	60.7	32.3	67.3	22.4
地域別	県北	100.0	51.1	76.4	52.7	52.4	46.3	46.9	12.6
	中央	100.0	53.5	82.2	59.6	57.5	44.0	52.6	16.0
	県南	100.0	53.7	74.5	51.8	49.7	47.8	52.9	17.2
労働組合有	100.0	68.4	88.8	73.2	73.4	56.5	64.9	19.0	6.0
労働組合無	100.0	48.7	76.2	51.3	49.1	42.5	47.6	14.6	11.1

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

令和3年度労働条件等実態調査

令和4年2月発行

秋田県産業労働部雇用労働政策課

就業支援班

〒010-8572 秋田市山王3-1-1

電話 018-860-2334